

平成 20 年第 3 回 城里町議会定例会会議録

平成 20 年 9 月 9 日 開会
平成 20 年 9 月 19 日 閉会

城 里 町 議 会

平成20年第3回 城里町議会定例会会議録

告示	1
○ 会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

○ 日時	3
○ 応招並びに不応招議員	3
○ 出席並びに欠席議員	3
○ 説明のため出席した者の職氏名	3
○ 職務のため出席した者の職氏名	4
○ 議事日程	4
○ 本日の会議に付した事件	6
○ 開会	7
・ 町民憲章唱和	7
・ 議長あいさつ	7
・ 議員の出欠	7
・ 開会の宣告	7
・ 開議の宣告	8
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	10
・ 町長あいさつ	10
・ 議案第48号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第49号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第50号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第51号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第52号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第53号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第54号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第55号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第56号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第57号 上程、提案理由説明	15

・ 議案第58号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第59号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第60号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第61号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第62号 上程、提案理由説明	17
・ 議案書差しかえ	17
・ 議案第63号 上程、提案理由説明	18
・ 日程変更	18
・ 採決	19
・ 議案第64号～議案第71号 上程、提案理由説明	19
・ 監査委員決算審査意見報告	20
・ 質疑	20
・ 決算特別委員会の設置・委員会付託	21
・ 決算特別委員会委員の選任	21
・ 決算特別委員会正副委員長の報告	22
・ 請願第2号及び請願第3号、陳情第4号及び陳情第5号 委員会付託	22
・ 散会の宣告	23
○ 散会	23

会 議 録 第 2 号

○ 日時	25
○ 応招並びに不応招議員	25
○ 出席並びに欠席議員	25
○ 説明のため出席した者の職氏名	25
○ 職務のため出席した者の職氏名	26
○ 議事日程	26
○ 本日の会議に付した事件	26
○ 開議	26
・ 議員の出欠	26
・ 開議の宣告	27
・ 一般質問	27
13番 小松崎三夫君	27
11番 三村由利子君	29
7番 玉川台俊君	37

3 番 阿久津則男君	64
1 番 河原井大介君	73
・ 散会の宣告	88
○ 散会	89

会 議 録 第 3 号

○ 日時	91
○ 応招並びに不応招議員	91
○ 出席並びに欠席議員	91
○ 説明のため出席した者の職氏名	91
○ 職務のため出席した者の職氏名	91
○ 議事日程	92
○ 本日の会議に付した事件	92
○ 開議	93
・ 議員の出欠	93
・ 開議の宣告	93
・ 一般質問	93
8 番 南條 治君	93
9 番 杉山 清君	97
5 番 飯村吉伊君	105
・ 散会の宣告	110
○ 散会	110

会 議 録 第 4 号

○ 日時	111
○ 応招並びに不応招議員	111
○ 出席並びに欠席議員	111
○ 説明のため出席した者の職氏名	111
○ 職務のため出席した者の職氏名	112
○ 議事日程	112
○ 本日の会議に付した事件	114
○ 開議	115
・ 議員の出欠	115

・ 開議の宣告	115
・ 議案第48号 質疑	115
・ 議案第49号 質疑	116
・ 議案第50号 質疑	116
・ 議案第51号 質疑	116
・ 議案第52号 質疑	116
・ 議案第53号 質疑	116
・ 議案第54号 質疑	116
・ 議案第55号 質疑	117
・ 議案第56号 質疑	117
・ 議案第57号 質疑	117
・ 議案第58号 質疑	177
・ 議案第59号 質疑	117
・ 議案第60号 質疑	118
・ 議案第61号 質疑	118
・ 議案第62号 質疑	118
・ 議案第64号～議案第71号 委員長報告	118
・ 討論	120
・ 採決	122
・ 請願第2号 委員長報告、採決	126
・ 日程追加	127
・ 発議第3号 上程、朗読、趣旨説明、採決	128
・ 請願第3号 委員長報告、採決	130
・ 日程追加	131
・ 発議第4号 上程、朗読、趣旨説明、採決	131
・ 陳情第4号及び陳情第5号 委員長報告、採決	133
・ 日程追加	134
・ 発議第5号 上程、朗読、趣旨説明、採決	135
・ 発議第6号 上程、朗読、趣旨説明、採決	137
・ 報告第20号 委員長報告	139
・ 報告第21号 委員長報告	140
・ 報告第22号～報告第25号	140
・ 町長あいさつ	140
・ 議長あいさつ	141
・ 閉会の宣告	141

○ 閉会	141
------------	-----

平成 2 0 年城里町告示第 8 2 号

平成 2 0 年第 3 回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 9 月 2 日

城里町長 金 長 義 郎

1 . 日 時 平成 2 0 年 9 月 9 日 (火) 午前 1 0 時

2 . 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成 2 0 年 第 3 回 城 里 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	9 月 9 日	火	本 会 議	開会 提案理由説明 質疑 議案、請願、陳情委員会付託 散会
2	9 月 10 日	水	休 会	決算特別委員会（総務常任委員会）
3	9 月 11 日	木	休 会	決算特別委員会（教育民生常任委員会）
4	9 月 12 日	金	休 会	決算特別委員会（産業建設常任委員会）
5	9 月 13 日	土	休 会	議案調査
6	9 月 14 日	日	休 会	議案調査
7	9 月 15 日	月	休 会	議案調査
8	9 月 16 日	火	本 会 議	一般質問
9	9 月 17 日	水	本 会 議	一般質問
10	9 月 18 日	木	休 会	議事整理
11	9 月 19 日	金	本 会 議	開議 委員長報告、質疑、討論、採決 請願、陳情、報告 閉会

平成 20 年第 3 回
城里町議会定例会会議録 第 1 号

平成 20 年 9 月 9 日 午前 10 時 01 分開会

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	寺 田 和 郎 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	三 村 由利子 君
3 番	阿久津 則 男 君	12 番	松 崎 信 一 君
4 番	桐 原 健 一 君	13 番	小松崎 三 夫 君
5 番	飯 村 吉 伊 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	小 林 祥 宏 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	玉 川 台 俊 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	南 條 治 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	杉 山 清 君	18 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	寺 田 和 郎 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	三 村 由利子 君
3 番	阿久津 則 男 君	12 番	松 崎 信 一 君
4 番	桐 原 健 一 君	13 番	小松崎 三 夫 君
5 番	飯 村 吉 伊 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	小 林 祥 宏 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	玉 川 台 俊 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	南 條 治 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	杉 山 清 君	18 番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副	町	長	赤	津	康	明
教	育	長	三	村	亮	一
代	表	監	一	木	邦	彦
総	務	課	田	上		勤
企	画	財	阿	久	津	保
税	務	課	山	口	充	彦
町	民	課	横	田	栄	子
保	険	課	加	倉	井	一
健	康	福	松	本	秀	利
産	業	振	田	口	喜	一
都	市	建	栗	林	俊	一
下	水	道	高	橋	洋	造
会	計	課	川	又	重	光
水	道	課	松	崎		榮
農	業	委	阿	久	津	道
教	育	委	海	野	勝	美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	三	村	主
局	長	補	佐			小	林	恵
書			記			桑	野	智

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成20年9月9日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第48号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第50号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例について

日程第 6	議案第51号	城北地方広域事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第52号	城里町ふるさと応援寄附金条例の制定について
日程第 8	議案第53号	城里町公の施設の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第54号	平成20年度城里町一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第10	議案第55号	平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第11	議案第56号	平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第12	議案第57号	平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第13	議案第58号	平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第14	議案第59号	平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第15	議案第60号	平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第16	議案第61号	平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第17	議案第62号	平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第18	議案第63号	人権擁護委員の推薦について
日程第19	議案第64号	平成19年度城里町一般会計決算認定について
日程第20	議案第65号	平成19年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第21	議案第66号	平成19年度城里町老人保健特別会計決算認定について
日程第22	議案第67号	平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定について
日程第23	議案第68号	平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第24	議案第69号	平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第25	議案第70号	平成19年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第26	議案第71号	平成19年度城里町水道事業会計決算認定について
日程第27	請願第 2 号	教育予算の拡充を求める請願
日程第28	請願第 3 号	過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書
日程第29	陳情第 4 号	燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情
日程第30	陳情第 5 号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

日程第31 報告第20号 議会広報委員会視察研修報告書
日程第32 報告第21号 議会運営委員会視察研修報告書
日程第33 報告第22号 城里町住生活基本計画に係わる基礎調査報告書
日程第34 報告第23号 城里町ふるさと応援寄附金条例施行規則
日程第35 報告第24号 地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率
日程第36 報告第25号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

1．本日の会議に付した事件

議案第48号
議案第49号
議案第50号
議案第51号
議案第52号
議案第53号
議案第54号
議案第55号
議案第56号
議案第57号
議案第58号
議案第59号
議案第60号
議案第61号
議案第62号
議案第63号
議案第64号
議案第65号
議案第66号
議案第67号
議案第68号
議案第69号
議案第70号
議案第71号
請願第2号
請願第3号
陳情第4号

陳情第 5 号

午前 10 時 01 分開会

町民憲章唱和

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君） 平成20年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正、平成20年度補正予算及び平成19年度決算認定などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、6月から9月まで実施しております夏の軽装クール・ビズへの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

議員の出欠

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。

開会の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

- 議長（鯉淵秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

- 議長（鯉淵秀雄君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

- 議会事務局長（三村 主君） それでは、6月、7月、8月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、6月でございます。

2日、火曜日、茨城県立常北高等学校後援会総会が常北高等学校会議室で開催されました。議長及び教育民生常任委員長出席でございます。

17日、火曜日、城里町高齢者福祉計画策定委員会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び教育民生常任委員長、玉川議員出席でございます。

18日、水曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

同日、農業委員会運営委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村議員出席でございます。

23日、月曜日、農業振興地域整備促進協議会がコミュニティセンター城里で開催されました。正副議長、産業建設常任委員長、小松崎、三村議員出席でございます。

25日、水曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

27日、金曜日から28日、土曜日にかけて、東茨城郡町村議会議長会正副議長合同研修会が山形県高畠町で実施されました。正副議長出席でございます。

次に、7月でございます。

3日、木曜日から4日、金曜日にかけて、議会広報委員会先進地視察研修を新潟県聖籠町で実施いたしました。議長及び広報委員出席でございます。

4日、金曜日、城北地方広域事務組合出納検査がコミュニティセンター城里で開催されました。寺田議員出席でございます。

11日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

14日、月曜日、農業委員定数検討委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。三村議員出席でございます。

15日、火曜日、城北地方広域事務組合決算審査がコミュニティセンター城里で開催されました。寺田議員出席でございます。

25日、金曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

31日、木曜日から8月1日、金曜日にかけて、議会運営委員会視察研修を宮城県本吉町で実施いたしました。議長及び議会運営委員出席でございます。

次に、8月でございます。

4日、月曜日から12日、火曜日にかけて、平成19年度各会計決算審査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

11日、月曜日、第1回指定管理者候補者選定委員会が本庁舎2階会議室で開催されました。議長出席でございます。

19日、火曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

20日、水曜日から21日、木曜日にかけて、第68回町村議会広報研修会が東京の砂防会館で開催されました。広報委員出席でございます。

同日、第2回指定管理者候補者選定委員会が本庁舎2階で開催されました。議長出席でございます。

25日、月曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、火曜日、県町村会第2回定例会が県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

27日、水曜日、城北地方広域事務組合議会定例会がコミュニティセンター城里で開催されました。阿久津尚一議員、さらには根本、小松崎、寺田、南條、桐原、関議員が出席でございます。

以上、諸般のご報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（鯉淵秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

17番 小 坪 孝 君

18番 小 林 宏 君

1番 河原井 大 介 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（鯉渕秀雄君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

○議会運営委員長（小松崎三夫君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、今期定例会の会期日程についてご提案申し上げます。

去る９月２日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます議案24件、請願２件、陳情２件及び報告６件、合わせて34件の審議件数及び一般質問等を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から９月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から９月19日までの11日間とされるようご提案がございましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から９月19日までの11日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人１名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（鯉渕秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第３回定例議会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、議員各位には、

日ごろより町政発展のためにご尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本定例議会にご提案申し上げます案件は、平成19年度の各会計の決算等を初め、全議案24件であります。どうかご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第48号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） これより、日程第3、議案第48号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 提案理由を申し上げます。

議案第48号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。農業委員会委員の定数見直しについて協議が整ったため、農業委員会等に関する法律第7条及び第10条の2の規定に基づき、城里町農業委員会の各選挙区において選挙すべき委員の定数を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第4、議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第49号の提案理由を申し上げます。

議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例についてであります。国において、議会活動の範囲の明確化及び議員報酬に関する規定の改正をしたことにより、地方自治法の一部が改正され、平成20年9月1日から施行されたことに伴い、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第50号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第5、議案第50号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第50号につきまして申し上げます。

議案第50号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例についてであります。国において、公益法人の設立許可制度の改正及び公益法人の認定制度等が創設されたことに伴い、民法の規定による法人の設立規定が削除され、平成20年12月1日から施行されることに伴い、町条例において引用している規定を改正するものです。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第51号 城北地方広域事務組合理約の変更について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第6、議案第51号 城北地方広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第51号について申し上げます。

議案第51号 城北地方広域事務組合理約の変更についてであります。宿舎経営を本組合の共同処理する事業から廃するため、城北地方広域事務組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第52号 城里町ふるさと応援寄附金条例の制定について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第7、議案第52号 城里町ふるさと応援寄附金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第52号について申し上げます。

議案第52号 城里町ふるさと応援寄附金条例の制定についてであります。ふるさと納

税制度が導入され、寄附金控除が大幅に改正されたことから寄附をしやすい環境となり、この制度により城里町を応援してくださる方々の寄附金を財源としてまちづくりを進めていくため、条例を制定するものであります。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第53号 城里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第8、議案第53号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第53号について申し上げます。

議案第53号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、城里町健康増進施設ホールの湯の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第54号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第9、議案第54号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第54号について申し上げます。

議案第54号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,400万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ92億1,956万3,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を追加するものです。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費及び公債費を追加し、議会費、土木費及び教育費を減額するものであります。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 5 号 平成 2 0 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第10、議案第55号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第55号について申し上げます。

平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,904万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,607万9,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、前期高齢者交付金及び諸収入を追加し、繰越金を減額するものです。

歳出では、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び諸支出金を追加するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ407万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億1,710万4,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、診療収入、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、施設整備費を追加し、総務費を減額するものであります。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 6 号 平成 2 0 年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第11、議案第56号 平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第56号について申し上げます。

議案第56号 平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,043万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億4,486万1,000円とするものです。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 7 号 平成 2 0 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第12、議案第57号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第57号について申し上げます。

議案第57号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億9,922万6,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものです。

歳出では、総務費を追加するものであります。

ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 5 8 号 平成 2 0 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第13、議案第58号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第58号について申し上げます。

議案第58号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてですが、まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,500万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,422万円とするものです。

歳入では、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、保険給付費及び諸支出金を追加し、地域支援事業費を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ577万2,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 59 号 平成 20 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第14、議案第59号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第59号について申し上げます。

議案第59号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,825万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,734万5,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、繰入金、繰越金及び町債を追加するものです。

歳出では、下水道事業費及び公債費を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 60 号 平成 20 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第15、議案第60号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第60号について申し上げます。

議案第60号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,348万2,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 61 号 平成 20 年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第16、議案第61号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第61号について申し上げます。

平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ141万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,638万5,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加し、繰越金を減額するものです。

歳出では、総務費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第62号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第17、議案第62号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第62号について申し上げます。

議案第62号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、既定の収入支出予算の総額にそれぞれ5,374万4,000円を追加し、収入支出の総額をそれぞれ7億1,212万4,000円とするものです。

収益的収入では、受託工事収益及び他会計補助金を追加するものです。

収益的支出では、原水及び浄水費、受託工事費を追加し、総係費を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、既定の資本的収入の総額に8,011万7,000円を追加し、収入総額を4億1,174万9,000円とし、既定の資本的支出の総額に7,729万5,000円を追加し、支出総額を6億34万5,000円とするものです。

資本的収入では、企業債、国補助金、県補助金及び出資金を追加するものです。

資本的支出では、配水管布設費及び水道建設事業費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案書差しかえ

○議長（鯉渚秀雄君）　ここで、お諮りいたします。

ただいま町長より日程第18、議案第63号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君）　ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第63号　人権擁護委員の推薦について

○議長（鯉渚秀雄君）　日程第18、議案第63号　人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君）　議案第63号　人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

城里町大字小勝1300番地1、阿久津　紘さん、城里町大字徳蔵1233番地3、盛田　守さんを推薦するものであります。

お二人とも人格、識見高く、広く社会の実情に通じているとともに人権擁護に理解が深く、委員として最適任と考えますので推薦するものであります。

どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

日程変更

○議長（鯉渚秀雄君）　お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第63号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第63号を先議することに決定いたしました。

採 決

○議長（鯉淵秀雄君） これより議案第63号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定について

議案第65号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第66号 平成19年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第67号 平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第68号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第69号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第70号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第19、議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定についてから日程第26、議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定について、同じく議案第65号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第66号 平成19年度城里町老人保健特別会計決算認定について、議案第67号 平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第68号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第69号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第70号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について、議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定についてであります。以上8議案につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成20年8月4日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

どうかご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

監査委員決算審査意見報告

○議長（鯉淵秀雄君） ここで、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員一木邦彦君。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

○代表監査委員（一木邦彦君） 監査委員を代表いたしまして、平成19年度城里町の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成19年度の城里町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算、基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、証書類もよく整備されて適正に処理されております。基金についても、適法に運用されていることを確認いたしました。

ただし、各会計の歳出決算において不用額が多く見受けられる科目がありますので、決算見込みを的確に把握し、予算を補正するなど、適切な事務処理を行うよう改善を図られたい。また、事業執行等においては、工事等の早期の発注に留意し、事務手続、処理等を迅速に行い、年度内完成を前提に執行できるよう努力されたい。

また、今日の地方財政の厳しい中、特に税源移譲等により自主財源の確保が地方公共団体にとって重要な課題となっております。本町においては、町税及び使用料等の累積滞納額が多額に上っており、納税者に対する公平性の確保の観点からも、これらの解消が強く望まれます。このような状況を踏まえ、税務課内の収納対策室を中心として、全庁を挙げて滞納整理の組織体制を構築し、悪質なものについては法的措置等を講ずるなど、さらに実効が上がるよう努力されたい。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上が、平成19年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政進展のため、なお一層の努力をお願いするものであります。

質 疑

○議長（鯉淵秀雄君） これより質疑に入ります。

議案第64号から議案第71号の平成19年度城里町8会計決算認定について質疑を求めます。ございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定についてから議案第71号 平

成19年度城里町水道事業会計決算認定に関する質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置・委員会委託

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、議案第64号から議案第71号の以上8件についてお諮りいたします。

議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定についてから議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により、決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第71号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を議員控室においてお願いいたします。

午前10時44分休憩

午前11時00分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会委員の選任

○議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番河原井大介議員、2番関 誠一郎議員、3番阿久津則男議員、4番桐原健一議員、5番飯村吉伊議員、6番小林祥宏議員、7番玉川台俊議員、8番南條 治議員、9番杉山清議員、10番寺田和郎議員、11番三村由利子議員、12番松崎信一議員、13番小松崎三夫議員、15番根本正典議員、16番阿久津尚一議員、17番小坪 孝議員、18番小林 宏議員の以上17名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました以上17名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきます。

午前 1 1 時 0 2 分休憩

午前 1 1 時 0 3 分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会正副委員長の報告

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に11番三村由利子君、副委員長に13番小松崎三夫君が選任されましたので、ご報告いたします。

請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願

請願第 3 号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書

陳情第 4 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情

陳情第 5 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第27、請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願から日程第30、陳情第 5 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

○議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第 2 号から陳情第 5 号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願 2 件及び陳情 2 件の取り扱いについては、慎重に審査をすべきと考えます。よって、請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願については所管の教育民生常任委員会へ、請願第 3 号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書については所管の総務常任委員会へ、陳情第 4 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情及び陳情第 5 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情については所管の産業建設常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするも

のであります。議長においてお諮り願います。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君）　ここで、お諮りいたします。

請願２件及び陳情２件の付託先については、ただいまの議会運営委員長の発言のとおり、請願第２号については教育民生常任委員会へ、請願第３号については総務常任委員会へ、陳情第４号及び陳情第５号については産業建設常任委員会へ付託することとし、会期中の審査とすることと決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君）　ご異議なしと認めます。よって、請願２件及び陳情２件については所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（鯉淵秀雄君）　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

あす10日から15日までの６日間は休会であります。

なお、あす10日から12日までの３日間は、決算審査のため常任委員会の開催を予定しております。本日配付されました資料をご持参の上、各委員会へのご出席をよろしくお願いいたします。

また、次の本会議は、16日午前10時に本議場において開催し、一般質問から入りますので、午前９時50分までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 0 7 分散会

平成20年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成20年9月16日 午前10時02分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大 介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1番	河原井 大 介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副	町	長	赤	津	康	明
教	育	長	三	村	亮	一
代	表	監	一	木	邦	彦
総	務	課	田	上		勤
企	画	財	阿	久	津	保
税	務	課	山	口	充	彦
町	民	課	横	田	栄	子
保	険	課	加	倉	井	一
健	康	福	松	本	秀	利
産	業	振	田	口	喜	一
都	市	建	栗	林	俊	一
下	水	道	高	橋	洋	造
会	計	課	川	又	重	光
水	道	課	松	崎		榮
農	業	委	阿	久	津	道
教	育	委	海	野	勝	美
員	会	事				
務	局	長				
局						

1. 職務のため出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	三	村	主
局	長	補	佐			小	林	恵
書			記			桑	野	智
						弘		

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年9月16日(火曜日)

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人 8 名を許可いたしました。

一般質問

○議長（鯉淵秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は 3 回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第 1 号、13番小松崎三夫君の質問を許可いたします。

13番小松崎三夫君。

さらに、傍聴人 1 名を許可いたしました。

〔13番小松崎三夫君登壇〕

○13番（小松崎三夫君） 平成20年第3回定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

国の行政大改革のもと、五十年あるいは百年に 1 回あるかないかの市町村合併が施行され、新生城里町の初代町長として、平成17年に金長町政が誕生いたしました。新設合併の大きな課題である合併後の執行体制の整備や町民同士の融和と一体感の醸成、合併協議で決められた合併支援事業等の適正な執行、あわせて合併建設事業の計画的な執行など、新設合併であるがゆえに、多くの課題を背負った船出であったと認識しております。

その金長町政も、議会を初め町民各位の協力と協働の精神、さらにはそれを支える多くの職員の率先された行動などにより、これまで計画された事業の着実な進展を見てきたのではないかと考えるところであります。

一例を挙げれば、小松小学校屋内運動場の建設、デマンド交通システムのスタート、水

戸市消防本部城里出張所の建設を初め、水道未普及地域解消事業による七会徳蔵地区への水道事業の着手、下水道事業、農業集落排水事業の整備継続の推進、国道123号バイパス用地買収の着手など、ハードな面はもとより、小学6年生による北海道のふれあいの旅、福祉社会における高齢者を初めとした住民福祉施策についてもきめ細かい対応をなされてきたと痛感しています。特に、旧町村の垣根を取り払い、町民同士の融和と一体感の醸成を図りつつ、新町建設を着実に推進されてきたことと理解しているところであります。

そこで、金長町政も本年度ではや4年目に突入いたしました、この4年間における本人自身の事務事業、町政推進における評価、あるいは考えなどについてお聞かせいただき、1回目の質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 13番小松崎三夫議員からの一般質問についてご答弁を申し上げます。

城里町の事務事業について、合併して3年余経過したが、これまでの事務事業について、町長自身どのように評価をしているのかというような項目でございます。

平成17年2月に町長に就任いたしまして、3年6カ月が経過をいたしました。振り返ってみますと、私にとっては、長い苦しい期間であったと思っております。しかし、議会を初め町民皆様のご理解とご協力をいただき、合併時に掲げた目標である火災救急に対応できる町内への消防署所の設置、交通弱者対策の交通手段としてのデマンド交通の運行、七会地区水道未普及地区の解消、都市との交流を図るグリーンツーリズム事業のほか、小松小学校体育館の建設、小学6年生の全員による北海道ふれあいの船の事業、地区生涯学習推進のための補助事業等を、それぞれ手がけることができました。また、公園墓地計画につきましては、時代の趨勢、町民の要望等が特にないというようなことから、中止ということといたしております。

しかし、町政運営の最大の問題点は、私は財政難と借入金残高をどう減らして次の世代へ負担を減じていくかであると思っております。合併直後、町の平成16年度末の一般会計の借入残高は142億4,000万円でありましたが、平成19年度末、今回の決算認定に付しておるものは127億4,000万円であり、3年間で15億3,000万円減少をしております。

また、全会計を見ますと、公共下水道事業の推進等による借入金の増額はありましたが、一般会計、また特別会計をあわせると、平成16年度末借入残高263億円が、平成19年度末には残高251億円となり、12億円の減少となっております。

このほか、公園墓地の借入金が、就任したときには9億900万円元金としてあったわけですが、本年9月末にはこのうち7億円の返済が終わります。合わせて3年6カ月の間に19億円の借入金圧縮ができたことになるわけであり、私はこの財政再建の道筋はなお継続していかなければならないと考えております。

これらを踏まえながら、真に必要な事業を選択しながら、町政が活性化する方法を進めていくべきであると思っております。これらにつきましての評価は、私ではなく町民がすべきものと思っております。

以上であります。

○議長（鯉渕秀雄君） 13番小松崎三夫君。

○13番（小松崎三夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま3年6カ月の町政評価を述べられましたが、これらの事業推進に当たっては、町財政の健全化推進との表掲一体の事業展開を強いられたとのことではありますが、特に従来までの積み上げられた借入金の適切な返済は、次世代を暮らす城里町民との均衡を考えたとき、必要かつ重要な行政課題であると考えます。夕張市の例ではありませんが、全国多くの自治体において、財政難による行政執行の停滞なども聞かれておりますし、マスコミなどを通じて第二第三の夕張をささやかれている自治体もあると聞いております。

また、本年度から決算指標についても、町のすべての会計について計数を積み上げて検証することになりましたが、幸い本町は借入金の残高が多いものの、指摘を受けるところまでにはいいない聞いております。

そこで、1回目でお聞きできなかった財政再建と町行政の活性化策について、引き続き町政を担当し町民のために働いていくご意思があるのかないのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。ずばり回答をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりにします。

○議長（鯉渕秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 小松崎議員の2回目の質問にご答弁を申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたように、財政再建等につきましては、なお、やはりその道筋は進めていかなければならないと考えておるところであります。

特に今、環境問題が重視される時代になってまいりました。こういう中で、城里町の良好なる環境を生かしながら、町の安定と発展のために利害関係等を排除しながら、また、公平公正な町政を推進するというような哲学を持ちながら、町民の意向、後援者とも相談しながら、再度出馬の方向で前向きに検討してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（鯉渕秀雄君） 以上で、13番小松崎三夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

○11番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一般質問に入らせていただきます。まず最初は、入札制度についてでございます。

公共工事の入札契約の適正化を図ることは、透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為の排除などを目的としております。これに基づき、県においても入札契約制度改革が実

施されております。本町においても合併後、町が発注する建設工事において、一般競争入札、電子入札の導入などの改善が実施されていますが、このことは、条件を満たす業者であれば誰でも参加はでき、透明性、公平性を高める効果があるものと思っております。

これはもとより、公共工事をめぐる一連の不祥事の続発を防止するために、国交省が入札契約適正化法を設置したためであります。この適正化法の基本的な考えとして、インフラ整備において入札や契約に関して、いやしくも疑惑を招くことのないようにするためと、良質なインフラ整備が効率的に推進されるように求められているわけでございます。

一般競争入札を速やかに導入し、適正化を図る執行部の姿勢は評価できるところであります。一方では、指名競争入札が従来どおり実施されている部分を見ると、一般競争入札に踏み込めない部分はなぜなのか、一般競争入札と指名競争入札の区分がどのように実施されているのか不明であります。町が発注する建設工事等において、区分の規定はどのようにしているのか、わかりやすく説明を求めるものであります。

次に、地球温暖化対策についてであります。

私たちが享受してきた科学技術が便利な暮らしをつくり上げ、その代価として驚くほどのCO₂をまき散らし続け、その結果が、今や地球の温暖化は待ったなしの状況であるといわれております。地球の悠々の歴史の中で、温暖化というとてつもない環境変化の真ただ中に生きていることを、まず、私たちは認識しなければならないと考えます。

地球の温暖化は、異常気象の頻発と生態系への影響、渇水、農業への打撃、あるいは地球的な感染症の増加、災害の激化など、私たちの生活の上で複合的に生じるおそれがあると指摘されております。温室効果ガスCO₂が現在の380ppmより100ppmほどふえ、大気中のCO₂が480ppmになった場合、真夏でも上着、コートは何枚も重ね着しているような状況になり、あとはひたすら温暖化の道を通り走るしかないというような説があります。今のペースでCO₂がふえ続けると、40年後にそのような状況に陥ると予想されております。

このように待ったなしの状況を、国も、自治体も、家庭も、私たち個人個人も心して生活しなければならない状況にあるのであります。しかし、町として積極的に温暖化対策に取り組んでいるようには思えず、このたび町としての取り組み状況を伺いたく、町長の所見を伺います。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 11番三村議員からのご質問でございます。

1点目は入札制度について、2点目が温暖化対策についてということですが、1点目の入札制度につきましては、合併後、大幅に改正をし、公平性、透明性を図るよう行っておりまして、これらの制度の区分等につきましては、企画財政課長のほうからご答弁を申し上げます。

また、温暖化の問題につきましては、議員ご指摘のように、世界規模、また、宇宙的視点でとらえていかなければならないものと認識をいたしております。これらの個々の取り組み等につきましては、町民課長よりご答弁を申し上げます。

○議長（鯉渕秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

○企画財政課長（阿久津保巳君） 11番三村由利子議員さんの質問にお答えしたいと思います。

指名競争入札と一般競争入札の区分けでありますけれども、区分につきましては、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程により区分けされております。その中で、規程第3条により、一般競争入札の対象につきましては、主要5工種工事のうち、予定価格が500万円以上のものとされております。また、その中に工事の特性、合理的な理由があるときには、一般競争入札によらないことができるとされております。

ちなみに、主要5工種でありますけれども、一般土木工事、アスファルト舗装工事、建築工事、電気設備工事、冷暖房設備工事が主要5工種であります。

○議長（鯉渕秀雄君） 町民課長横田栄子君。

〔町民課長横田栄子君登壇〕

○町民課長（横田栄子君） 三村議員さんの地球温暖化対策についてでございますが、地球温暖化につきましては、やはり新聞、テレビ等においても温暖化に伴う弊害が報道されております。温暖化対策の重要性を認識してもらうために、温暖化のメカニズムや個人にできる温暖化防止について、広報キャンペーン、フォーラム等を通じて啓蒙活動を進めていきたいと思っております。

家庭でできるものとしたしまして、ことし8月から食用廃油の回収を始めました。それを拡大していきたいと思っております。それから、瓶、缶、紙類、ペットボトル等の適正な区分の再資源化、それから、レジ袋等の削減のためにマイバッグ等の使用拡大、それから、発熱電球から電球型蛍光灯ランプへの交換の推進、電気をまめに消灯して、節電に努めていくように家庭に呼びかけていきたいと思っております。

それから、事業所等につきましては、エコ事業所登録制度の加入の推進とか、ハイブリッド車等の低燃費車の導入をしていただけるように推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鯉渕秀雄君） 11番三村由利子君。

○11番（三村由利子君） 入札の区分けについて、企画財政課長からの答弁がございました。

主要5工種、一般土木、アスファルト舗装、建築、電気設備、冷暖房設備工事が5工種に入るという説明でありました。ただ、そのほかに工事の特性、合理的な理由がある場合はこの限りではないということではありますが、そこで、この5工種に限らずという場合は

どういふときなのか、具体的にその説明をお願いいたします。

つまり、主要5工種のほかに500万円以上というふうに規定はされてありますけれども、この例にはなく、特別な理由があるときにはそれに該当しないということでありますので、それはどういふときなのかということの説明をいただきたいと思ひます。

それから、一般競争入札に導入されているのはわかるんですが、まだまだ指名競争入札が実施されているのはわかっておりますが、一般競争入札を導入するという目的、先ほども申しましたように、透明性、それから、公正な競争心、こういうものを目的としておりますので、それに踏み切れない特別な理由というのは、どういふことで指名入札が行われているのかなというふうに疑問に思ふわけでありますので、その辺をもう一度お伺ひしたいと思ひます。

ちなみに、県のほうですが、全課ではございませんけれども、県のほうでは物品の購入においても既に一般競争入札を実施しているという課もございます。例えば食器洗浄器、あるいは今普及されておりますA E D、それからガスコンロ、あるいは重油の果ても一般競争入札をとっているということもございます。それから、建設用の重機の修理、こういうものも一般競争を設けているという県のほうの資料をとっておりますが、そういう一般競争入札ができないで、従来どおり指名競争に頼っている部分はどういふことなのかなということを再度お尋ねいたします。

それから、地球温暖化、これはもう1年半前になるんですね、この地球温暖化防止対策推進計画ガイドラインというのが実施されまして、都道府県から市町村、これも含めて改正されたわけであります。ただ、町としましては、いまいまだ取り組みが積極的ではないなというふうに思っております。

先ほど担当課の課長さんが、温暖化の啓蒙運動を始めますということであります。あるいはバイオエネルギー、そういうものもことしの8月から実施しているという説明がありましたけれども、まず、私はこの地球温暖化ということはどういふことなのか、毎日、報道、マスメディアではこの地球温暖化という言葉が出ないときがないほど、この温暖化は今非常な深刻な状況であるということがいわれておりますけれども、まず、地球温暖化とはどういふことなのか、そのメカニズムをしっかりと把握されて、そして、住民の皆さんにも温暖化とはどういふことなんだと、これが続くと実際どういふことが起きるんだというようにことをまず皆さんに周知徹底する。啓蒙啓発ですね。この辺をメカニズムの段階からすべきではないかなと思っております。

やはりその辺の非常に厳しい状況である、今後これが続いていけばどういふ事態になるかということ、まず知らしめることが私は先決かと思っておりますので、温暖化のメカニズムについては徹底してお知らせいただいて、そして、一人一人が協力をしていただければ、この温暖化対策は功を奏しないということでありますので、特にそのメカニズムと、それから、今後の予想されるだろういろいろな弊害、そういうものを町民の皆様に

まず理解をしていただくということをお願いしたいと思います。

それから、マイバッグの利用を進めるということではありますが、既にもう各地でレジ袋の廃止は実施されております。しかし、なかなかマイバッグを持参して買い物をしている人というのはまだまだ低いような状況でありますので、そういうことの普及も大事なかなと思います。

それから、一番この温暖化に影響しております電力の消費、これを抑えることへの啓蒙、まず電力は火力発電とかというものに大変エネルギーを使うわけですから、そういうものから発生するCO₂がかなり多いということです。我々電力の消費者としては、極力その電力の消費を抑える。そういうこともアピールをしていただきたいと思います。

非常に豊かな暮らしで、我々の生活の中には家電製品が多く出回っております。1軒当たりの保有台数もかなりふえてきておりますので、家庭で使う電気の消費量というものの、これが大変なCO₂の原因でありますので、この家電製品、電力の消費の抑制、その辺も徹底して啓蒙をしていただきたいと思います。

それから、小規模事業者からの排出抑制、例えば小売店とか、コンビニとか、こういうところでも24時間照明を使ったり、それから冷暖房、あるいは自販機、こういうものからの電力の消費は非常に大きなウエートを占めていると、専門書によりますとありますので、できるだけそういうところへも呼びかけて、電気の消費を抑制するということに協力を依頼するという必要もあるかと思えます。

それから、車両部分、これは低燃費車、これの導入も必要かと思えますね。公用車もできるだけ低燃費車に買いかえる、新車に公用車を買いかえるときは低燃費車に買いかえるとか、あとエコドライブを推進するとか、あるいは車の利用をできるだけ抑制させる。自転車や徒歩、こういうものを推進するというようなことを啓蒙啓蒙していただければと思っております。

それから、意外と効果的なのは緑のカーテン、窓辺や壁面、そういうところにつる科のアサガオとかゴーヤ、そういうつる性のものを緑のカーテンとしてやることによって暑い熱を遮断するという効果がありまして、室内と室外の緑のカーテンの温度差というのは5ないし6度ぐらいあるというふうに専門書では説明されておりますので、環境整備にもなりますし、緑のカーテンの推奨ということも行政として進めていただければと思っておりますが、こういう具体的な身近な対策、こういうものをもう少し積極的に現実をしっかりとらえられて、そしてこの対策を強固に前へ進めていただけるものと思っておりますが、もう一度執行部の説明をお伺いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 11番三村議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、区分けについては、先ほどもお話ししましたが、金額と工種の中で一般と指名競争は区分けされております。その中において、特性や合理的

な理由があるときには、一般競争ではなくて指名競争入札でもできるということになっております。

ちなみに、金額が500万円以上でも指名競争入札をしているような工種につきましては、コンサル業務が主な業務であります。これらについては、やはり委託の特性とか、合理的理由があるというような判断において指名競争入札で執行しているところであります。

2つ目の質問でありますけれども、物品等の入札についても一般競争入札を取り入れてはどうかというようなご質問であると思いますが、物品の入札だけではなく、コンサル業務や役務の提供等の業務全般について一般競争入札について考えなければならないと思っておりますが、調達の場合により一般競争入札に付することが不利、適しないと認められる案件も多々あると思われますので、また、町内業者の育成等につきましても、配慮しなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 町民課長横田栄子君。

○町民課長（横田栄子君） 三村議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

県の委嘱を受けてボランティア活動をしております茨城県地球温暖化防止活動推進員さんが、町では2名ほどおります。その方の力などをお借りいたしまして、これから今、議員さんがおっしゃられたようなものに力を入れて、広報とかキャンペーン、それからフォーラムなどをいたしまして、推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 11番三村由利子君。

○11番（三村由利子君） 3回目でございますけれども、一般競争についてであります、5工種と500万円以上、それから工事の特性、合理的な理由があればその限りではないというような説明を受けておりますが、それで、お伺いいたしますが、一般競争入札と指名競争入札の年間の、今で言えば平成19年度の比率というのはどのくらいあるのか。一般競争が何%、指名競争入札が何%とその比率をお伺いいたします。

先ほどその主要5工種と予定価格が500万円以上のものは一般競争入札に付するというような説明があって、資料を私もいただいて理解はしているんですが、少し矛盾を感じる場所があるんですが、これは私個人の間違った考えかもしれませんが、指名競争入札の場合、5工種で予定価格、ランクづけをしまして、5,000万円以上でも指名ができるというふうなうたってあると思うんですが、これは特別な理由ですけれども。

ですから、一般競争でそれだけの規程を設けて、区分けを設けておきながら、指名競争入札でも5,000万円以上ならばランクづけして指名できるというふうなこの二通りの規程、これがなかなか矛盾をしているのではないかなというふうに私は思うんですが、その辺はどのように解釈されますか、お伺いいたします。

それから、指名をする場合に、指名選考委員会がありますね。課長さんたち、あるいは

今までは副町長さんが委員長として入っておられました。この指名選考委員会が正しく機能しているのかどうか、その辺をお伺いします。

大体指名選考委員会というのは、各主管の課長さんたちがこの工事においてはこういう条件だからこの業者がいいですよと、主管の課長さんたちが業者を選定して、指名選考委員会に伺い届を出すというふうに聞いております。つまりそれを裏返して言えば、主管の課長さんの業者の決定権というものがそこに出てくるのかなと思います。

それで、それからとらえまして、先日、決算特別委員会の席でこういう質問をしたんですが、新設道路改良工事、このときに新設しようとする道路の用地の地質調査、あるいは測量、設計、この一連の工事が何件か出ておりました。それを発注する業者の選定は主管課長がしているんですねというふうに言いましたら、いや、指名はしていませんと。あくまでも企画財政課だというふうなそのときは答弁がございました。そうすると、やはり指名選考委員会で業者がその辺で選定されてくるのかなというふうに、主管課長の先日のその話によるところを見ると、主管課長の業者の選定伺いというものが、そこではなかったようなふうに解釈をいたしました。その辺がちょっと私には疑問に思うところであります。

それから、地元業者育成という話が先ほどありましたけれども、確かに地元業者育成は私も大事だと思っておりますが、地元業者さんだけで指名競争入札がありますと、どうしても自分たちは地元業者だから保護されているんだということで、競争の原理がなくなってくるのではないかなと思うんです。つまりそれが落札価格の高どまりになりかねないのではないかなというふうな懸念を持つわけですが、そういう点にも留意されて、地元業者育成ということで指名をされているのかということもお伺いをいたします。

ある業者さんの言うことには、指名はされたんだけど、やはり特定の業者さんが非常に権限が強く、なかなか我々の意見が通らないというような業者さんからの話もありました。そういうこともあるのではないかな。やはり指名競争の中では限られてきますし、限られた業者さんの中で発言の力の大きさとか、そういうものが出てきてしまうのかなと、そういう心配もあるわけですが、地元業者育成とその問題点、そういう点をどういうふうにとらえておられるのか、その辺もお伺いいたします。

物品購入なども一般競争入札の方向でできるだけ努力をするという、ただいま答弁をいただきましたので、それはそれで了解いたしました。とにかくせっかく一般競争入札の導入がされたわけですから、その目的が公平な競争を促進させる、それから透明性、これです、ここが大きなメリットでございますので、その辺を考えると、指名競争入札ではなく一般競争入札の範囲を広げていく必要があるかなと思っておりますので、もう一度ご検討をいただければと思います。

それから、地球温暖化については、具体的にいろいろと取り組んでまいりますという前向きな姿勢を担当課長からいただきました。非常にありがたいお言葉で、成果を非常に期待しているところでありますが、とにかくこの温室効果ガスを抑える、低炭素型地域社会

の構築ということで、非常に重要なのはクリーンなエネルギーの導入であります。その主なものは太陽光発電です。この太陽光発電に対して補助金、これを今、住宅用の太陽熱利用に対して集熱機が6平米に対して10万円なんですよね。ですから、この低炭素型の環境をつくるためには、クリーンなエネルギー・太陽光発電電池を使ったそういうエネルギーの拡大というのは、もう避けて通れないことでもありますので、この太陽光発電に対して、6平米10万円というのは本当に微々たるものでありますので、その補助金の拡大を町長も考えていただけないかなというふうに思っております。

非常に身近な問題で、今ボイラーをたくとか、少ないですけども、まきで燃やすということで非常に環境汚染が出てくるわけありますから、この太陽光発電をどんどん導入できるように、町としても補助金の拡大の方向で検討していただければと思うんですが、そういうことも町長に所見をお伺いいたします。

とにかくクリーンエネルギー・太陽光発電は、今、この地球温暖化の時代に非常な救世主ということでクローズアップされてきておりますので、どうぞこのクリーンエネルギーに対しての補助金、こういうものの拡大を改めてお願いをするところでもあります。

とにかくこの温暖化の問題はできることから無理なくやっていく、これが非常に大事なことです。あるいは、子どものころから環境教育、これを周知させるということも将来の地球を救うということで重要なことかと思っておりますので、できることからどんどんと実施していく、そういうことをお願いしたいと思っております。

それから、教育委員会においては環境教育、こういうものも積極的に取り入れていただきたいと思っております。

以上、3回目を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 11番三村議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目であります。一般競争入札と指名競争入札の件数であります。平成19年度におきましては、一般競争入札が42件、指名競争入札が22件ありました。この中で、落札率を参考までに申し上げますと、一般競争入札42件で96.6%であります。指名競争入札が22件で95.41%であります。平成20年度につきましては、9月中旬までといいますか、今までの件数は指名件数が11件で、一般競争入札が13件であります。同じく落札率であります。一般、指名とも93.8%と93.74%であります。

2点目のご質問であります。業者指名の推薦でありますけれども、過日の決算特別委員会のほうで、私が説明したのがちょっと間違っていたのかあれなんです。業者指名につきましては、規程の19条に書かれてありますが、「主管課長は所管する工事等について指名競争入札に付そうとする場合においては、有資格業者を推薦するときには指名基準により選定伺いを担当課長がつくりまして、指名選考委員会に提出する」となっておりますので、企画財政課のほうでは、業者指名についてはしていないと思っております。出てき

たものに関して選定委員会の中で審査をするような規程になっております。

3番目の地元の育成というふうなことでありますけれども、業者の指名選定に当たっては、コンサル等につきましては、町内業者さんや町内に営業所を有するようなものを基準に照らし合わせて、選考しているような状況にあります。

また、指名されたことを逆手にとって落札率が高いのではないかというようなご質問でありますけれども、落札率の高い低いはあくまでも結果でありますので、案件によって高くなるということはないと思います。

最後に、一般競争入札、そのコンサル、物品も一般競争入札にならないかということなことでありますが、一般、指名の競争入札につきましても、それぞれメリット、デメリットが多々あると思われますので、その辺につきましては、今後十分検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 地球温暖化の対策につきまして、総体的には三村議員がおっしゃるように、やはり住民の方によく浸透させると、そういうことが大事なと思いますが、やはり個々の取り組みについては、住民の方々も、例えば電力を少なくするというようなことは自分の電気料にもかかわるし、また、中小企業事業者、そういう方々についても、直接そういう経営上の電気料の問題にもかかわることありますので、十分理解をいただきながら、かえって積極的に取り組んでいただくことが肝要ではないかと思っております。

また、太陽光発電の補助につきましては、多分平成15年までだと思っておりますが、経済産業省でもって事業所、また、公共施設、個人に対しても若干の補助といたしますか、そういうのを支出するという制度がありました。桂の中学校を建てたときが公共施設では最後かなと思います。それ以後ありませんが、町が個々に補助をするというようなことではなくて、やはり国策として私はやっていくべきであると思っておりますので、その補助の復活も若干芽生えてきておるようですので、それらをなお一層、国が国策といたしますか、そういうことで進めるようにいろいろな機会をとらえながら主張してまいりたいと、そういうことで考えております。

なお、公共施設等につきましては、できるだけそういうものを取り入れるような推進をしてみたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○11番（三村由利子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

○ 7 番（玉川台俊君） 平成20年第 3 回議会定例会に当たりまして、通告によるところの一般質問を始めます。

まず初めに、町長任期を半年残し、今後の町政を伺うところでありましたが、さきの質問で町長が出馬の方向で考えているということをお聞きしました。これを踏まえまして、この件について 2 点ほど伺いたいと思います。

町民の中には、水戸市との合併を望む方が多数いらっしゃることは、町長もご存じかと思います。出馬されまして、再任をされたという前提で伺いたいと思いますが、今後の 4 年間、水戸市と合併はどのようにお考えかをまず伺います。

次に、町長選挙が終わりますと、教育長人事を迎える時期がすぐ来ております。その際に、教育長人事を新任または再任、どのように考えていらっしゃるのか、この 2 点をまず伺いたいと思います。

新任というのは、新しく別な方という意味です。

次に、農業集落排水を含む上下水道事業について伺います。

1 つは、合併後 3 年半が経過しておりますが、水道料金の格差が解消されていないのはなぜかを伺うものであります。

2 つ目は、公共下水、農業集落排水は、供用開始の告示後 3 年以内に排水設備を設置しなければならないことになっておりますが、いまだに接続されていないケースが多々見受けられます。本来、接続されていれば使用料収入が発生するわけでありましたが、接続されない割合、件数、徴収できない損失額はどのようになっているのか伺います。また、未接続解消に向けた努力をどのようにされているのか伺います。

続きまして、3 番目に、福祉行政について 2 点伺います。

1 つは、昨年来の急激な原油高を起因とする諸物価の高騰で生活環境は大変厳しい状況にあります。これから冬に向かい、暖をとるために灯油は必需品であります。石油製品の高騰は顕著であり、一般家庭でも厳しい対応が必要になると思われます。このような環境では、特に高齢者を初め経済弱者に対する灯油購入補助等の経済的救済措置が必要と考えますが、この件について町長の考えを伺います。

2 つ目は、町単独事業である子どもの医療費助成制度は、現在償還払いで行われております。県内では10月に現物支給を開始する鹿嶋市を含め、5 つの自治体で現物支給されております。サービス向上や事務の簡素化のためにも、現物支給が望ましいと思います、昨年12月議会の答弁は、「導入については先進地の状況調査、研究をし検討する」でありました。町はこの件について視察を行ったと聞いております。現物支給についての考えを伺いたいと思います。

4 番目は、ふるさと納税制度の活用について伺います。

この制度は、ある意味城里町がどのように評価されているのかをあらわす一つの指標にもなると思われます。町行政に不満があれば他の自治体に寄附がされてしまうでありまし

ようし、評価されれば寄附を受けることもできるわけであります。これをさて置いても、ふるさと納税制度がスタートしたからには、寄附をいただくことを考える必要が、町の自主財源が3割という状況から必要不可欠だと思いますので、制度活用に対する執行部の考えを伺います。

5番目は、教育行政について2点伺います。

1つは、「八千代町が公立中学校に塾講師を招き補習を実施」と、7月20日の茨城新聞の報道がありました。同様の提案を昨年12月議会で質問したときには、教育長は、講師を招いて塾を開く考えは全く考えていないということでありましたが、今回は、県内の公立中学校のことです。報道をごらんになって何らかの感想があるかと思います。公共施設整備基金を活用して、学校の先生に負担をかけるのではなく、講師を町が雇って補習をできないかと聞いた経緯がありましたが、再度検討の余地はないものか。父兄もこの報道を目にされていることと思います。当然学力向上を考えれば、城里町でも八千代町同様の補習を望む声が出てくるとと思いますが、そのときにはどのような対応をされるのか伺いたいと思います。

2点は、当町の地域の教育力向上をねらい、県教育委員会が設置を目指す学校支援地域本部設置に向け、国からの本部運営費補助が3年後に打ち切られるなど、金銭的な問題があるようではありますが、教育委員会としてはどのような考えのもとで設置について考えているのか、また、設置に向けた進捗を伺いたいと思います。

6番目は、災害対策について2点伺います。

1つは、町内に新耐震基準より前に建設された住宅が全体の36.7%を占める2,563戸あると、平成15年住宅土地統計調査で報告されております。近年、各地で大地震が続発しており、先月には当町でも震度4を記録しました。耐震化を進め災害の被害を最少に抑えること、そして、住民の不安を解消するためにも木造住宅の耐震診断は有効かと思います。木造住宅耐震診断補助制度の周知はどのように行われているのか。

2点目は、災害時は医療の確保が急務であります。町内の医療機関との災害時の協力協定等の締結の進捗を伺います。

続いて、7番目は、ホロルの湯について伺います。

契約期間の半ばで、指定管理者であるサンアメニティ社が撤退してしまうことはまことに残念であります。そこで、10月からのホロルの湯の運営について考えを伺います。

今回、提案されている議案から指定管理者を町の開発公社にすることがわかりましたが、何点か疑問があります。1つは、指定の期間であります。なぜ2年半を指定するのか。サンアメニティ社の残任期間ということですが、今回は指定管理者、指定要綱を作成しておりますが、県内業者に限定するなど、初めから委託先が開発公社ありきで事が進められているように思います。

私も短期間で公社にかわる業者選定は無理があり、緊急避難的措置であると理解はでき

ますが、過去５年間のホールの湯の収支は、平成15年から平成17年の３年間は開発公社が担当し、入場者数の減少、これに伴い収支の赤字額は増大し、平成15年の5,500万円から平成17年には7,270万円の赤字ということに増大しております。これが民間のサンアメニティにかわりますと、入場者数の減少はありますが、ほぼ横ばいを保ち、収支は平成18年の4,830万円から平成19年度は4,290万円に赤字が縮小されています。この間、第三者に業務委託されたプール部門を除く職員数を見ると、開発公社が55から57名程度で運営、サンアメニティは50名で運営していたことや、人件費の高い職員を少数に抑えたことが違いかと思われます。

公社が運営していた平成15年の人件費が１億2,792万円、平成16年は１億6,011万円、平成17年では１億2,195万円でありましたが、サンアメニティでの平成18年は約9,411万円、平成19年では8,218万円に抑えられております。最大最少単純比較で２倍の違いがあります。今回の管理指定では、民間企業でも約4,300万円まで縮小されたといえ、赤字収支であったことを踏まえ、さらには重油の高騰を考慮し、運営委託料を1,600万円補正予算に計上し、公社に支払う契約がされるようではありますが、なぜ1,600万円なのか、その根拠が不明であります。

単純に考えれば６カ月分でありますから、前年度実績を見て赤字収支分約2,150万円が妥当かと思われますが、約500万円少ない金額で委託できるのか、職員をどのように配置して運営すれば経費節減できるのかなどの事業計画が具体的に示されておりません。私が危惧するのは、委託するのは金長町長であり、受けるのが開発公社の理事長である金長町長であります。議会に示された協定案には、年間の委託料の金額が定められておりません。指定管理料の詳細に記載されているのには、別に年度協定を定めるとしてあります。来年度は６カ月分の年額に当たる3,200万円で委託するのか、今年度の収支を見て、赤字がふえればふえた分を増額し委託するのかわかりません。これでは来年度は5,000万円になるのか、幾らになるのかかわからないということであります。

そもそも協定案の第３条の２項に、「甲は——この場合町であります、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し云々」とあります。本来、民間の感覚で運営されるべき施設が、利益の創出を目的にしてこなかった官の感覚で構成された開発公社で運営していけるのか。過去の実績を見ても甚だ疑問であります。

今回は、緊急避難と考え、２年半の指定期間の終了を待つのではなく、１年後には新たに民間業者を指定管理者に内定できるぐらいの意気込みで、一刻も早く本格的に業者を公募していく必要があると思いますが、このことについて町長はどのようにお考えか伺います。

また、指定を受けるために開発公社は事業計画を出し、それにのっとって委託料の算定がされたと思います。どのような内容の事業計画で委託料1,600万円が算定されたのか、

根拠となる事業計画を示していただきたいと思います。

最後に、国道123号線のバイパスについて3点伺います。

1つは、用地買収等の進捗と今後のスケジュールを伺うものであります。

2つ目は、バイパスに接する通称アジラ線は、石塚小学校の重要な通学路でありながら、昔ながらの1間道路で、車1台がかろうじて通れる幅員の町道であります。過去において何度となく改良の必要性を訴えてまいりました。町長も車両が交通できるようなところから町道の拡幅を進める考えを示されておりましたが、いまだに実現されておられません。子どもたちは通学時に車が通行すると、町道から畑地に避けて車両を見過ごすのが現状で、1カ所たりとも避難場所の確保がされておられません。

この路線は20年ほど前から、歴代の区長から区長要望として改良の要望がされてきた路線であります。また近年、この路線に張りついた世帯数の増加もあり、費用対効果の面も含め、早期の町道改良を求めてまいりましたが、過去において合併時の町道整備については、優先順位が設定されているとの説明も伺ったように記憶もあります。優先順位があるとなれば、どのような順位になっているのか伺い、改めて通学路であるアジラ線の拡幅についての考えを伺います。

3点目は、この路線の下水道工事が保育園方向から進み、途中で切れていることに、地域住民から計画に対する疑問視がされております。私の記憶では、今年度予算での事業と記憶しておりますが、今後の下水道整備計画とこの路線が窪地形状で、雨水の排水が困難な場所ではありますが、バイパスの進捗にあわせ、今後の雨水処理についての計画を伺いまして、1回目の質問といたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 7番玉川台俊議員からの一般質問についてご答弁を申し上げます。

第1点目の町政運営についてということですが、町長任期を半年残し、今後の町政をどのように考えるのか。その中で2点ほどご質問がございます。

水戸市の合併、教育長の人事ということですが、あくまでも仮定の話でありますので、そこまでは私のほうでもお答えはできないかと思いますが、水戸市の合併の考え方、これにつきましては、私は合併というより広域行政をなお一層進めていかなければならないと、そういうふう考えております。単独で最後まで完結させるというふうな時代的な背景ではないということで、広域的にできるものは、それは合併もありましょうし、広域連合もありましょう、または事務委託、そういう形もあると思います。いろいろな形でやはり広域行政を推進していかなければならないと、そういうふう考えております。

人事につきましては、お答えが申し上げられません。

次に、上下水道事業につきましては、それぞれ1番、2番につきましては、担当課長よりご答弁を申し上げたいと思います。

次に、福祉行政につきまして、高齢者の救済のための灯油の購入等に対して、何らかの措置ができないのかということだと思います。これらにつきましては、現在、国としても補正予算等で計上いたしまして、その対策をするというふうな考えであるように思われますが、やはり町がする場合には、経済弱者の範囲といたしますか、そういうのをどういうふうな形でとらえていくのか。生活保護世帯につきましては、現在のところ採暖費といたしますか、そういうのは現在のところ据え置きだというふうに聞いておりますので、そういう中で、町が単独で行っていくということは非常に難しいというふうに考えておりますが、これにつきましても、細部は担当課長よりお答え申し上げたいと思います。

次に、単独医療事業の問題ですが、これにつきましても、担当課長のほうで進めております。来年度には実現すると思いますが、これについても、課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

次に、ふるさと納税制度についてであります。これについては、やはり議員おっしゃるとおり、町がどう評価されるということも非常に大事だと思います。町のイメージを上げていく、町のいいニュースを外へ向けて発信していく、そういう体制が私は一番大事ではないかと思いますが、制度的には私もやや疑念を当初から持っておるわけです。もっと税財源の返財をなくすということであれば、根本的な税制度を改善していくべきではないかと思っておりますが、制度的に、法律的にこれができたわけありますので、そういうことにつきましては、PR、また寄附をいただけるような対策、そういうことについても全力で取り組んでまいりたいと思います。

次に、教育行政につきましては、1番、2番につきまして、これについては教育長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

6番目の災害対策について。木造の耐震の補助制度につきましても、担当課長のほうから詳細にお答えを申し上げたいと思います。

次の医療機関との災害時の協定等がありますが、現在、協定は結んでおりません。それらの経過につきまして、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

次に、ホールの湯の指定管理者の件がありますが、議員が全般おっしゃったことについてはそのとおりであるかと思えます。私も民間に出すというような基本的なスタンスは変わっておりませんが、今回の場合は、先ほどもありましたような緊急避難的な対策をとらざるを得ないということで、今議案として議会のほうへご提案申し上げているところであります。その中に2年半ということになっておりますので、それを変えてということは現在のところ、それで提示をいたしてお認めをいただきたいと考えておりますが、それらの2年半の期間中に、やはりできるだけ早い機会にそういうものをPRしながら、民のほうに応じられるようなそういう体制をつくっていききたいと、そういうふうには考えておるところであります。

また、1,600万円の補てんの内容につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げ

たいと思います。

次に、国道123号線のバイパスに関しての計画の進捗の状況、また、アジラ線の拡幅の状況、次に、それらの工事とあわせて下水整備計画の件につきましては、それぞれ担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鯉渕秀雄君） 水道課長松崎 榮君。

〔水道課長松崎 榮君登壇〕

○水道課長（松崎 榮君） それでは、7番玉川議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

合併後3年半が経過しているが、水道料金の格差が解消されていないのはなぜかということでございますけれども、当町の水道料金につきましては、合併前、各町村ごとの水道料金の体制で運営しております。考え方といたしましては、それぞれ地域に合った水道をつくっていますので、それぞれの水道事業の運営経費でできていればいいのではないかと考えてございます。

合併後の公平さのために、水道料金の統一は急がなければならないわけではございますけれども、合併協議会におきまして、水道料金につきましては、合併後3年から4年の間、水道事業の統一にあわせて料金も統一していくとされております。大体今がその時期ではないのかなと思われま。

水道料金につきましては、地方公営企業法におきまして、水道料金は公平、妥当なものでなければならず、かつ効率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと規定されております。総括原価から算定しまして、独立採算制をもととしたものでなければならないものとされております。そのような中で、昨年5月、水道事業運営審議会におきまして、町内の各浄水場等の施設の現況をご視察いただきまして、耐用年数、施設の稼働状況等をご説明いたしました。一部改良を必要とする基幹施設もございまして、建設改良による再整備につきましては、大体もう完了いたしまして、今後、投資後の料金回収をしているところでございます。

これは常北地区でございます。常北地区が現在、投資後の料金回収をしているところでございます。桂地区につきましては、それぞれ施設等も老朽化しておりまして、今後改修の検討も必要だと思われま。

現在、当町の場合は3地区とも8年から13年近くですか、水道料金が据え置かれております。水道料金の改定後も将来の水需要の伸びが懸念されておりますので、収入不足等から一般会計基準外の繰出金、総収入の約15%ぐらいが一般会計から繰り出されておるものでございます。

生活に密着された水道料金をもととした独立採算に基づき、新料金を新しく算出させま

すと、地区によっては36%以上急激な変化がもたらされることとなると思われます。これらについては一気に統一するのか、また、料金の低い地域に急激な変化をもたせないために段階的な料金改定をしていくのか、現在執行部において検討中でございます。

これから財政当局等とご相談いたしまして、企業会計の基準外繰り出しの問題についての協議等を行いながら、料金単価についても算定していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

〔下水道課長高橋洋造君登壇〕

○下水道課長（高橋洋造君） 7番玉川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、公共下水道及び農業集落排水の供用後3年以内に接続するに對してのご質問かと思えます。

まず、未接続割合ですけれども、この数字につきましては、平成19年度末現在でのものでございます。まず、接続の義務の根拠としましては、下水道法第10条並びに第11条の3、それから、城里町下水道条例等に規定されているものでございます。

まず、平成19年度末の城里町の下水道人口普及状況ですけれども、普及につきましては、整備地区につきましては55.3%となっております。その中で、公共枴設置済みの世帯、未接続割合でございますけれども、約30%の接続となっております。戸数でありますけれども、全体の戸数としましては、現在までに整備済み戸数が3,922戸、接続戸数2,739戸、未接続戸数が3年以上、または3年未満を入れますと1,180戸となっております。

そういった状況の中で損失額、先ほど玉川議員さんがご指摘のとおり、使用料で計算しました結果を申し上げます。この数字につきましては、3年未満の戸数、未接続世帯の割合で計算をしております。まず、年間使用料の平均数量に使用料を掛けました金額を電気、各処理場、施設等の電気、汚泥処理等一般的な管理に対する費用を差し引きまして、約1億1,000万円の使用料となっております。

それから、解消策ですけれども、毎年9月10日が下水道の日ということで、全国的に下水道の事業に対しまして、広報等、チラシ等でPRを実施しておるところでございます。実際、現在、県のほうと各市町村の窓口、担当課が推進対策事業ということで立ち上げております。そういった中で、昨年から実施しているわけですけれども、ことしにつきましては、石塚地区を重点に9月11日に、最初に県と下水道課の職員でご協力をお願いしたいということで、チラシ等を配りながら各戸を訪問しております。

そういった状況において、現在もこれからも推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長松本秀利君。

〔健康福祉課長松本秀利君登壇〕

○健康福祉課長（松本秀利君） 7番玉川議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

高齢者を初め経済弱者救済措置が必要ということでございますが、原油価格、食料価格、それから、これらの高騰による農水産業、それから運送業、建設業等々、生産加工、流通業界のみならず、大きな影響を与えられていることは承知してございます。そういった中、現在国におきましての件でございますが、町長答弁のとおり、生活保護世帯等に係る燃料費、こういったものにつきまして、数字が示されておるところでございます。

例を示しますと、冬期加算ということで燃料費等については11月から3月が対象期日となりますが、1人2,390円、2人目3,100円というような形で示されてございます。

また、魚介、野菜、そういった換算表もございまして、これらに基づいて決定をされておるところでございますが、これらにつきましては、現在も変更がなされておらないというような状況でございます。今後、総合的な対策等が考えられようと考えてございます。これらに示されました対策には早急に対応をしまいたいと考えておるところでございます。

なお、私がとらえている事務の数字でございますが、来月当初にはガソリン価格が約10円ほど下がるであろうと、消費価格でございますが。また、一部情報でございますが、本年12月ごろには、灯油が昨年並みの95円になろうというような推測も示されておるところでございます。いずれにしても、国等からの施策大綱が示されれば、その中で早急に対応をしまいたいと考えてございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

〔保険課長加倉井一史君登壇〕

○保険課長（加倉井一史君） 7番玉川議員さんの質問にお答えいたします。

町単独事業の医療費助成を償還払いから現物支給にできないかという質問でございますが、制度導入につきましては、平成21年4月から予定してございます。この制度導入に伴いまして、平成20年4月に先進地の視察、そして、8月に国保連合会との協議を行いました。9月に茨城県の医師会、歯科医師会、薬剤師会への協力要請をお願いいたしました。また、年内に茨城県診療報酬支払基金、国保連合会、城里町の4者で、審査支払いにおける委託契約等の協議を行いまして、平成21年4月から制度開始を目指して、現在準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 7番玉川議員さんからのご質問ですけれども、趣旨は、八千代町で実施しているように、学校に塾講師を入れて、受験に向けた体制づくりをしてはどうかということだろうと思います。このことにつきましては、実際に私も八千代町まで行きまして、具体的に話を聞いてまいりましたし、また、NHKでも放送されましたことにつ

きましても、見てまいりました。

学校で行っている教育というのは、物事に対する見方、考え方を非常に大事にして指導をしているところでございます。逆に塾のほうはどうかというと、ストレートに受験ということを目標にした指導がなされているというふうに考えているところでございます。そういう意味で、学校と塾との指導の方法というのがかなり違うのではないかとということを感じました。特にNHKのDVDまでいただいてきたわけですが、その内容を見ますと、ここは受験に出るよという言葉が何度も聞かれるような指導形態だったように思っています。

子どもたちにとっては塾講師の指導というのは新鮮味があって、その分で非常にわかりいいというようなことを答えていたお子さんもありました。しかし、こういうことでいかなものかなというふうに思うところでございますけれども、例えば、マイナス掛けるマイナスで、これがプラスになるという指導。学校では、具体的になぜそうなのかということをお大事にして指導しているわけですが、塾の指導ではマイナス掛けるマイナスはプラスなんだと、しっかり覚えておきなさいという形の指導になっているように感じてなりません。そういう意味で、学習の目的や指導形態が違うものを学校教育という土俵に同時に上げるということに非常に戸惑いを感じているところでございます。

次に、教育力向上のための学校支援地域本部の設置状況というのか、これのご質問でございますけれども、ご存じのように、文科省は学校支援地域本部事業を取り上げており、今年度の重点というような形で、県の教育委員会のほうも市町村に対して強く働きかけをしているところでございます。しかし、7月6日の新聞で報道されましたように、申請済みが44町村の中で5市町村、前向きに検討中というのが8市町村という報道がございました。市町村教育長会議の折にも、県からの説明、依頼がございました。しかし、私のところでははっきり断りましたというような教育長さんもいらっしゃいましたし、人材確保が非常に難しいということ、さらには、ここに退職の校長さんを入れてはどうなんだという話もあったわけですが、現場が非常にやりづらくなると。したがって、非常に立ち上げが難しいんだというふうなことおっしゃってありました教育長さんもございます。

現在、本町においても、前向きに検討中ではございますが、大きな壁にぶつかっているのが実態でございます。コーディネーターをどうしたらいいのか、あるいは運営費としてコーディネーターには支払いが可能だけれども、実際にそこで仕事をしてくるボランティアに対しては活動費として与えるわけにはいきませんというような制約もございます。あるいは、活動する内容についての経費についても全くないと。そういう大きなところで3点課題があるかというふうに思うところでございます。

これまで具体的に意見交換等をしてまいりましたが、学校を支える地域体制はかなりできているというように各学校ではとらえております。具体的には、学校を中心に三世代交流事業や学区で開催している夏祭り、あるいは地域の方々のお手伝いをいただいて生活科

の地域探検、そういうこともございます。あるいは、草花の苗づくり、さらには植えつけというようなことを地域の方々が積極的にボランティアとしてやっていただいているということがございます。

こういう活動が各学区で展開されていますけれども、これにいわゆるコーディネーターにのみ手当を出して、具体的な活動をしている方に手当がないというのか、資金もないというふうなことで、コーディネーターになる方の心理的な負担、あるいはボランティアとして活動してくれる方の心理的な何だろうなというような疑問も感ぜざるを得ないところでございます。

県としては、どんな形でもいいから立ち上げてほしいという意向ですので、コーディネーターのあり方を工夫しながら、本町でも立ち上げていくという方向で検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

ただいま11番三村由利子君、12番松崎信一君が退席いたしました。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

○都市建設課長（栗林俊一君） 7番玉川議員のご質問にお答えいたします。

災害対策として木造耐震診断事業の周知はどのように行っているかというご質問でございますが、当事業につきましては、本年10月より診断の受け付けを開始する予定であり、今後その概要や申し込み方法などを広報しるさとや町のホームページに掲載し、周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 7番玉川議員さんのご質問でございます町内医療機関との災害時協力協定等の締結の進捗状況はについてでございますけれども、町長ご答弁のように、町内医療機関との協定締結はまだ未締結でございます。今後は医療機関との協定につきましては、東茨城郡医師会等との協定締結について環境整備を進めながら推進をしてみたいと、このように考えているところでございます。

現時点で大規模災害が発生し、当町が大きな被害を受けた場合で、町の能力をもってしては十分でない場合、県、国、関係機関へ協力を要請をいたします。茨城県においては、茨城県医師会と災害時の医療救護についての協定、日本赤十字と災害救助法に基づく救助の実施に係る委託契約等が締結をされております。

また、県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援を行うため、災害拠点病院として基幹災害医療センターを1カ所、地域災害医療センターを9カ所指定をしております。町はこれらの災害拠点病院と連携を図り、災害時には傷病者の輸送などが円滑にできるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（鯉渕秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

- 産業振興課長（田口喜一君） 7番玉川議員さんのご質問にお答えします。

ホロルの湯の指定管理料の1,600万円の件であります。サンアメニティ社につきましては、民間のノウハウを生かし、赤字額も年々減少してきましたが、経営努力だけではどうしようもない、例えば併設のプール運営等につきましては、管理委託、光熱水費、燃料費等につきまして、収支の実績及び他市町村の例も参考といたしまして、今回新たに計上したものでございます。

金額の内訳としまして、プールの管理委託に730万円、光熱水費に705万円、燃料費に165万円を計上しております。

以上でございます。

- 議長（鯉渕秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

- 都市建設課長（栗林俊一君） 7番玉川議員のご質問についてお答えいたします。

国道123号バイパスに関して、まず、バイパス計画の進捗状況でございますが、国道123号桂常北バイパスにつきましては、那珂西地内より栗地内までの全長約7.6キロメートルが計画されており、このうち石塚地内の現国道123号接続部から北側の約700メートルを町事業として平成17年度より、さらに、その北側の上坪地内の町道までの約1.3キロメートルについて、県事業として平成12年度より事業化されております。また、町事業では、123号バイパスとあわせ、日立笠間線のバイパス約450メートルについても着手しており、この両路線を合併市町村幹線道路緊急整備支援事業として整備し、123号バイパスと石塚市街とのアクセスを図る計画となっております。

進捗状況でございますが、この優先して進めている区間全体の平成15年度末時点での用地買収率がおよそ60%となっております。また、事業全体としてはおよそ20%となっており、この区間が完成いたしますと、本事業の最大の懸案である石塚市街及び手這坂付近の交通狭隘区間の解消につながることから、今後も早期完成を目指し事業を進めるとともに、県に対しても働きかけていきたいと考えております。

続いて、アジラ線についてでございます。

通称アジラ線と呼ばれます町道1032号線についてでございますが、幅員が狭く、かつ児童の通学にも使われていることから、改良が必要な道路だと認識しております。ただし、現状では道路排水の接続先がないため、国道123号バイパスの整備に合わせ、その排水路に接続することが合理的であることから、このバイパスの進捗状況を勘案しながら、道路の改良及び排水の整備について検討していきたいと考えております。

また、事業の優先順位でございますが、区長要望や合併時にリストアップした事業など

について、現場の状況を見ながら事業を図っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

〔下水道課長高橋洋造君登壇〕

○下水道課長（高橋洋造君） 7番玉川議員さんの質問でございますけれども、同線の下水道整備計画につきましては、昨年度から始まっているわけでございますけれども、今年度内で完了いたします。よろしくお願いします。

○議長（鯉渕秀雄君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、玉川議員の2回目の質問から入ります。

午前 11時45分休憩

午後 1時01分開議

○議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

玉川議員の2回目の質問から入ります。

副町長赤津康明君が退席いたしました。

7番玉川台俊君。

○7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の町政運営ということですが、先ほど町長は仮定の話ということで、教育長人事については考えていらっしゃるということでありました。ただ、私は残り半年、この時点で出馬を考えているという状況であれば、当然教育行政というものは重要な問題であります。この人事を考えていないというのはどうしたものかなということでもありますので、考えていないのであれば仕方ありませんけれども、その点もしっかり考えていただきたいと思いますし、今までの教育行政がこの町においてどのような成果を上げてきたか、その辺も町長は考慮して人事に当たるものと私は考えるものであります。

それから、合併については、私の答弁を聞いている感想としては、城里町と水戸市との一対一の合併なり、吸収合併なり、それは考えていないというふうにとらえましたが、それでよろしいのか確認をしたいと思います。その点の答弁をいま一度お願いしたいと思います。

続きまして、上下水道でございますが、水道料金の問題であります。

前にこのことについて質問した経緯がありまして、水道料金に関しては水道事業運営審議会に諮問をして、答申を受けて考えていくというなりの答弁を受けた記憶がございます。水道料金等は、この審議会からの諮問を受けて、町長が決定していくものかなと思います。この審議会を招集するのは町長であります。ですから、審議会の招集は町長がすることですので、その間何回ほどされてきたのか、また、どのような答申を受けたのか、それをお聞きしたいと思いますし、積極的な会議の招集を行って、料金の統一に向け

た諮問を受けるべきではないかと。要するに、町長が招集しなければ始まらないという前提がありますので、それを行わないのは、これは町長の責任だと思います。

ちなみに、水戸市の旧内原町においては、来年4月に統一をするという新聞報道もありました。水道料金は水戸市に合わせて、内原地区は値段が下がるということですが、その値段についてどちらがいいという話ではございませんが、統一は図っていくべきだろうと。統一を図った上で、さらなる給水単価等、赤字が出る分はさらに引き上げるかどうかというものは、次の問題であると思います。まずは料金の統一を図るために、積極的に審議会の招集を町長は行うべきではないかと思いますが、いま一度その辺を伺いたいと思います。

続きまして、下水道関係であります。

損失額がおよそ1億1,000万円ほどということであります。当町は財源に乏しいところではありますから、これらを考えなければならないということで、解決策を伺いましたところ、先ほどの答弁では、ことし初めて、今月11日ですか、チラシを配って説明をしたということですが、これは全戸を対象に行ったのか。先ほど1,180戸が未接続だということでありましたので、その日に1,180戸全部回られたのか。どのくらい回られて解決策として説得に行かれたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

次に、福祉行政であります。私答弁を聞いていますと、経済弱者ということで、執行部のほうは生活保護世帯を念頭に置いているようでございますが、私はそうではなくて、年金だけの生活、高齢者の方には、ことし後期高齢とかいろいろあります。介護保険料も年金から天引き、それと、年金が十分しっかり払われていないという問題も抱えながら不満がある中で、実際もらっている額が本当にもらえる額より少ないかもしれないという不満を持ちつつ、そういう健康保険税ですか、そういうものを差し引かれている現状がある中で、高齢者の独居世帯である方もいらっしゃるだろうし、これは灯油に限らず食料品も上がっているわけで、今後安くなるという見通しはあっても、去年から比べればかなりの高どまりをしている水準であります。

この辺を考えまして、どういう方が対象になるかということが疑問だと、問題であるということがありましたけれども、私が思うには、この辺は社協であるとか、民生委員の方であるとか、その辺をはっきりと把握されているところを活用して、そちらのほうで協力をしてもらって必要な分を支給していく、そういう方法がとれないことはないだろうと思います。その辺をいま一度考えていただきたいと思います。

続きまして、医療費の問題は、来年4月から始まるということで、これは歓迎することです。

続きまして、ふるさと納税制度、このことで私は、活用に対する考えを聞くということはどうのようにこの制度を具体的に活用して税収を上げる考えがあるのかということ聞いております。ですから、例えばこれをどこでアピールするかです。私思えば、例えばホロ

ルの湯などは町外からの利用者が多いわけです。そういうところでそういうアピールをして寄附をいただければ、施設をもっともっといい施設にしていくために使いたいとか、そういうアピールができると思います。それから、国民文化祭というんですか、当町では川柳を行う会場になっているということでもありますから、これまた町外から来るお客さんがたくさんいるわけです。この辺を活用するなどの具体策を持っているか持っていないかを聞きたいわけです。

もうこれは早いところは6月ぐらいから始まっているわけでありまして、今回町として条例をつくるということでもあります、既にもうおくられていますよね。そういうことを具体的にどういう考えで持っているのか、または以前当町に住まわれていて、高額納税者だった方が、町外に転出されたというケースも把握はしているだろうと思います。この辺の城里町出身の方あたりに、どのようにお知らせをしていくかということも、個人情報の問題もありますけれども、それなりに考えを出していく必要があるんじゃないか。その辺はどういうふう考えているのかを聞きたいわけでありまして、その辺を伺いたいと思います。

続きまして、教育行政であります、マイナス掛けるマイナスがプラスでしたっけ、その教え方の違いがあるということで、なかなか合点がいかない、疑問があるという教育長の答弁でありました。

私は学校教育を否定するわけではございませんで、学校教育で行っているその教え方はそのままでいいでしょう。ただ、それプラス具体的に受験対策でもいいだろうと。要するに、新聞にもありますよね、受験対策ができれば、学力が上がることによって子どもたちの選択肢がふえる、学校の選択の幅がふえると。ですから、私はほかの市町村でやるやらない、そういうことではなくて、町単独でもやるべきではないかと、それを言っているわけです。

教育にも経済的なものにも南北格差というものがある、地域格差があるというのは何遍も申し上げてまいりましたけれども、特に当町における子どもたちは、地元における就職の場ということがなかなかないわけでありまして、町外に出ていくと。町外に出ていくというのは当然首都圏を目指すことになるんでしょうし、そちらはそもそもが教育水準が高いということですよ。そこに地域格差が既にあるわけでありまして、当町はそういう面では、子どもたちに教育を十分させてあげる必要があるだろうと。そういう観点から、横並び主義にほかはやっていないとか、そういう問題ではないと、私はそれで聞いているわけでございます。そういう観点で、もう一度どういうふうに思っているかをお伺いしたいと思います。

それから、地域学力向上をねらっている学校支援地域本部の問題であります、お金の問題、人間関係の問題ということでなかなか難しいということでもありますけれども、それはなかなか私どもにはちょっと理解が得られない。そもそもボランティアでやるという前提であれば、コーディネートの方はそういうふうに支払われるということで説明してあれ

ば、そういうものはボランティアの問題なので、もらえる方、もらえない方でどうのこうので問題が発生するという考えがあるのであれば、最初からできないと思いますよね。

ただ、人間関係ということになれば、それはどういう人間関係がいけないのかということとは考えなくてはいけないと思いますけれども、設置に向けては考えてくということなので、そこのところは積極的に、これは学力向上という前提があるわけでありますから、ボランティアを行っていただける方はそういう考えはないと思いますよね。ですから、積極的にこれは進めていただきたいと思います。いま一度答弁をいただきたいと思います。

それから、災害対策、住宅の診断の補助ということでありますけれども、10月から行うということなので、積極的にアピールをしていただいて、町民の方が安心して住宅に住まわれるように、ちょっと診断を受けていただいたほうがいいのではないかとということのアピールしていただければよろしいかなと。その先は個人的な責任で、自己責任ということになるでしょうし、ただ、行政サービスとしてそういう制度がありますよと、それを積極的にアピールしていただければありがたいと思います。

2番目の町内医療機関との災害協定でありますけれども、私一昨年、この問題で聞いております。聞いていて、いまだ締結なり協力体制を求めているというのは、行政の怠慢だと私は言いたいと思います。

これは別にお金のかかることではありませんし、町外から応援を求めるということは、私はなかなか難しいだろうと。やはり一番地元の医療機関に、基本的に災害のときは積極的に支援をいただくということをまずお願いしにいくことが大切だろうと思いますが、それをまだ1件もしていないんだろうと思います。町の医療救護に関する資料として、町内の医療機関一覧というものがもう既にありますけれども、こういうものをつくっていながら、多分していないだろう。ここにうちも入っていますけれども、ない。

それで、この城里町地域防災計画をつくっても何もしなければ、全く意味はないだろうと。この地域防災計画策定に幾らお金をかけたかわかりませんが、何もしなければそもそも無駄ですよ。できるところからやらないというのはどういう理由があつてのことか、私はちょっと理解できないので、行政の怠慢と指摘したいと思いますので、このことについてもう一度答弁をいただきたいと思います。

それから、順番的にホールの湯ということでありますけれども、今回は指定管理者を開発公社に預けるということで、これは私も緊急避難ということで理解はしますが、いま一度強調したいのは、2年半を預けるにしても、2年半後になって新しく業者を選定するような計画ではなくて、きょうからでも民間業者を選定できるように努力していただいて、そういう業者が1年先、1年半先でもいいですけれども、なるべく早く指定できるような体制が整う、そういう努力をしていただいて、開発公社との契約というものは、町からでも開発公社からでも契約の解除ということではできる協定案になっておりますので、開発公社に2年半云々ということではなくて、今からでもやっていただく。それをお願い

したいと思いますし、いま一度確認をしたいと思います。

それから、1,600万円の委託料の算定についていま一度ちょっと疑問があります。プール管理に700幾らかを支払うという内訳がありました。今まではプールは、委託事業として第三者に委託されていた。それは入場料、利用料の中から支払ったということでありましょうし、今回はそういうことも含めてそういう計算が立っているということなんでありますが、ただ、プールの委託業務の内容はどういうことなのかということを伺いたいと思います。

現在、業務委託されているプールには、職員配置図からすると8名の方が張りついているみたいであります。聞くところによると、今回は1階にあるレストランを閉鎖して、そこを何らかのことで使うというようなことがあります。であるならば、レストランには一応6名の方が配置されております。この6名の方はどこへ行くのかなという問題もありますし、プール管理の内容によっては、この6名の方プラス何名かを雇用すれば、委託の中のプールの委託料というものが節約できるんじゃないかなと思いますし、また、支配人、それから総務企画として5名の方が今までいて、その中で企画5名の中の3名はサンアメニティの社員だったということではありますが、この社員を含めてこのホールの湯の職員配置図からいいますと、今後どういうふうな人数を張りつけていく計画なのか。レストランの6名分というのがどこいくべきなのか、そういうことはどのように検討されたのか、それをちょっと伺いたいと思います。

それから、バイパスの問題であります。買収は着々と進んでいるということではありますけれども、2番目でお伺いしたアジラ線の拡幅の問題であります。

優先順位としてはあるというような答弁として伺いましたけれども、私はそれが進まないという理由の中で、前回聞いたのは地権者の同意が得られないところは後回しになるという話でありましたけれども、私はいっそのこと、合併時に計画された町道の整備なり、これを一遍全部町民に示して、ここの優先順位として固まっていたこれを一遍示して、なぜここはできないのか、なぜここは進むのか、その説明もつけてあげると、自分たちが望んでいる、私が望んでいるようなところがなぜ進まないかの問題がはっきりするだろうと思います。

というのは、役場の立場として、地権者の同意が得られないところは後回しにするんだということは、一般の町民の方はご存じないだろうと。そのところに問題があるだろうし、そもそも地権者が協力を得られないから後回しにするというのがやはり行政の怠慢ではないかなと。必要なところになぜ積極的に職員が出て行って説得をしないのかということも、町民からすれば当たり前の話ではないかなと、私は思いますし、一度どうしてこういう順番があるんだけれども、進まないというのはそういう説明をしてあげることによって、逆に地権者の理解も得られるかもしれないし、その声をかける方もそういう考え方で、みんなで地権者の方に望んでいくとか、そういうこともあるかもしれない。そういう動き

を促すためにも、合併当時何本が優先的に事業計画された町道整備、これを公表したらいいと思います。それでどのように進んでいるのか。それを見れば費用対効果というのは皆さんわかるだろうし、そういうことをしていくことも一つの解決策ではないかなと思いますので。

この線についてはずっとおくられているということがあります。ここは教育長にもぜひ石塚小学校の重要な通学道路であるということもありますし、また、そうは言いつつも、去年このアジラ線の下水道工事をする前に、私は執行部のほうへお願いした経緯があります。子どもたちが工事時間帯にどのような措置をされて安全に通学できるのかと聞いた質問があるんですけども、すっかり忘れていたというのが執行部の現状でありました。今回、またそこをするということなので、今後は下水道課並びに教育委員会のほうで、学校関係者を交えて通学時間帯は工事をストップするとか、はっきりと指示を行っていただきたいと思いますし、それを忘れてもらっては困るということをお願いしたいと思いますし、答弁をいただきたいと思います。

以上をもちまして、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 玉川議員からの2回目のご質問でございますが、第1点目の水戸市との合併の件であります。合併問題は非常にいろいろな複雑な要素もあります。大洗町、茨城町の関係、また、水戸市が50万都市を目指しているというふうな中で、やはり行政的には一緒にやっていかなければならないところもたくさんあります。そういうところでもありますので、やはりいろいろな条件、いろいろな事情、そういう中でやはり水戸市との合併というものは、単独で合併するのか、全体一緒にいくのかと、そういうこともありますので、私は合併をそのまま否定しているわけではありません。やはり広域的な行政は進めていくべきと、そういうスタンスであります。

また、教育長人事につきましては、教育長の任期そのものは3月であります。現段階でそのようなことを私は先走って発表するものではないと、そういうふうに考えております。

次に、水道の料金の問題であります。議員ご指摘のように、水道問題については、前回もお話が出ております。現在、企業会計でやっております旧常北地区の水道、それから、桂地区の水道、また、簡易水道であります塩子地区の簡易水道事業、それぞれ設備、料金幅、そういうものも違います。平成19年度決算等を見ましても、常北地区が6,600万円の累積欠損、それから桂地区が2,300万円の累積の欠損、塩子地区が一般会計から年間3,900万円弱の補てんをしておると。そういうふうないろいろな条件がありますが、いずれにいたしましても、現在の状況をとらえながら、今後の設備投資、そういうものを含めて、それらの費用に対処するためにも、料金改定に当たっては内部経費の削減、また、現在の公共物の料金の妥当性など、今後の水利用の推移、そういうものを見ながら、順次料金統一に

向けて内部の作業を進めておるところであります。これらにつきましては、平成21年度には水道審議会に提案をいたしまして、審議をいただくような段取りで進めたいと、そういうふうに考えております。

次に、公共下水道、農業集落の件につきましては、課長からご答弁を申し上げます。

次の福祉行政についても、担当課長からご答弁を申し上げたいと思います。

単独医療事業についても、担当課長からご答弁申し上げます。

それから、ふるさと納税制度について。納税の制度のPRとか、また、今後どういうふうな形でそれら対象となる方にPRしていくかということについても、担当課長からご答弁申し上げたいと思います。

教育行政については、教育長のほうからご答弁を申し上げます。

それから、災害対策の木造住宅の制度、これについては、10月1日から受け付けといいますか、実際の作業に入るわけですが、これについては、いろいろな機会をとらえながらPRをしてみたいと、そういうふうに考えておるところであります。

医療機関との災害協力の締結については、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

ホールの湯の期間の件であります。期間内であっても私としてはやはり努力をして、民間等の情報を入れながら、それらの公募ができるような段取りをかけられるような努力をしてみたいと考えております。

次に、プールの問題につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

バイパスの問題、通学路の問題、アジラ線の問題、これらについても、それぞれ担当課長からご答弁申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

○下水道課長（高橋洋造君） 7番玉川議員さんの第2回目の質問にお答えをいたしたいと思います。

解消策ということで、現在行っておりますのは、3年経過の未接続世帯につきましては、全戸に対して通知文等でお知らせをして、協力を願っておるところでございます。そのほかとしましては、先ほど申しましたけれども、今月11日に県と共同で実施しました。訪問戸数としましては年間、先ほども申しましたけれども、3年経過後の戸数879世帯を対象と考えております。しかし、時間的にもなかなか難しい面がありますけれども、県の方の協力で行っていきたいと考えております。

11日に実施した戸数につきましては、石塚地区122戸を2班で回りました。しかし、約半数が不在でありますので、なかなかこちらの意が伝わらないというのが現状でございます。

いずれにしても、公共下水道、農集につきましては、常北地区、桂地区で実施して

おりますので、先ほど申しましたけれども、３年以上の世帯を中心に今後すべての戸数はわかりませんけれども、計画して個別訪問で対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（鯉渕秀雄君） 健康福祉課長松本秀利君。

○健康福祉課長（松本秀利君） ７番玉川議員の２度目の質問にお答えをさせていただきます。

新たな制度による高齢者の年金からの各種の支給負担等につきましては、国の中でさまざま議論がされておるところで、私のほうからその是非については言うべきではないと考えてございます。しかしながら、この経済弱者といわれた点につきましては、昨年度も実施をしてございますが、町社会福祉協議会、これらについて歳末助け合い募金、それから、共同募金会について、この浄財を寄附をいただいておりますのでございまして、各種の要支援者に対しまして、支援金の支給等を行っているところでございます。これらについて、前年同様の支援の実施、これらをいただくよう、社協に対して協力を求めていると考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（鯉渕秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） ７番玉川議員さんの第２回目のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度の周知方法関係でございますけれども、ご承知のように、ふるさと納税制度は都市農村の税財源の配分の見直しというような観点もございます。そのようなことから、主に町外に居住している方を対象として周知をしていきたい、啓蒙をしていきたいと、このように考えております。

具体的にはホームページに掲載をする、さらには、独自のチラシ等をつくりまして、議員ご指摘のようにホールの湯、あるいは道の駅など、町内の公共公益施設などに設置をしまして、それでもって啓蒙していきたいというふうに考えておりますし、さらには、町外での交流イベント等も計画をされておりますので、それらについても、その場でＰＲをしていきたいと、このように考えております。

さらに、県人会、あるいは国民文化祭というようなご意見もございましたが、この文化祭等の席上においても、チラシ等を配布しながら啓蒙をしていきたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 教育長三村亮一君。

○教育長（三村亮一君） 玉川議員さんの２回目の質問にお答えしていきたいと思っております。

１つは、いわゆる塾講師をというようなことで、単独で行ってはどうかと、あるいは横並びでは困りますよというようなご意見をいただきましたけれども、正直私は横並びというつもりで考えてはおりません。現在、教育委員会としては、子どもたちの学力に何が必要なのかといえ、現在一番必要とされているのは、やはり教職員の研修かなということ

で取り組んでいることでございます。

実際に代表の校長さん等に集まっていたいて、教育改革プロジェクトということを立て上げて3年目になっているわけですが、幾つかの取り組みは軌道に乗ってきているというふうに思っています。学習確認テスト、それから、授業研究会、あるいは体力に関する運動能力のランキングへの挑戦というような授業、そういうものを通して、現在各学校で取り組みをしてもらっているわけでございます。県で行っている例えば水泳等のランキングというようなことに対しても、各学校とも非常に積極的に取り組んでいて、上位入賞というようなことが幾つかございます。

今年度からは城里町の教師塾ということで、学習塾というものも開設をいたしました。これは教育事務所でもちょっと話題になったみたいなんですけど、大変いい試みだというようなことで評価をいただいているわけですが、先生方が持っている特技というのか、すぐれた指導力というものを多くの先生方に学んでほしいということで、その先生に講師になっていただいて、放課後研修会を開くということで、現在までに10回ほど開催をしているところでございます。とにかく先生方の指導力向上ということを町としては第一に考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の地域支援本部事業のことでございますけれども、これについては、学力支援ということが一つの柱でございますけれども、そのほかに部活動の支援、環境整備の支援、登下校の安全支援、あるいは学校行事の開催への支援というような主に5つの柱を文科省のほうでは考えているようでございまして、ただ、その中で私の手元にある資料を見ますと、2007年から2010年にかけて280万人が定年退職すると。その中で教職員関係では小学校が約3万1,000人、中学校が1万5,000人、高等学校2万2,000人と、この人たちを十分活用してほしいんだということも一つあるかと思うんですが、残念ながらいろいろなところでこの退職者に働きかけをしようと思っても、国のほうで考えている退職年代と茨城県のこの辺の退職者の年代がかなりずれていまして、しかも、早期退職者に限っては、介護とかというふうなこと、家庭的な個人的な問題もあってなかなか出てこれないというのが実情でございます。しかし、地域本部事業については、そういったものをまとめる形で、できるだけ取り組みは進めていきたいというように考えております。

なお、もう1点のいわゆるアジラ線の通学途中の工事の問題ですけれども、前回は業者のほうと話し合いをしましたけれども、今回も同じような形で対応をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

○都市建設課長（栗林俊一君） 7番玉川議員さんのご質問、木造耐震診断事業についての積極的なアピールということでございますが、先ほど申したとおり、10月開始ということでございますので、今後広報しろさと、ホームページ等に掲載し、積極的に進めるとい

うことで町民の皆様への周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 7番玉川議員さんの災害対策関係の協定締結の件でございますけれども、町内医療機関と、議員ご指摘のようにまだ未締結でございます。隣接市町村の協定の締結状況を若干確認をいたしましたところ、城里町を囲む市町においては、水戸市が水戸市医師会と協定を締結しているという状況でございます。ほかはまだ未締結のところがございます。しかしながら、ご指摘のように、地域防災計画の中でも郡との協定を結びながら医療救護関係の事務に当たると、こういうこともございますので、東茨城郡医師会等と早急なお話をしながら、前向きに進めていきたいと、このように考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

○産業振興課長（田口喜一君） 玉川議員さんの質問にお答えをいたします。

プールの委託業務ということでございますが、プールの監視に伴う業務一式でございます。監視業務及び水質の検査とか、各教室等でございます。それに、レストランの6名の使い道というようなことと存じますが、今、議員さんおっしゃったのも一つの考え方だと思います。

いずれにしても、先ほど議員さんご指摘のとおり、人件費が平成16年は1億6,000万円、平成19年が8,200万円と、開発公社とサンアメニティで約半分の差があるということでございます。ここの削減とレストランの部門で2階の食堂が平成15年がピークで1億2,900万円売り上げがございました。平成19年には8,200万円と、ここでも相当の減になっております。これらを増額して対応していかなければ、いずれにしても運営していくのには無理がくるというところがございますので、その辺を検討しながら前向きに進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

○都市建設課長（栗林俊一君） 続きまして、道路事業の優先度と用地交渉についてでございますが、道路事業につきましては、区長要望や合併時においてリストアップされた事業などをもとに、現地の状況等々を勘案しながら事業化しております。これらにつきましては、事務の一形成過程のものであることから、慎重に対処したいと考えております。

また、用地交渉についてでございますが、すべてを地元にお任せするというのではなくて、区長さん等のご尽力を利用するとともに、合併町村支援事業などを初め、必要に応じて町のほうからも働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 7番玉川台俊君。

○7番（玉川台俊君） それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

町長選挙のことについては、これはこれ以上聞いてもということがあるので、控えたい

と思います。

2 番目の上下水道でございますけれども、課長が発言されるとおり、訪問しても留守宅が多いということは私も理解できます。こういうことがありますので、チラシだけでは何としても納得というか、説明がし切れないだろうし、理解は得られないだろうと。実際はそういうところだと思います。これには、やはり接続しなければ何らかの罰則があるという規定がないということが大きな要因であると思いますし、前回聞いたときに、接続できない理由の1つとして、高齢者だけの世帯で今後これを利用するには経済的な負担が大きくてできないのが現状だという説明も聞いております。これは確かにそういうことでありますし、町長が特に認める場合は、これをしなくてもいいというふうな範疇に入るのかなと思います。

ただ、そういう家庭が、高齢者がお亡くなりになった場合に、その子息とか、ご家族が新たにそこに住まれることもあるだろうし、そういうときは、町長が仮に今までそういうことで認めてきたということに対しては、新たな対応をどのようにするのかということも、それなりのルールをつくっておく必要があるんじゃないかなと思います。そのところも今後考えていただく必要があるんじゃないかなと思いますので、伺いたいと思いますし、ただ訪問だけでは、なかなか罰則規定がなければ無理だろうし、前回私が所属する産業建設常任委員会でも、いろいろな問題が平成19年度の決算認定の中で出ております。

例えば、下水道だけで言いますと、その負担金、これは接続されているということでもありますけれども、接続以前の問題で負担金でありますよね。負担金でも滞納があると。これらも何ら罰則がないということで解決されていない金額が多々ありますし、これを申し上げますと、町営住宅問題、それから、水道もそうですし、農集もそう、上下水道、さまざまところで滞納が発生しています。町税はもちろんのことでありますし、広く言えば学校の給食費から保育料からすべてがあるわけであります。

それで、罰則がなければなかなかこの経済状況の中では解決が難しいだろうと。チラシだけ配っても、ただ説得しに行ってもその方が不在というケースがありますから、徒労に終わってしまうだろうということではなかなか解決ができない。水道料金を将来的に上げるにしても、こういう滞納問題を解決しないままでは町民の理解は得られないだろうということで、国で言っているような問題と一緒にかなと思いますけれども、水道料金を統一していくということであれば、将来上げざるを得ないということはあると思いますが、それは理解できます。しかし、そういう滞納を解消しなければいけないということでもあります。

それで、おもしろいデータといいますか、県の補助事業は、県民税90%以下の徴収率である市町村に対しては、県が補助金をカットするということがありまして、当町はその徴収率は2006年度92.0%、2007年93.4%に上がりました。これは44市町村の中で上位から18番目で、1位はどこかというと常陸太田市96.7%。この資料の中で私が注目したのは、水戸市の徴収率でありますけれども、水戸市においては2006年度が89.0%から92.3%に上昇

しております。3.3%の上昇。これを当町と比べますと、当町は1.4%の伸びなので2倍以上の伸びであります。単純に2倍というよりも、これは金額に直すと徴収された滞納の金額のけたが違うだろうと。

それで、私なりに考えれば、水戸市は滞納者に対してタイヤロックをかけますよということを実施しました。これがかなり効果があるということは前にもお知らせしましたけれども、こういうことを町も取り入れなければ、なかなか滞納問題は解決できないと思いますし、そのチラシの中、通知文の中に、タイヤロックを実施させていただくということを通知すれば、かなりの効果はあるだろうと思います。

この辺も考えていただいて、滞納問題を解決しないまま料金を上げるということは、なかなか理解が得られないということなので、この滞納問題、町は3割自治で大変財源が厳しいということでもありますから、この滞納問題を解決しない限りはなかなか難しい。この辺の意識をぜひ認識していただいて、文書だけではちががあかないという現状がある。どうしても何らかの罰則がなければだめだと、先ほど傍聴に来ていらっしゃった町民の方も、そういうことをおっしゃっておいりましたし、私も同感だと思います。そういう理解は、町民の方の中にもあるだろうと。だから、これがないと我々も不満だし、不公平だということを書いていましたので、ぜひともタイヤロックに関しては取り入れて、喚起を促すということを考えていただきたいと思いますし、水戸市がやっているんだから、近隣市町村はやっていないというような発言では困りますし、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

それでなければ、徴収率に合わせて議員も含めて職員さんの給料を、その徴収率に合わせるぐらいの覚悟でやらなければいけないかなと思いますので、私の言っていることは、例えば徴収率に合わせて我々の給料も払いましょうと、そういうことでありますから、身を持ってちょっと厳しく対応をする必要があるのではないかなと思います。そういうことについてちょっとお話を聞きたいと思います。

その次の福祉行政についてでありますけれども、社協が前年行っていたとおり、それをお願いをしていくということでもありますけれども、それはそれでいいことだと思いますけれども、ただ、社協に集まる寄附の金額も、経済的な問題がありまして、全体として集まりがちょっと厳しいのではないかなと。前年同等集まれば同じかなと思いますけれども、ただ、物価はすべての面で上がっているということを考えれば、去年同等では救済措置を必要とされる方に行き渡る量というのは、考えれば薄く広くになってしまうのではないかなということで、前年同等にはいかないだろう。

ですから、私はちょっと公共施設整備基金あたりから社協に資金をある程度、町が財政出動できるぐらいの中で、町長の胸の内一つでありましょうけれども、そういうことを社協に出資をされてもいいのではないかなと。社協の方に存分にやっていただくためには、そういう方法が必要ではないかと。町の職員はどなたが実際苦しんでおられるかという把

握をするのは無理だと。社協の方を十分に活用することによって、ただお金はちょっと町が出すということを私たちは求めているのでありまして、前年どおりやるということではちょっと足りないのではないかと思いますので、その辺をもう一度伺いたいと思います。

それから、ふるさと納税でありますけれども、アピールしていくのはもちろんでありますけれども、例えば寄附される方も、5,000円分は最低控除されるということで、各市町村、各都道府県では、この点について何らかの特産品を贈るとか、贈らないとか、いろいろな考えのもとで行われておりますが、この辺は町はどのように考えて、積極的にこの活用をされる考えがあるのか。その点まで踏まえて答弁をしていただきたいと思います。

それと、例えば5,000円分の特産品として、ホロル米であるとか、城里のしずくですか、当町の有機米からつくるしょうちゅう、日本酒、その辺がありますけれども、そういう物販をするという考えも、寄附をいただいた方に贈るというのも物流を考えますと、必要ではないかなと思いますし、それに限らず、お茶とかいろいろあるにはあるわけありますから、そういうものを贈ることによって、物流がうまくいくように考えることも必要ではないかなと。町内の経済対策という面でも有効かなと思います。その点について考えていただきたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

それから、教育行政でありますけれども、教育長が答弁されました教職員の研修ということは、何遍も聞いております。その中で、私はこのように聞き直したかなと思うんですけれども、教職員の方が研修されることはそれはいいことでしょう、無駄にはならない。けれども、今でもやっているということなんですけれども、子どもたちは、例えば中学生は3年で卒業です。研修を受けている、当町独自に先生塾ということをやっているということでもありますけれども、これは県内全域でやっていただかないと、異動がありますから、当町で研修をされた教職員の方が異動されては身もふたもないというか、その先生がレベルアップすることに対してはいいんですけれども、問題は子どもたちにいつ還元されるのかということでもありますよね。

これは今に始まったことではなくて、教職員の質を上げるということは、それが一番大切だと教育長は常々申されておりましたけれども、それがいつ還元されるのか。前にも聞いたことがあるということは、であるならば、全国一斉テストなどでどういう成果が出たのか、その辺結果がわかっていれば伺いたいと思いますし、今までのやり方で全国レベル、県内のレベルとして当町の教育レベル、順番がある程度出ているはずなんですけれども、そこで若干の上向きがあるとか、横ばいなのかどうなのということはわかっていらっしゃると思うので、その点の成果についてもお伺いしないと、教育長がおっしゃる教職員の研修が一番大切だということでは、なかなかちょっと理解できないかなと思いますので、再度答弁をいただきたいと思います。

それから、災害対策に移りまして、町内医療機関との協力ということでもありますけれども、茨城県歯科医師会との協定は済んでいるということでもあります。1つ、私のほうから

お知らせということでありますけれども、当町においても、茨城県歯科医師会会員のメンバーをもって城里町歯科医師会というものが結成されておるということも認識していただいて、その辺の交渉に当たっては考慮していただければと思います。

それから、ホロルの湯でありますけれども、ちょっと1つ提案をしたいと思います。

ホロルの湯の収益の中で食堂の収益でありますけれども、年々減っているということもありますし、客単価が少なくなっております。これはなかなか財布のひもが渋くなっているとか、きつくなっているせいだろうと思いますけれども、私が提案したいのは、何かここに来たらこれが名物として食べられるというようなものを一つ開発する必要性もあるのではないかな、そこでちょっとお金を使ってもらおうということも、今後考えていくことも必要だろうと思いますので、その点の努力をぜひお願いしたいと思いますし、何か今具体的にそういう計画があったら、お知らせ願いたいと思います。

以上をもちまして、質問を終了いたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 3回目の玉川議員からのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

確かに公共下水、農業集落排水、それらにつきましても、巡回した後の状況を私も課長から報告を受けましたが、やはり高齢者のひとり世帯とか、若い人が後にいないとか、そういうことで管をつなぐだけではなくて、中の家屋の改修、そういうのをやらなければならないのでなかなか容易ではないというふうな話をしておるといっても伺っております。

先ほどありましたように、高齢者がそれではその後どうなのかというようなことについては、新しい若い世代が継いでくれればいいですが、継がなければそれきりになってしまうということでありますので、よくその辺の研究をしながらルールをつくっていくような方策で、内部で検討させたいと思っております。

それから、それに関連していろいろな滞納とか、そういうことは善意ばかりではなくて使用料等にも全体に及んでおるわけであります。そういう中で、タイヤロックのお話も出ましたが、そういうことも含めて、現在町で滞納についての収納対策検討委員会というものを、使用料などをいただく課まで入れて税務課が事務局になってやっておりますので、そういう中で、そういうタイヤロック等もでは今後やろうとか、そういうことも決定をさせていただきたいと思っております。

それと徴収率、それと給与との関連、これについては私は非常に難しい、気持ちとしてはそういう精神は必要かと思いますが、制度としてそれをきちんと導入するというのは難しいと、そういうふうに思っております。それですから、気合いを入れて、気持ちを入れて、そういうところにかかっていくということでやってまいりたいと思っております。

それから、社協の弱者の救済といえますか、そういう中で社協の年末のいろいろな助成

制度とか、そういうことがあります、やはりいつも同じような体系ではなくて、体系を変えながら、ではことしはこうすることで重点的にやっていこうというふうな形で、社協のほうで検討をさせていただきたいと思います。

一般会計のほうからの財政出動というのは、私はなかなか全体として難しいと思っておりますが、社協の中での濃淡をつけながら、ではことしは灯油にしようとか、その対象者をどうしようとか、そういう毎年同じやり方ではなくて検討をさせていただきたいと、そういうふう考えております。

それから、ふるさと納税制度についての5,000円の控除分、これにつきましては、今回の予算にもその見合う分だけは上げさせていただきましたが、内容等につきましても、いろいろな提案があります。今おっしゃられたようなお茶をどうしようとか、5,000円にすると、送り賃が1,080円かかると実質的には3,900円くらいしか送れないのかなど。そういう範囲の中でやはり誠意を示して、感謝の御礼を申し上げたいと、そういうふう考えておるところであります。

次に、教育行政につきましては、教育長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

それから、ホールの湯の料理、また、リピーターからしても何回も使っていただけるようなもの、そういうものの新メニューの開発、そういうことについても、新しい角度からそういうものも検討させていただきたいと思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長三村亮一君。

○教育長（三村亮一君） 玉川議員さんの3回目の質問にお答えをしたいと思います。

とにかく子どもたちの力をつけるのは教職員の研修がというのは、何度もお話を申し上げてきたところでございます。そういう中で、今やっている研修がいつ還元できるんだというようなお言葉がございましたけれども、いわゆる教師塾として取り組んだ題名をちょっと読み上げさせていただきます。

好ましい人間関係づくりのための社会的スキル訓練とか、あるいは今取り上げられているキャリア教育の基本、こういうことについてもありました。それから、心を開き楽しく表現できるようにするための指導というようなことで、特に歌唱指導についての技術的な伝達というふうなこともありました。あるいは間違いやすい漢字の書き順というようなことで新出漢字の学び方、そういう講座を開いてくれた先生もあります。それから、発達障害を持つ生徒への支援というふうなこと、あるいは2学期に間に合う新聞教育というふうなことでの題で指導してくださった先生方があります。

ではそれがどこに反映して、結果はどうなっているんだということでございますけれども、特に、学習に関する文科省のテストについての結果の数値的なものは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、これについてはよくなる年もあるし、逆に下がる年も結構波としてあるんですが、昨年度よりはかなりの部分で向上が見られたということだけをご報告させていただいて、私のほうのお答えとさせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） 3番阿久津則男であります。

通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

平成19年度町の火災は、建物火災6件を含め10件発生したと聞いております。平成19年度から水戸市消防本部北消防署城里出張所が稼働し、町連合消防団も平成20年度より新たな消防団として一本化いたしました。消防団の消火活動で一番大事なのは水、つまり水利であります。水利には河川などの自然水利と防火水槽、プールなどの水利、また、水道、消火栓などがありますが、防火水槽についてお伺いいたします。

1番、町内には何カ所の防火貯水槽が設置してあるのかをお伺いいたします。地区別をお願いいたします。

2番、耐用年数を含め、水漏れなど点検はしてあるのかどうかをお伺いいたします。

また、平成19年度も危険なため防火水槽を1カ所取り壊しておりますが、現在危険と思われる防火水槽はないかどうかをお伺いいたします。

3番、防火水槽の地代はおよそ幾ら支払っているのかをお伺いいたします。これも地区別をお願いいたします。

次に、七会幼稚園休園についてであります。七会幼稚園も少子化で園児の数が減り、休園となりまして4年目に入ったわけですが、現在の園舎の状態はどのような現況か、また、管理体制はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

2つ目、現在も七会幼稚園は休園となっているわけですが、このまま休園を続けていく考えなのかどうかをお伺いいたします。

3番目、現在、ほとんど利用されていないと思いますが、今後の利用方法はどのように考えているのかをお伺いいたします。

次に、学校の防犯カメラについてであります。今はご存じのように、いつどこでどんな事件・事故が発生するかわからない時代になりました。駅での殺傷事件を初め、路上、コンビニ、美容院と、なりふり構わず起きる通り魔事件、すべて言語道断のことばかりで、本当に危険きわまりない世の中になったと痛感しております。学校も例外ではありません。いつ事件が起きるかわからないと思います。そんな中、城里町では学校で防犯カメラの予算を組まれているわけですが、各学校の防犯カメラの設置状況をお伺いいたします。

また、今後全学校に設置する考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 3番阿久津則男議員からの一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

第1点目の防火貯水槽についてであります。そのうち（1）、（2）、（3）ということですが、これらにつきましては、計数的な件が多いものでありますから、総務課長のほうから、それぞれご答弁を申し上げたいと思います。

次に、2番目の七会幼稚園の件であります。これらの管理、休園をこのまま続けていくのか、また、今後の利用等についてということですが、これにつきましては、教育長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

3番目の学校の防犯カメラについてであります。これにつきましても、（1）、（2）と、教育長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 阿久津則男議員さんのご質問にご答弁をいたします。

まず最初に、防火水槽の設置箇所数でございますけれども、常北地区につきましては231基ございます。それから、桂地区につきましては252基、七会地区につきましては57基、合計540基設置されております。

次に、第2点目の防火貯水槽の耐用年数を含め、水漏れ等点検はしてあるのか、また、危険と思われる防火水槽はないのかというご質問でございますけれども、防火水槽の耐用年数につきましては、おおむね30年ないし50年を想定してございます。

漏水等の点検は、水戸市消防本部城里出張所及び各消防団等で実施をしております。点検結果に基づいて、危険な防火水槽、漏水のため減水が大きい防火貯水槽について、予算の範囲内で修繕を実施しているところでございます。

なお、現在、おおむね修繕が必要と思われる防火水槽ということで、約70基程度が大小指摘をされているところでございます。

次に、3点目の防火貯水槽の地代はおおよそ幾ら支払っているのかというご質問でございますけれども、防火水槽の設置場所については、地区の消防団や区長さん、あるいは水戸消防等と協議をして、適切な水利が得られるよう設置をしております。土地の賃貸借につきましては、合併前から旧町村ごとに対応のばらつきがあったため、有償及び無償の地区がございます。

金額は、常北地区160万円、231基、うち有償が126基でございます。桂地区が50万円でございます。252基で、うち有償が125基でございます。七会地区は無償で57基でございます。金額的には合計しまして210万円、以上のような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 阿久津則男議員からのご質問ですけれども、七会幼稚園に関してのことでございます。

現在の施設の管理状況はどうかということでございますけれども、七会幼稚園は平成17年4月から休園にしており、園舎は使用していない状況でございます。管理につきましては、教育委員会が担当して、園庭などの植栽管理、あるいは敷地の草刈り、これにつきましては、業者委託というようなことで行っています。年2回ほど行っています。しかし、委託だけでは草の伸びに対応できないということもありますので、間に職員で草刈りを実施するというようなこともございます。今年度はお盆休み期間中に実施をしたということもございます。

それから、2番目の休園となっているがこのままでいくのかというご質問ですけれども、七会地区については、幼稚園の運営に必要な人数が確保できていないというのが現状でございますので、休園ということになっているわけです。特に七会地区からの申し込みがあれば、常北幼稚園のほうで受け入れ態勢を整えて、園バスでの送迎をしているというのが現状でございます。少子化が進む現状において、開園は運営面から見ても困難な状況にあり、引き続き休園はやむを得ないというふうに考えているところでございます。

それから、3つ目の今後の利用方法はということでございますけれども、実際に今まで平成18年に健康福祉課による子育て支援事業の一環として、夏休み期間中に子どもたちに遊び場として開放した事例がございますけれども、そのほかの活用の事例はございません。園舎は構造、あるいは備品等が園児に合わせてつくられているというふうなことで、正直申しまして、これといった明確な利用方法が見当たらないと。しかも、地域から施設を借用したいという申し出も、現在のところございません。

今後の利用については、これらのことを十分踏まえて、関係各課で施設利用ができるかどうかを図っていききたいというふうに考えているところでございます。

続いて、防犯カメラの件ですけれども、現在、防犯カメラについては、石塚小学校と常北中学校に設置されていますけれども、これは合併前に設置されたものでございます。合併後につきましては、不審者とか、真夜中のいたずらとかというふうなことの対策として、平成18年度に、未設置の11校に対して防犯センサーを設置したということで対応しているところでございます。

今後、全学校に設置する考えはあるのかということですが、町内の全小学校に防犯カメラ及びこれにかわる防犯センサーの設置は、ほぼ完了しているというふうに考えているところでございまして、新たに防犯カメラを設置するということは、現在のところ考えていないことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 3番阿久津則男君。

○3番（阿久津則男君） 防火水槽についてであります。常北地区が231基、桂地区が252基と、七会57基、合計540基ということですが、今年度2カ所建設予定だと思い

ますが、これらは数的には十分な対応がとれているのかどうかをお伺いしたい。それともまだほかにも建設要望が各区のほうから出ているのかどうか。もし出ているとすれば、どの区から出ているのかをお伺いいたします。

また、点検についてですが、水戸消防署と各消防団でやっているということですが、防火水槽の設置場所、これは私も消防団をやっておりましたが、自分の消防団の場所はわかりますけれども、ほかの区の防火水槽の設置場所というんですか、これはなかなかわからないものであります。ですから、防火水槽の設置場所、あるいは今やっています水道の消火栓の設置場所というんでしょうか、こういった地図というんでしょうか、そういうのは各消防団には配付してあるのかどうかをお伺いいたします。

次に、70基くらい直さなくてはならないような話をしておりましたが、これは何年計画ぐらいで、1年に何基くらい直す予定なのか。70基というのはかなりあると思うんですが、どういう計画を立てているのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、地代のほうですが、常北が160のうち120基が有償ですか、桂は50基が有償ですか、私の聞き違いかもしれませんが、七会は無償でよろしかったんでしょうか。旧七会村のときには恐らく無償だと私も思っていたんですが、3町村合併して4年目に入るわけですから、同じ防火水槽で、同じ城里町にいて、地代を支払う場所と支払わない場所があるのも私はおかしいと思うんです。1つの町になったわけですから、支払う方法というのは統一するべきだと思うんです。

恐らく七会地区の防火水槽を提供した人というのは、こういうのはわからないと思うんです。もちろん無償でいいという地主さんもあると思うんです。ですから、一応城里町は、支払い方法は統一するべきだと思うんです。単価はもちろん七会地区は安いですから、単価は違ったにしても、支払う方法は常北、桂さんが有償で七会地区が無償というのもおかしいと思うので、ぜひ早急にやってもらいたいというのもあるんですが、まずその辺の考えをお伺いしたいと思います。それによって、七会地区57基分をもし支払うとすればどのくらいの単価なのかを、わかればお願いしたいと思います。

次に、七会幼稚園についてであります。私もこの七会幼稚園を見てまいりました。確かに草は刈ってありましたし、今の時期行ってもきれいに剪定してありましたが、中のブランコなどは外してありましたけれども、ほかの遊具は使えば使えるというような状態になっておりましたけれども、器具の点検はしていないように私は見たんですが、遊具の危険性はないのかどうかをお伺いしたい。

それと、戻りますけれども、管理は、年2回やっている、あとはお盆に職員さんがやったということで、大変ご苦労なことですが、七会幼稚園にかかっている全体の管理費というのはどのくらいかかっているのか、お伺いしたいと思います。

また、休園についてですが、このまま休園を続けるというようなことで、もし幼稚園に入りたいという場合は常北幼稚園で対応するというので、私もそれでいいとは思いますが

が、この休園になっていること自体、もう4年目ですし、そろそろ。もちろん教育長が言っていますように、もう少子化、これはすぐには直せないと思うんです。ですから、今、小学校も統合問題で話が進んでいるわけですから、新たに七会幼稚園が再開園できるというのはほぼ絶望に近いと思うので、休園というよりは廃園にしてもいいのかなと私、個人的にはそう思っております。

また、教育長が休園ということで、このまま見ていくということですので、その今後の利用方法。これについては、今回七会幼稚園にも徳蔵地区の水道事業が始まったということで、水道工事も幼稚園に、直接引くかどうかわかりませんが、工事代は予算を組んで計画したということですので、そこまでやっているのですから、今後の利用方法、先ほど答弁はありましたけれども、もう少し進めたほうが私はいいいのではないかなと思うわけでございます。

私個人的ですけれども、今常北幼稚園の話が出ましたが、常北幼稚園の例えばすみれさんとか、20人くらいが園外保育で七会幼稚園を利用することができないものかどうか。確かに今すぐというわけにはいかないし、私も見てきた中では、中がやはり全然掃除をしていないようですからすぐにはいかないと思いますが、そういう方法もあるのではないかなと思うわけでございます。

それと、今のところ申し込みがないというようなことですが、一般の人とか企業の方は、もう幼稚園ですから、このままでは借りづらいと思うんです。町のほうで指定管理ではありませんから、何かしらで募集しないと来ないと思うんです。ですから、そういう考えがあるのかどうか。積極的に貸す方法というんですか、そういう方法も持つべきだと私は思うんですが、そこをもう一度お伺いしたいと思います。

また、幼稚園の中を私見てきたんですが、中の子どものいすとか、机が全然なかったんですが、そういうのは常北幼稚園あたりで再利用といいますか、そういうふうに使っているのかどうか。どこへいったのかということをお伺いしたいと思います。

また、防犯カメラについてであります。中学校が常北中、小学校が石塚小ということで、防犯カメラについては2カ所ですが、1学校で何カ所くらい防犯カメラをつけているのか、それをお伺いしたいと思います。

また、このままのセンサー等、あるいはセキュリティ関係ですか、それでやっていくというような教育長の方針であります。私はやはり事件が起きてからでは遅いと思いますので、特に小さい子どものいるところ、ですから、学校ではありませんが、やはり小さい子どもで女性職員だけで対応しているというような常北幼稚園ですか、そういうところは、私はやはり必要なかなと思うわけでございます。全学校とは私は言いませんが、そういった弱い施設の学校というんでしょうか、そういうところには私はつけたほうがいいかなと思うわけですが、その辺の考えをお伺いいたします。

以上で、2回目の質問を終わりにいたします。

○議長（鯉渕秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 3番阿久津則男議員さんの2回目のご質問でございます。

防火貯水槽、各地区数的には十分なのか、それともほかに建設要望等があるのかというようなご質問かと思えますけれども、これにつきましては、各区長さん等を通じまして、防火貯水槽の建設というなお話ができるわけでございますけれども、本日現在では、来年度の貯水槽の要望というものはまだ来ていないように伺っております。

しかしながら、実質的に最低でも年1カ所ぐらいは設置をしていきたいというような考えは持っているところでございます。

次に、防火水槽と水道の消火栓の設置場所の地図、そのようなものが各消防団に配っているのかというようなご質問かと思えますけれども、これにつきましては、現在、とりあえず民間が発行しております住居の地図、これを利用いたしまして、常北支団、桂支団等については各消防団等へもその地図を配置をしているところでございます。七会支団につきましては、従来一度そういう経緯があるというふうに聞いておりますけれども、現時点ではないに等しいというような状況にあるということでございます。このようなことから、とりあえず早急に七会支団につきましては作成をし、また、水道事業等で消火栓等の設置をしてございますので、それら新設されたものも含めて地図を作成いたしまして、各分団等へお配りをしていきたいと、このように考えているところでございます。

3点目の水漏れの防火水槽が何カ所あるのかと、あるいはそれらが十分対応できるのかというようなご質問かと思えますけれども、これにつきましては、先ほど述べましたように約70基ほど、実は先ほどの答弁でもふれましたように、月1回水戸市消防本部において町内の消火栓、あるいは防火貯水槽等の点検をしているところでございます。その報告によりますと、先ほど申し上げましたような約70基程度ございまして、その中で21基が修理を要すというような報告が上がっているところでございます。

これらについても、随時予算の許す範囲以内で新しいもの、あるいは地権者等もございまして、それらの方と協議をしながら修理、修繕等を実施していきたいと、このように考えているところでございます。

最後に、地代の件でございますけれども、七会地区については無償というような状況でございますが、これを有償にした場合幾らになるのかというようなご質問かと思えますけれども、ほかの施設の七会地区での借地料は、おおむね1平米当たり41円から68円、これらの金額を採用しているふうに資料等で見受けられます。これを参考にいたしますと、1基当たり40立米級で25平米、単価最高の68円を掛けますと57基で大体10万円程度になるのかなというふうに考えているところでございます。これはあくまで試算でございますので、実際、今度有償化というようなお話になりますと、また個々具体的に再計算をしなければならないかなというふうに考えているところでございます。

さらに、地代の統一関係でございますけれども、これらにつきましても、議員ご指摘の

ように、合併いたしましたして3年有月が経過いたしました。各消防団、あるいは区長さん等とも協議しながら、これらの統一の方向性というものについても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長三村亮一君。

○教育長（三村亮一君） 七会幼稚園につきましの具体的なご質問でございますけれども、まず、管理費は幾らかかっているのかということでございますが、これにつきましては、常北幼稚園と今の休園になっている七会幼稚園と含めまして、庭木の剪定、それから草刈り2回、さらにはアメリカシロヒトリ等の薬剤の散布が2回というようなことで、2つの園で9万9,750円という金額を上げてございます。

それから、遊具の危険性についてはということでございますが、小学校、幼稚園につきましては、遊具の点検ということを実施しておりますけれども、正直申しまして、七会幼稚園につきましては、この点検は実施しておりません。ただ、草刈り等に行ったときに現場を確認するということで済ませているところでございます。私も七会のほうに行ったときに時々は入ってくるんですが、特にロープが傷んでくるかなというふうなことを感じているのと、取り外した遊具等の足元のコンクリート、これがややむき出しになりつつあるところがあるというふうなことを感じております。

それから、今まで使っていた子どもたちの机とか、いす、あるいは遊具等のことですが、使えるものにつきましては、常北幼稚園のほうに幾つか運搬をいたしました。さらに、机、いす等でございますけれども、これにつきましては、園の後ろの倉庫、あるいは西側の倉庫の中に保管をしております。

それから、民営に貸し出す考えはあるのかということでございますけれども、現在は貸し出しをする場合には、教育財産から一般財産への切りかえというふうなことも必要になってきますので、しかも、廃園にして考えてはどうかということでございますけれども、これにつきましては、今後検討していかなければならないかなというふうに思っているところです。特に阿久津議員さんが指摘されているように、再開というのは非常に難しいというのが現状でございますので、この件につきましては、検討をしてまいりたいというふうに思います。

それから、防犯カメラについてですけれども、実際にカメラの数は、石塚小学校が玄関前と校舎の前面のところが映るように2カ所、2台設置してございます。常北中につきましては、玄関前から体育館へのところに1台設置をしてあるという状況でございます。

それから、特に幼稚園への設置については考慮してもいいのではないかとございまして、一つの考え方かなというふうに受け取りましたけれども、実際に常北中、あるいは石塚小の設置されているカメラについて具体的に見ていると、本当にこのカメラを生かしていくのには、だれかが常に監視をしていなければならないという状況がございま

して、実際問題として、現在学校でそれをやっていくだけの人手が、1人かかりきりにならなければならないというふうなこともありまして、未然防止ということについては、かなり疑問に感ずる面もございます。

そういうことで、幼稚園につきまして、当時の県警の方と話をしたこともあるんですが、とにかく門扉をきちんと閉めておくことが何よりも大事なんだと。それが入ってはいけませんよというアピールなので、その点をしっかりやってほしいというようなことのご指導を受けたこともございます。そういうことで、現在のところ幼稚園の設置については考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 3番阿久津則男君。

○3番（阿久津則男君） 3回目の質問をさせていただきます。

防火水槽についてであります。やはり火災というのは人命、財産を守るわけですから、その中で一番大事なのが水でありますので、防火水槽は修理しなければならないというのがあるわけですから、ぜひとも予算を立ててやってほしいと思ひます。

また、防火水槽の設置場所ですか、これは民間の地図を利用するということで、常北と桂さんはしてあると、それで七会はしていないけれども、早急にやるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、消火栓について1つ気がついた点がありまして、先ほど総務課長が消火栓の設置を七会方面をやっているということで、これは七会村のときにやったことですので、しょうがないといえましょうがないのですが、山桜の前の県道、これは2車線で歩道がついているんですが、この車道の上に消火栓が設置してあるんです。こういったものは、私もつい1年くらい前にわかったんですが、県道の車道の上に消火栓の穴というか、あれをつけてあるんですが、実際問題として使えるのだろうかとか疑問を持っているんですが、昼間にしても交通量が多い、当然火事で使うわけですからあわてている、そういうときにああいうところをふたをあけてつないだりしていると、当然交通事故があると思ひますし、また、夜にしても、夜間ですから、それこそ車道の上で消火作業というか、つなぐようなことは私は実際にはできないんだと思ひます。

ですから、なぜああいうところにつけたのか、私もわかりませんが、何らかの理由はあるんだと思ひますが、今、徳蔵方面をやっているわけですから、歩道につけるのはわかりますし、あるいは場所によっては町道、あるいは私道につけるのもわかります。県道の車道の上に消火栓を設置するというのは、どう見てもわからないものですから、先ほど七会方面をやっているということですので、今後県道の上にはつけてほしくないなど。何らかの理由はあるんだと思ひますが、その辺は注意していただきたいと、要望いたしておきます。

また、防火水槽の地代であります。桂さんと常北さんが有償で七会が無償、それで、

区長さんを集めて相談するということですが、これは水道料金とは違いますから、そんなに値段が違ふとかというふうな問題ではありませんので、支払う方法ですから、片方が有償で片方が無償というのは、同じ町内で私はおかしいと思うんです。ですから、これはもう早急に、平成20年度とは言いませんが、平成21年度にはぜひとも一本化してほしいと。それでも地主さんが、私は無償でもいいですよというところはそれでいいと思うんですが、町で有償になっているのであれば、私はお金をいただきたいという人もいるかもしれないので、その辺は早急に話を進めていただきたいと思います。

次に、幼稚園についてであります。管理費が常北幼稚園を含めて10万円くらいかかっているということですが、この遊具の危険性、これは大丈夫なようですけれども、ただ、あそこは、先ほど言ったように私も入って中を見てきたんですが、ブランコだけとってはあったんですが、ほかの遊具はもちろん使えば使えるんです。使えば使えるから私はまずいと思うんです、無人にしておいて中途半端な状態というのは。一応は立ち入り禁止にはなっていると思うんですが、中にはイチョウの大きな木がありまして、これからシーズンになりますと、家族連れとか結構人が入ってきます。そんなときにけがでもされて、多少のけがなら何にも言わないんでしょうけれども、大けがをした場合には、教育委員会のほうにも責任があるのかなと、問われることにもなりますので、遊具については今後使う気はないんでしょうから、固定するとか、そういった方法をとったほうが私はいいのではないかと思うわけでございます。その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） 3番阿久津議員さんの貯水槽の設置場所ですか、県道部に設置してあるというようなご指摘でございますけれども、山桜の前につきましては、聞くところによりますと、県道拡幅する前に設置をされているというようなお話もございます。そういう関係上、従来ですと確かに歩道あたりを選定するというのが、国・県道一般的かなと思うんですけれども、若干変則的な位置に設置してあるというようなことでございますので、これにつきましては、現状をもう少し確認をいたしまして、対応できるかどうかも含めて、少し時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

それから、地代の件でございますけれども、ご承知のように、七会地区につきましては、57基すべて無償であるというようなことでございます。しかしながら、常北地区、桂地区についても無償のものがございまして、経年的な対応をしてきたというようなこともございます。そういうことから、今後統一も含めてというお話の中では、やはりこれからのものに限って統一性を持たせるといような対応しかとりあえずはとれないのかなというふうに考えているところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） ただいま11番三村由利子君、12番松崎信一君が出席いたしました。教育長三村亮一君。

○教育長（三村亮一君） 現在休園になっている七会幼稚園の遊具の件につきましてですが、休園という状態の中で、例えば溶接をして使用ができないようにしてしまうというようなことは、ちょっと現在の休園の中では難しいかなというふうに考えております。ただ、一般貸し出しというふうなことがあったときにどうするかについては、検討していかなければならないと思いますし、点検については素人目ですが、十分これから留意していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○3番（阿久津則男君） ありがとうございます。

○議長（鯉淵秀雄君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午後 2時46分休憩

午後 3時01分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第5号、1番河原井大介君の発言を許可いたします。

1番河原井大介君。

〔1番河原井大介君登壇〕

○1番（河原井大介君） 河原井大介でございます。通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。

まちづくりの対策についてお尋ねをします。

本町の観光事業の現状認識とその課題についての具体的な取り組みをお伺いしたいと思います。以前質問させていただいたグリーンツーリズム、フィルムコミッション、保養施設の活用等にも言及をしていただければと思います。

次に、本町の基幹産業でございます農業の衰退を身近に感じることでできる遊休農地、耕作放棄地の実態をどのくらい把握しているのか、また、どのようにこの課題について、現在取り組んでいらっしゃるのでしょうか、お伺いをします。

先般の質問で、私は各課横断型のスペシャルチームを提案させていただきました。仮称ではありますが、地域活性課という名前をつけまして、これを新設し、地域経済の活性化を試みてはどうか、試みてほしいという願いを訴えたわけですが、町長の答弁では、現在の体制の中で縦割りの行政にならないように努力をしてもらいたい、今は考えていないとのお答弁をいただきました。現在もその考え方は変わりないのでしょうか。

また、関連の質問として、城里町まちづくり基本条例の制定を提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、食育と食農教育への取り組みについてなんですけれども、学校給食における地産地消への取り組みについて、そのことと食農教育の一環と位置づける学校や地域コミュニ

ティでの農業体験学習への取り組みを今後促進していかれるのかどうか、考えをいろいろとお伺いしたいと思います。

また、食育推進会議というのがございまして、それとの連携はどのように考えているのか。

次に、新聞等で注目を集めているホロルの湯についてでございますけれども、今回の件で指定管理者制度の課題、それをどのように認識しているのかなと。そこをお伺いしたいと思います。

最後に、もし差し支えなければいいんですが、町民の関心、期待の高い赤津副町長から、就任してわずかな期間ではございますけれども、この城里町に対しまして、ご感想などをお聞かせいただければと思います。

以上で1回目を終わりにします。

○議長（鯉淵秀雄君）　ただいま副町長赤津康明君が出席いたしました。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君）　1番河原井大介議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

まちづくり対策についてということで、グリーンツーリズムとフィルムコミッション、保養施設の活用等の具体的な取り組みについてということであります。

グリーンツーリズムについては、いろいろな地域で言葉が先行していると、そういうような感じを受けないでもありませんが、やはり農村のよいところを都市交流や何かにつなげていくということで、私はこれは大事な事業であると思っております。そういう中で、現在開発公社等でも、町内の3カ所のキャンプ場を利用して、そういうシイタケづくりとか、そば打ちとか、そういう交流事業を年に30回ぐらい、2,000人ほどの参加を得ながら行っておるところであります。県北地域のお試し住宅といいますか、そういうのもグリーンふるさと振興機構等で行っておりますが、城里町でも1件そういうところに参加をして、農村体験長期滞在型の体験をしていただくと、そういう段取りも今進めておるところでありまして、やはりそれがどう農村の経済とつながっていくのかという視点が、一番大事なのかなと思っております。そういう中で、城里町のいい点、そういうものを取り上げながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。

フィルムコミッション等につきましては、やはりいろいろな素材を世に出しているということですが、前にやりました「ねばる女」といいますか、納豆屋さんの映画等でも口ケ等にも使いましたが、やはり地域の持っているよさを外へ、それぞれの町民が発信していただくということが大事なのでないかと、そういうふうに考えておるところであります。

それから、遊休農地につきましては、現在、やはり畑地を中心にした遊休農地がふえておることですが、これらは農業委員会等でも調査をして、把握をしております。

すので、農業委員会のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

それから、地域経済の活性化を図るための各課横断型の地域活性課、そういう一つの課をつくってはどうかということですが、私はいろいろなテーマ、いろいろな組み合わせがあると思っていますので、町のそういうものを一つの地域活性課というふうなことで集約するよりは、それぞれの目的、内容によってワーキングチーム等を組織しながら、そういう中でプロジェクトチーム、そういうものを編制しながら、それぞれの事案に対しての活動、そういうものを検討していくということのほうが効率的ではないかというふうには考えております。

それから、城里町のまちづくり基本条例の制定であります、各地でまちづくりの自治基本条例、そういうものがつくられております。平成13年4月に北海道のニセコ町でつくったのが第1番目ということではなれておりますが、これは民主党の逢坂誠二さんが町長の町であります。これは私は言いかえれば、今行っている町民の行動規範、または町民憲章、総合計画、そういうものを具体的に文言でまとめたような形なのかなと、再認識しながらそういうものの調整を進めていくということではないかと思っております。それらにつきましては、十分に検討をさせていただきたいと思っております。

2番目の食育・食農教育への取り組みについてということであります。

これについては、地産地消、学校給食の関連がありますので、教育委員会のほうからご答弁申し上げたいと思います。

次に、学校・地域での農業体験学習への取り組み、これにつきましても、教育長のほうからお答えを申し上げたいと思います。

次に、指定管理者制度の課題をどう認識しておるのかということですが、やはりいろいろな課題を抱えておるのは事実だと思います。官から民へ、そういう中で今まで市町村が出資している団体でなければそれらの事業を受けられないものが、民間でも受けられるということになって、私はそういう点では非常に開かれてきたのではないかというふうに思っております。そういうメリットを生かしていくということが大事ではないかと、そういうふうに認識しておるわけであります。

施設によっていろいろな課題が私は違うと思うんです。今回の温浴施設、また、プール、キャンプ場、公民館、図書館、そういういろいろ運営する内容、形態、そういうものによって、やはり全面的にプラスになるもの、また、プラスマイナス相半ばするものということで、それはそれぞれの形態によって違うと思いますが、私は指定管理者制度に移っていくということは、非常に積極的に取り入れるべきであると、そういうふうに思っております。

以上、第1回目のご答弁を申し上げたいと思います。

それから、副町長に感想というのは通告外だと思いますので、議長のほうにお諮りをいただきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（鯉淵秀雄君） ただいまの赤津副町長への質問は、通告外となりますので、ご了承をいただきたいと思います。

農業委員会事務局長阿久津道男君。

〔農業委員会事務局長阿久津道男君登壇〕

○農業委員会事務局長（阿久津道男君） それでは、1番河原井議員のご質問にお答えしたいと思います。

城里町の耕作放棄地の面積の件であると思います。現在農業委員会で耕作放棄地の面積を把握しておるのが154ヘクタールございます。ちなみに、常北地区が約60ヘクタール、桂地区が56ヘクタール、七会地区が38ヘクタールでございます。

なお、また平成20年度に新たに、現在6月から8月にかけて、農地全体の1筆調査を実施してございます。現在集計中でございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 河原井議員さんからのご質問でございますが、1つ目は、特に地産地消ということで、学校給食の取り組みの状況はということかと思えます。

給食センターの取り組みとしては、できるだけ地場産品の新鮮で安全な野菜を給食に取り入れるということで、現在取り組んでいるところでございます。また、生産者の顔が見えるようにというようなことでの取り組みもしております。

実際に、平成20年1月号の給食だよりには、キャベツ畑、ニラ、それからニンジン畑というふうなところを実際に訪問した写真入りでの給食だよりを配付したというふうなこともございます。そういうことで、実際に子どもたちに地域の産業に関心を持たせること、あるいは農業に従事している方々への感謝の気持ちを感じさせたいというようなことでの取り組みをしております。さらには、地場産品の購入状況でございますけれども、平成18年度が58万9,000円、平成19年度は247万円ほど、野菜として地場産品を使用しているところでございます。

それから、学校・地域での農業体験学習への取り組みというふうなご質問でございますけれども、現在、町内の特に幼稚園、小学校等では、農業体験というのか、作物をつくる、育てる、そういうことへの取り組みを生活科の中で、あるいは理科、総合学習というふうな中で取り組んでいるところでございます。

大豆をつかって、豆腐づくりを体験させたとか、あるいは各種の野菜づくりで、実際にできたものを家庭に持ち帰って試食してもらおうと。あるいは稲づくり、そういうものに取り組みながら、実際に物が生産できていく過程、収穫まで味合わせたいというふうな取り組みをしているところでございます。園や学校によっては、収穫後、野菜パーティというふうなことでの取り組みも行われております。特に小学校、幼稚園でございますけれども、

全部のところそういう取り組みをしているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

食育推進会議との連携ということでございますけれども、行政と一緒に城里町食育推進会議設置条例に基づいて、健康福祉課を事務局として打ち合わせをしながら、特に栄養士さんに入っていて、この素案を現在策定中というようなところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） さっきは通告をしていないということで、赤津副町長からのご感想をいただけませんでした。

本来、住民の関心と期待の高い副町長からのこの町に対してのご感想をいただきたいというのが私の考えでございましたので、以後は通告をさせていただきたいと思いますが。

では、観光事業のほうに移らせていただきますが、聞くところによると、観光客がこの町は約30万人来ている。それで、8割以上の方がこの町外利用者でありリピーター、特に保養施設等々をお使いになる方が30万人ということだと思んですが、それと、話を聞くと、隣町のツインリンクもてぎというところで各種イベントをやっている。そのとき来てもらうお客さんの宿泊施設の確保とかが困難という話も聞いています。茂木ですから隣町の城里町、実際、いろいろと2,000人集まったり、人がいろいろ集まりながら、施設運営を考えてお客様を入れるというグリーンツーリズム事業を城里町本町もやっているということはあれなんですけれども、ますますそういったイベントごとがあるのであれば、例えば宿泊施設を探してやるのであれば、茂木さんに話をかけてみる。つまり本町の観光事業のPRを積極的にそうやってやっていくことも、力を入れていくことも必要ではないか。

それで、通過流動人口というのがございまして、これは城里町を通り過ぎていく人数なんですけれども、それが大体年間300万人といわれています。魅力ある町であれば、当然滞在型の観光事業というのができますし、その部分というのはきっちり見直せば、300万人も通過していくわけですから、きっちりそういったところも議論できるのではないのかな。先ほどのお話の中にもありましたけれども、ちょっとつけ加えさせていただきたいなと思いました。

もちろん観光協会との連携なんかも当然必要になってくると思いますが、今回、観光協会はちょっとまた後で質問させていただきますけれども、フィルムコミッション、前回もフィルムコミッション推進室の設置を提案をさせていただきましたけれども、これはやはり映画というところの舞台になる町であれば、田舎であれば、やはり誇りを持てるようなふるさとということで、以前にも町長からご答弁いただきましたけれども、やはり誇りに思えるふるさとを映画で映してもらうということ、それはやはりとても大切なことなんではないかなと。私自身も映画の制作に携わっていた時期もございましたので、映画にはや

はりある程度思い入れがあります。この町で映画をつくっていくフィルムコミッション推進室的なものを設置するのも1つの手ではないかなと思っております。

前回からお話ししています農業と環境と教育、これが3つのキーワードであるというお話をずっとさせていただいてまして、LOHAS（ロハス）という言葉をご存じですか。これは略なんですけれども、Lifestyles of Health and Sustainability、健康と持続可能を志向するライフスタイルという意味なんでございますけれども、これは環境に配慮した健康生活、スローライフ、スローフード、よく最近聞く言葉ですけれども。これは都市部を中心に広がっているんです。やはり時代の変化を感じるものではないかなと思っています。

例えば、アメリカなんかでもこのロハスは有名でして、アメリカの医療制度の問題、映画の「シッコ」ですか、マイケル・ムーア監督の作品なんかがありますけれども、そういうのを見るように、なかなか医療保険制度にかかれないというところで、自分の体は自分で守っていこうという自己防衛の手段としてロハスという言葉で、いろいろと生活環境を変えていこうという運動もあるようです。

そのスローライフと最近よく聞きますけれども、田舎暮らしというイメージが強いんですね。やはり観光政策としては、先ほどから町長の答弁をいただきましたけれども、まだまだロハスという言葉を使ったり、フィルムコミッションであったり、まだまだ議論する、考える余地があるんじゃないかなと強く思っています。

続きまして、遊休農地についてなんですけれども、先ほど町のほうが、つまり遊休農地がたくさんあるんだなということを理解していますけれども、先日、テレビを見ていましたら、全国の耕作放棄地、遊休農地の面積が大体埼玉県と同じぐらいと言っているんですね。全国どこの自治体も同じような問題、課題を抱えていることなのかなと思いますけれども、現在、耕作放棄地、遊休農地のマップというもの、また、さらにアンケート、そういったものを今策定というか、やっているという話ではあると思うんですけれども。

先般、小林議員の質問の中に、これからの農業は行政とJA農協、農業従事者のワンフロアでの事業展開という発言がございました。窓口を1つにし、かつ内部の事務や政策、事業企画の効率化を目指す、そういった組織は確かに必要です。これは1つの例としてはあると思うんですけれども、それと同時に食の安心・安全、農業の担い手不足、高齢化の問題、自給率の問題等々多くの問題を抱える昨今の農業の事情でございます。基幹産業として位置づける城里町においても、これはやはり大きい課題なんですよ。

一つの考え方なんですけれども、そういった調査をいろいろとやられているということなんですけれども、そういった調査の中その結果を、将来的な話ですけれども、農地を所有している方の意向を聞きながら、農業に従事できないということであれば、やはりその所有権というのはそのままでも、耕作権をある程度町がどのぐらいあるか把握をして、農地の集約と管理、そういうこと、また、町がその耕作権を預かるということ、模索するこ

とも多分恐らく近い将来必要になるのかなとは思っています。これは農業政策としての一つですけれども、これは国策としてもあるかもしれませんが。

それで、土地の集約化、都市部からの誘致、先ほどの口ハスの話も含めてなんですが、土地を集約して都市部からお客さんをお呼びできて、耕作をしていただくとか、有効活用できる個人、また法人への貸し出しも視野に入れるとか、国と県等の政策に適合した形での当然補助金を使いながらの形を模索していくということも必要でありますし、いずれにしましても、各機関との連携は必要になるでありましょうし、町としての政策も大きい視点からとらえてしまうことが必要だとは思っています。

ちょっと飛びますけれども、先に食育と食農教育についていろいろと提案をさせていただきたいところがあるんですが、食育・食農教育というテーマで、学校給食に地元農産物、先ほども使っている、購入していて、安全性の問題、そういうところの意識をしているという話がありました。やはり最近、本当にマスコミ等で騒がれるように、子どもたちの朝食、朝ご飯の欠食率の問題、これは委員会で把握はしているのかなと。これは2回目の質問の中で答弁としていただきたいんですが。

学校の中で食を学ぶ機会というのは、先ほど言ったように、いろいろとつくっていらっしゃるということなんですが、実際、食品の安全性が損なわれて、人々の健康に影響を及ぼしかねない昨今の事情ですが、消費者の食に対する関心が高まってはきています。このことから、幼少からの家庭教育の一環で、農業体験の学習の環境整備が必要ではと僕は思いますし、また、みずからの手でかわるそういった食農教育、そういったものの機会を望む児童とか、生徒、またPTAの声も結構多いのは事実でございます。

参考までなんですが、最近の食教育と地産地消型の給食について、興味深いデータがありましたので、紹介したいと思います。これは5つのポイントです。

1つ目が家庭の日本型食生活離れ、このことによって子どもたちが幅広い食歴を形成することができなくなっている。2つ目が白いご飯よりもどんぶり物味のついたご飯を好む子どもたちが学校の中で約4割。また、パンやめん類を好む子どもたちも多い。3つ目、保護者は学校給食を評価はし、かつ依存度も高い。食教育に関しても、子どもたちに食品選択力をつけることへ期待している。4つ目、地元食材が教育力、つまり社会的に見て学校教育の評価、農業の理解に影響を与えていること。5つ目に、保護者が食育の限界を超えるためには、地元農産物が必要不可欠と感じていることと、それに関連して、地域住民と食への関心を醸成する活動も大切であると指摘していること。この5つのポイントが挙げられていまして、かなり食への関心というものが、逆に農業への関心といってもいいかもしれません。

地産地消は単に地元食材を消費するだけではなくて、物、食材を通して人と心をつなげると。人と人とのつながりを基本に食育や食農教育、食文化の伝承と活用、食をベースに町づくりを地域づくりへとつなげていくものだ、今のこの時代そういった認識になってい

るわけでございます。

食育推進会議との連携なんですけれども、町内外において、食育の町城里をPRするには、よい機会なのではないかなと思います。それは子どもと親、学区、その地域と豊かな環境とそれを模索することです。ワーキングチームを設置をして、計画書を策定していくという方向性の中であると思いますけれども、これはもうぜひ期待をしていきたいんです。

2回目の質問としてこの食農教育のポイントとして質問がございまして、本町の学校生徒が減少する中で、都市部から生徒を迎え入れる、いわゆる農村留学、山村留学、これは環境学習も当然なんですけれども、地元の農家さんに宿泊をさせる。つまり地元の農家さんの経済に還元するその波及効果というのも、最近先進の事例としてはございます。そういったことをぜひ検討してはどうかかなと思っています。

これは中長期的スパンでは難しいかもしれないんですけれども、まずは短期的なサマースクールから検討していただきたいなと。これは基本的にはやはり町が仕掛けをしっかりとやってみる。もちろんそれは運営は住民とか、民間とか、さまざまな方が必要なんですけれども、もちろん教育的な意義をしっかりと考えた政策は必要でございます。そうはいっても、やはり教育委員会だけで対応はなかなかできないのかなと。こういうことをするためには、ある程度大枠でとらえて、コーディネートできる各部分の調整を図り全体がうまくいくように整えることができる担当部署が必要であると思うんです。

続きまして、ホロルの湯です。

これはもう新聞等、マスコミ等で大きな注目を集めている件でございますが、今回の件で、町執行部が認識する今までの対応、また、指定管理者制度、行政処分、メリット・デメリット、これについては先ほどお話がありました。先ほど町長の答弁にございましたように、施設運営面でのサービス向上、これは利用者の利便性の向上、当然ですよ。それで、管理運営経費、借金による地方自治体の負担の軽減等、当然念頭に置き制度導入を試みた経緯はあると思います。

ホロルの湯、これは2回目の質問としましてつなげて質問させていただきますけれども、6つほどあるんですが、指定管理者制度導入後、定期的な収支報告会、運営協議会というのを実際行ってきたのでしょうか。これは実は丸投げ状態であったり、また、場当たりの対応、そういう状態はなかったかお聞きしたいと思います。

2番目に、ホロルの湯への町の頻繁な訪問によって、ある程度町の指導体制というのはあったのでしょうか。

3つ目、柔軟性のある施設運営として、先ほど言ったように建前はございますよね。しかしながら、実際に条例とか、施行規則等に阻まれて、管理者からの改定等の要望とかそういったものが実際なかったかどうか。あればお知らせいただきたいんですけれども。

実際に、僕自身は、町開発公社の今回の譲渡された意向という、現時点では住民サービス維持という観点からも、それは賢明な判断であると思います。しかしながら、どのよう

に経営、運営するかの企画、そうした部署、これはやはり必要なのではないかなとは思っています。そうした中で、やはり策定の協定書等々案がございますけれども、その中に、毎月の事業報告書とか、そういったものは定期的に知らせていただく、伝えていただくというのは、やはり議会にもある程度報告する考えもなければいけないのかなと。教えていただければ、やはりそういった議論はできないのかなというのがございます。

協定書の中に、もう1点私気になるのは、従業員に対して社会保険、労働保険の加入、指定管理者が行う旨をここに盛り込んでいく。協定書にその行う旨を盛り込んではどうかなということが1点でございます。

さらに、入湯税とその目的税と観光振興費という名目の入湯税でございますけれども、その位置づけをいま一度考えてみる必要性もあるのかなと。

といいますのは、今後の町開発公社での営業プロセスの中で、年間約27万人ですか、そして、9割は町外からの来客が来ていると。それで、27万人での赤字経営の実態調査というのをまず行って、客単価の伸び悩みがあれば改善する方策を議論する機会が必要であると思いますし、多少やはりお金をかけても実力ある経営コンサルタントの顧問依頼、また、先ほど玉川議員からもありましたけれども、レストラン等への営業努力。

例えば公的機関が運営するような鵜の岬というあの有名な宿舎がございますけれども、そこで先日、レストランに行きまして、そうしましたら、2時間ほどいたんですけども、常に満杯な状態なんです。実際は海がありますし、ただ海を見ている人もいませんし、ただ、お風呂に入る人も余りいないような感じなんです。実際にはレストランに来ている。レストランに来ているということは、ある意味レストランはレストランで独自の価値を有しているというのが鵜の岬でも、僕自身の考えですけども、あるのかなと思っています。

あと新たな管理者公募へ、先ほどもありましたけれども、積極的な試みというのは歓迎するんですが、町としての実際経営戦略、指針、方向性、そのビジョン、そういった意味を持つことが、今後の例えば2年半、2年半はやるという話ですから、その2年半という営業の中でとても大事な問題ではないかなと。この2年半というのは、時間をかけてしっかりと議論をできる時間でもあるんだろうと僕は思っています。

また、今後の指定管理者を選考する過程でも、この問題は重要でもございますし、いま一度本来の施設目的を確認することが必要だと思います。指定管理者に預けたとしても、城里町も同じようにリスクを負う責任があるんだと思うんです。

このホールの湯の施設は町の財産でございます。観光施設としては当然ですけども、町の活性化の一環としても大変重要な施設でございます。そういったことを考えながらやることも、要望としてもこれはございます。

地域活性課、先ほど町長はいろいろな組み合わせがあって、それぞれのワーキングチームをつくればそれでいいというお話でございますけれども、行政が時代の中で環境や変化、住民のニーズというものにこたえられないことが実際問題あるのではないのかと思っています。

ます。合併しても町に元気がない。農業や地域、商店街の衰退を憂慮する声を僕は実際多く聞いております。

例えば、大子町でございます。前回もお話をさせていただいていましたけれども、さまざまな施策を行っております。人口は約2万1,000人で、世帯数8,000世帯、高齢化率は35%、一般財政規模は約95億円、また、最近は新しい副町長も就任されまして、城里町に近いのと、そういう感じもあります。活性化事業、この4つのポイントが新聞等で注目されています。企業誘致、都市部住民の誘致、観光客の誘致だったり、大学との連携、本当に積極的でございます。町長は各種団体との連携として、本町の特徴を生かす事業を進めるという文言を結構答弁の中で多用しているんですよ。ただ、各種団体と連携するときには、まず役所内で大枠で課題をとらえて議論し、かつ窓口となるそういった部署が必要なのではないかなと思っています。

ホロルの湯の問題にしても、産業振興課だけで対応し切れる問題では実際問題、経営戦略の中で難しいし、やはり地域活性化を試みる中では、やはりそういったものは難しいのではないかな。やはりこれは仮称でございますからあれですけれども、地域活性課と。僕は今思うんですが、副町長は柔軟に対応できるポストですから、首長の町長の補佐というだけの役割ではなくて、積極的に各課との連携に努める総体的な住民ニーズを受けとめる政策、また、事業企画を責任ある形でつくられるべきなのではないかな。住民の信託を受けた町長と議会が責任を持って推薦をして任命をした副町長でございますので、そうした役割も期待していきたいと思っています。

例えば、一つの例としてなんですが、公有財産に関する調書というのがございます。これを見ると面積は入っているんです。ただ額が入っていないことに気づきます。とりわけ庁舎や学校の行政財産は別としましても、山林や土地の価格を知りたいなというところでございまして、人件費や諸経費を切り詰める行革も大切だとは思いますが、一たびストックである資産に着目すれば、かなり節約できるコストがあることやサービス向上のための有効活用できる資産があることに気づかされるのではないかな。地方分権が進む、自治体の財政力の格差が拡大するとされる今こそ、資産の有効活用で他自治体に差をつけるチャンスだと私は思っておりますし、したがって、全庁的な資産活用方針を策定すること、今後極めて重要になってくると思われる中で、所管を越えて庁舎内の情報共有が求められるというのではないかなと思っています。

この他にも本当にいろいろあるんですけれども、今回の質問では観光事業や食育、ホロルの湯の問題等、その中で私が提案するものは、専門的な事務作業を行う部署ではなくて、トータルコーディネートできる部署、すなわち地域経済の活性化について政策を迅速かつ効率的に生み出す部署が今この時代背景と町の現実と向き合うときに、必要であると僕は強く感じています。それが私の提案している地域活性課というスペシャルチームの各課横断型のわけでございます。

さらに、まちづくり基本条例、これから検討していくという話だったようですけれども、実際いろいろと先ほどもありました計画書、町政運営の総合計画書を作成しますよね。でも、実際は全国どの自治体もほぼ同じ内容の計画書をつくっています。違うのは町の名前と人口ぐらいなもので、なかなか独自性やオリジナリティが見えてこない、そういう気がするんですけれども、先ほど二セコ前町長、逢坂誠二衆議院議員のお話がありました。自治体の憲法といわれるものを二セコ町はつくったと。以前逢坂先生にも一度お会いしまして、町として基本条例をつくったいきさつ等、いろいろとお話を伺ったことがございます。それは後でお話しますが。

ちょっと話は戻りまして、当然今までも自治基本条例、まちづくり基本条例、町議会としても研究はされてきたと思うんです。行政のプロフェッショナルの皆さんの前で、この条例の重要性を問うということは、余り必要ないとは思いますが、幾つか確認できればと思います。

地方分権、地域のことは地域で決める、実行する。地域分権の名残を受けて、自分の町は自分たちでつくる。そういった住民自治の精神を明文化したものが自治基本条例、これは一般的な話でございますが。行政への機会、また、住民がそれぞれの役割とその責務を明確にして、まちづくりへの参加、その仕組みを制度として保障する法的なルール、通称これは町の憲法ともいわれていますけれども、本町におきましても、住民との協働によるまちづくりを目指して、もちろん福祉、情報公開、男女共同参画、地域自治振興などさまざまな施策を推進を図っているということは先ほどのお話でも、町長のご答弁の中でも認識はしています。しかしながら、多様化する住民ニーズに即応して、地域の政策課題を素早く解決するためには、対応し切れないケースがふえてきているのではないかとということなんです。

このような中では、自治体運営を行政任せにするのではなくて、住民と町がともに考えて、行動して、解決する、そういうことが求められているように思うんです。このような住民自治を推進するためには、住民の権利、責務、もちろんこれは受け皿となる行政側の責務や仕組み、そういったものを明確に明文化、総体的な条例として定める必要性はございます。

同様に議会の役割もあるんだと思っています。一般論としてですけれども、議会が執行部へのチェック機能、これは当然でございますけれども、議会の政策立案能力というものも、最近時代背景の中でいわれています。つまり追求型であったり、チェック機能だけ、そういう議会ではいけないという話をよく聞きます。つまり議会基本条例の制定もこれは当然必要でありますし、先ほどの一問一答方式とか、反問権の付与、皆さんから質問していただくというそういうような活力ある議会そのものも、議会基本条例ともども自治基本条例、まちづくり基本条例が必要なのかなと思います。

でも、実際にいろいろな事例を見てみますと、自治基本条例とか、まちづくり基本条例

ができて、すぐに成果があらわれる、そういうふうには思いません。「人と自然が響きあい、ともに輝く住みよいまち」と、この基本理念を大切に住民の方が主体的に考えて、行動してもらえるような環境づくりと住民の意見を受けとめられる、そういう開かれた町政運営ができるんだらうということは、恐らくそういうふうにはできるんだらうというふうには確信はしていますけれども。

長くなってしまいましたけれども、2回目の質問として、山村留学の話であったり、朝ご飯が抜けている話、また、ホロルについては、先ほど挙げた6つほどご答弁をいただければと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 河原井議員からの第2回目のご質問でございますが、第1点目の観光客30万人、また、通過流動人口300万人と、そういう中でどう町の活性化につなげていくのかということと、これからの考え方といいますか、スローライフの生活スタイルにどう対処していくか、それらにつきましては、観光事業というふうなテーマでありますので、産業振興課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

3つ大きい問題がある。その次に食の安全の問題。食育、それから農業体験、都市から農村への山村留学と。山村留学につきましては、民間団体でも山村留学協会とか、財団法人育てる会というふうな会が全国的な展開もしている点もありますが、それらについては、教育長のほうからお答え申し上げたいと思います。

また、ホロルの湯の今までの指導、監督、また、今後の考え方、そういうことにつきましては、産業振興課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

また、まちづくり基本条例につきましては、先ほども申し上げましたように、やはり基本的には今まで普遍的にやっているようなことを明文化していくということではないかと思います。国は憲法があり、法律があり、条例がある。また、そういう自治基本条例といいますか、そういうものをつくりながらやっていくと。明文化させながら、そういうものを認識しながら町民と一緒にやっていくと、そういう考えがあるのではないかと思います。これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、よく検討をさせていただきたいと思っております。

それから、副町長の所見の問題であります。旧自治法においては、「助役は町長を補佐し、町長事故あるとき云々」というふうなことです。現在の副町長制度は、政策、企画、立案というふうな範囲まで及んでおるものですから、そういう中で、副町長としての職務、職員に対する事務、指導、そういうものもやっていっていただきたい。私はそういうふうには思っております。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

○産業振興課長（田口喜一君） 河原井議員さんの質問にお答えしたいと思います。

本町には年間30万人の利用客があるというのは議員のおっしゃるとおりでございます。

ツインリンクもてぎの大会等で人が相当集まっていたときに、キャンプ場等にも若干の利用はございます。

それと、300万人の通過人口ということでございますが、今後は積極的にPRをして集客アップに努めていきたいと思っております。

フィルムコミッションにつきましては、議員、前回にも質問したと思いますが、そのときは「ねばる女」が最後だったと思うんですが、近々日産キューブのイメージ写真撮影のため、ホロルの湯で行うことになっております。

それと、茨城の職人をテーマとした栗野春慶塗のカレンダーの作成等も依頼が来てございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 教育長三村亮一君。

○教育長（三村亮一君） まず、2回目のご質問ですけれども、給食につきましては、先ほど地産地消というような立場から一部お話を申し上げました。そういう中で、特に今までJAの女性部、あるいは生産農家と給食センターとの共通の話し合いの場、見学会、試食会等を実施しながら連絡を深めているところでございます。ただ、そういう中で、幾つか大きな課題も見えてきている部分がございます。食材の安定的な供給というふうなこと、それから、給食は現在1食250円程度ということで、目安に行っているわけですが、そういう中で、低廉な価格での供給、あるいは調理時間も限られているというふうな中で、食材の品質や規格の統一の問題等、こういうことについては、今後十分検討しながら、考えていかなければならない大きな問題だというふうに考えているところでございます。

なお、子どもたちの朝食の欠食はどうなのかという話もありましたけれども、今年度の文科省の調査の中での朝食をとっているかどうかという調査では、全国でとっていると答えたのが87%強、茨城県が88%、城里町全体では91%強というところでございます。かなりの子どもたちが朝食をとっているというふうにいえるわけですが、10%近い子どもたちが十分ではないというのが現状でございます。

なお、食事については、特にことしも船の体験をしながら感じたことでございますけれども、野菜をとる子どもたちが非常に少ない、こういうことが健康教育というふうな面、あるいは大事な食の教育という面から、今後取り組まなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

それから、農村留学というふうなお話でございましたけれども、都市部から生徒を受け入れる農村留学、これは環境学習というような面から、あるいは地元の経済に還元する波及効果も考えて検討してはどうかというご提案かというふうに思います。

ことは、小松、青山、古内の3校を除く7校について、実は農山漁村におけるふるさと生活体験学習ということで、6月定例会の折に補正予算をご承認いただいたわけですが、これについては、実際の実施に当たって財団法人のグリーンふるさと振興機構、

ここに大変お世話になりました。その中で、グリーンふるさと振興機構が今までに組織建てしてきた里美地区で、実際に農家に1泊し、施設2泊という体験をこれから実施しようとしているところでございます。

ここは既にこんな冊子が出されているわけですが、**「ふるさと体験学習のご案内、茨城里山生活体験、自然の中で学びの場を見つけてみませんか」**というかなり立派な冊子をいただきながら、実際計画を立て下見をするというふうなことで現在進んでいるわけですが、残念ながら城里町に関しては、この冊子の中に一字の記載もございませんでした。そのような背景がありましたので、実際に町内でやってはどうかというご意見を寄せてくださった方もいらっしゃったんですが、町外の施設を使わせていただいたということでございます。

さて、この農山漁村ふるさと体験というふうなこれの類似のことで、農村留学というふうなことでございますけれども、実際に農山漁村ふるさと体験というのは、今年度は文科省と総務省と農林水産省、3省の後援ということで行われたわけですが、次年度からは文科省がこの行事から手を引くというような話も聞いております。ただし、こういうのに類した事業は、5年生全員を対象にこれから実施をするということを耳にしておりますけれども、河原井議員さんから提案というのは、そういうことにも対応できる組織を町内に立ち上げていってはどうかということかというふうに受けとめました。

残念ながら、先ほど申しましたけれども、城里町内にはパンフレットに載せられているような施設設備が無に近い状態だということ、さらには、農家に民泊することや、農業体験をさせる場の提供ということでの受け入れ態勢について検討することは必要であろうというふうには思います。しかし、城里町の施設設備を考えると非常に困難を伴うということで、教育委員会としては大変難しい問題だということで、この農村留学につきましては、危惧をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。
○産業振興課長（田口喜一君） ホロルの湯の件でございますが、まず1点目に、指定管理者制度導入後、定期的な収支報告、運営協議会などを行ってきたのかというご質問でございますが、毎月業務報告書は届いております。昨年11月に連絡調整会議をつくりまして、運営状況や課題等については協議をしておりました。

2つ目のホロルの湯への町の頻繁なる訪問による指導体制はあったのかという質問でございますが、頻繁というわけにはまいりませんが、その都度指導は行ってまいりました。

3つ目の柔軟性のある施設運営という建前がありながら実際に施行条例に阻まれ、管理者から改定等のご要望はあったのかというご質問でございますが、まさにこれが指定管理者のデメリットかと思えます。本年3月の第1回定例会に議決をいただきました料金改定につきましても、その一つであります。

4つ目の開発公社への移行は現時点では住民サービス維持という観点からも賢明な判断であると思うが、どのように経営運営をするのか、企画する部署ということでございますが、現時点では、担当課であります産業振興課になるかと思えます。業務報告等を議会等に報告するというようなことはいつでもできることだと思います。

5番目の従業員に対する社会保険、労働保険の加入を指定管理者側の旨を協定書に盛り込んではどうでしょうか、今のところ盛り込む予定は考えておりません。従業員に対しましては手厚く考えるところではありますが、保険につきましては、事業者負担50%持ち出しがありますので、当分の間は管理運営の状況等を見ながら考えていきたいと考えております。

6つ目の入湯税を目的税としての位置づけはということでございますが、これにつきましては、担当が企画財政課でございますので、企画財政課のほうでお願いしたいと思えます。

7番と8番がございますので、それに答えてからお願いしたいと思えます。

今後の開発公社での運営のプロセスの中で年間25万人、赤字運営の実査を行い、客単価の伸び悩みを改善する方法等色々考える必要があるのではないかとということでございます。開設7年目を向かえ、今後はコンサル等を活用しまして、状況を個々に分析し、改善策等を見出していくのも一つの方法と考えております。

8つ目の新たな公募への積極的な取り組みはにつきましてでございますが、今後の公募等につきましては、その辺を十分に認識をいたしまして、選考等に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 河原井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

入湯税を目的税としての位置づけというふうなことでございますが、現在は入湯税は、予算編成上では財源を一般と考えて扱っております。ただ、主要報告の中につきましては、環境衛生設備に充てるとか、鉱泉源の保護管理施設に充てるとか、消防施設等の整備に充てるとか、環境施設の整備に充てるとかというようなふうに指導をされております。

ちなみに、平成18年度でありますけれども、入湯税が3,400万円有余の収入がありました。これにつきましては、主に環境衛生設備に充当をし、残りについては、観光振興の事業に入湯税を充てて運用をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（鯉渕秀雄君） 河原井議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

1番河原井大介君。

○1番（河原井大介君） 町長、自治体はいまや会社とか、株式会社として例えられています。城里町の首長はいわば中小企業の社長でございまして、経営感覚を駆使して運営、

営業努力、そういったものが求められるわけでございます。その経営戦略と政策の形成、ビジョン、そういったものが大切になる時代、僕はある意味ボトムズアップというリーダーシップではなくて、ある意味トップダウンのリーダーシップも重要なんだな、もしかしたら大切ではないかなとそう思うんです。

もう21世紀でございますから、行政は統治するというそういう感覚から脱却をして、やはり経営する、お金を稼ぐ、そういう認識もまた必要であると僕は思っています。つまり守りという形ではなくて攻めていく運営をしていく。小さな小さな成功例でいいんです。そういう小さな成功例を積み重ねて、ベターを積み重ねてベストにしていく。そういうことが今大切なのではないかな。

いずれにしても、リスクというのは負わなければなりません。それは町も議会も町民もです。つまり地域、地方の実態が過疎や不況で疲弊している、また、その自律的に立ち直る力が失われている認識の中で、やはり批判するのではなくて建設的に議論すること、だから、まずはその意義づけ、意識づけ、それを明確にするための各課横断型の課の新設、先ほど来言っています地域活性課というものの新設、また、自治基本条例等の制定を求めるわけでございます。やはり政策に血を通わせるのが町長の仕事ではないかな。守っていくためにはやはり変わっていかなければいけない。

今回、通告した質問は、やはり各課横断型で議論する必要性があるものを取り上げてまいりました。先ほども話がございましたけれども、町長、最後にお聞きします。町長には各課横断型の課を新設、または自治基本条例を制定するご意思、そういうふうなものはありますか。ご答弁をお願いします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） ただいま河原井議員からのご説明をいただきました。いわゆるボトムアップ方式ではなくてトップダウン方式、それがいいのではないかなということあります。逆に言えば、それは町長独走のそうではないかなというそしりも免れない場面もあるかと思います。やはり一つの条例や規則、そういうのりの中に入っているわけですから、そういう中で、どうやって住民の意向も聞きながらやっていかなければならないということがあると私は思っております。

まちづくり基本条例につきましては、これは検討させていただきたいと思います。地域活性課ですか、新しい課をつくるということについては、私は今のところは考えておりません。

以上です。

○1番（河原井大介君） わかりました。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、1番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（鯉渕秀雄君） 本日の一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす17日は午前10時から再開し、通告第6号、8番南條 治君の一般質問から入ります。時間厳守の上、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時09分散会

平成20年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成20年9月17日 午前10時01分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
7番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
8番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君
9番	杉 山 清 君		

1. 欠席議員

15番 根 本 正 典 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	赤津康明
教育長	三村亮一
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	高橋洋造
会計課長（会計管理者）	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
局長補佐	小林恵子
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第3号

平成20年9月17日（水曜日）

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は17名です。遅刻、15番根本正典君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人はございません。

一般質問

○議長（鯉淵秀雄君） 本日は一般質問から入ります。

それでは、通告第6号、8番南條 治君の質問を許可いたします。

8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

○8番（南條 治君） 8番南條 治であります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

昨日の小松崎議員の質問で、再選を目指すということで町長のお話がありました。さらに、財政再建を進めていくということでありますので、期待をして質問をいたします。

町の庁舎、その他の施設についてお伺いをいたします。

まず最初に、支所の利用状況であります。主に利用されているのは支所の業務ということで、1階だけかと思えます。そのほか有効的に利用活用されているのかお伺いをいたします。

続きまして、合併して4年目を迎え、いろいろな面で精査をしていく時期に入ってきていると私は思っております。無駄をなくして、必要なところにはきちんとてこ入れをしていくことが住民サービスの基本だと考えております。

そこで、町の出先機関が幾つありますが、利用しやすくわかりやすくするためにも、支所の建物に入ることができないのか、お伺いをいたします。

また、次の質問については、自分の所管部分でもございますが、総体的な中でお答えをいただきたいと思います。

桂診療所、七会幼稚園、舟渡団地の集会所についてであります。今後どのような方向にしていくのか、お伺いをいたします。

桂診療所については、土地は借地、つくるときの補助関係の制約等のこともあると思い

ますが、その辺もよろしくお答えをいただきたいと思います。

また、阿久津議員の質問でありましたが、七会幼稚園については、少子化の中で統計的にも今後とも幼稚園が再開できるような園児数が確保できる状態にないと思うわけであり

ます。

次に、舟渡団地内の集会所についてであります。団地については解体する方向で、計画に基づいて進んでおります。しかし、現在、団地内の集会所ではありますが、地域の方の利用が大であり、下坏地区は幾度となく水害に見舞われておるような状況であります。坏地区の公民館まで遠いということを考慮すれば、建物がまだまだ使えるような状況であります。残して利用してもらうのが得策かと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、町全体の借地料は総額でどのくらいになるのか、お伺いをいたします。

公共工事等についても減少をしており、各地区に資材置き場的な場所があるようであり

ます。それに運動公園、野球場、多目的広場、駐車場等、いろいろな目的でつくられたと

と思いますが、見直しも必要ではないかと思ひます。この件についてもお伺いをいたします。

次に、イノシシの害についてお伺いをいたします。

ことしも黄金色に輝く稲の収穫の時期になり、天候を見ながら収穫作業が家族総出で行われている様子が見受けられます。農家にとって一番うれしい時であると思ひます。しかし、この収穫時期を迎えるまでに天候を心配し、害虫、そして病害、地域によっては一晩で稲が全滅してしまうイノシシによる害があります。イノシシが荒らしてしまうと、もみがおってしまい、全く食用にならないというふうな状況であります。

そこで、有害駆除の成果についての調査結果はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

先月、自動車研究所の進入道路で、町道でありますけれども、8匹のイノシシに遭遇をいたしました。実にイノシシが堂々としていて、動物園のような変な感動をしたのを覚えております。

次に、電さく設置に対して補助をしてはどうかとお伺いをいたします。

電さくの設置をした方の話を聞きますと、最も効果があると言っておられました。しかし、費用がかかるので大変であると、このようなことであります。周期的に音のするものに対してなれてしまい、また、明かりについてもなれてしまうと。トタン板等についても飛び越えたり、くぐったり、ネット等を田んぼに回しているような状況もありますけれども、鼻で持ち上げて出入りをしてしまうと、そういうような状況であります。

旧桂村では、電さく等の設置に対して補助を行っていた経過がありましたので、その辺のところを考慮に入れてお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

傍聴人 1 名を許可いたしました。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 8 番南條 治議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

1 点目は、町の庁舎、その他の施設についてということですが、そのうちの支所の利用状況についてということですが、現在の支所については、1 階の部分で支所の事務を行っておるところであります、2 階がいわゆる不登校児の登校場所といいますが、全町を対象にしたそういうもので、うぐいす広場、うぐいす学級というふうなことで、2 階の一部分を使用しております。そのほか防災無線、合併前の各町村の文書等の保管場所、そういうものとして、それ以外の 3 階までが使われておることです。

いずれにいたしましても、支所の業務については、そのようなことで行っておりますが、周りに図書館、公民館というものがすぐ近くにありますので、そういうものを総合的に統合して運営ができるかどうかということ、現在庁内で検討中です。現況はそういうことになっております。

また、2 番目の桂診療所、七会幼稚園、舟渡団地の集会施設、これらにつきましても、きのうは七会幼稚園の件について、教育委員会のほうから阿久津則男議員にご答弁を申し上げますが、桂診療所等につきましても、何かに使おうとすると、国庫補助、また、起債の残があるというふうなことで、国の方針がはっきり出ていないというふうなことが必ず引っかかってくるというふうなこともあります。それですので、舟渡団地、桂診療所についてはそれぞれの担当課長から、それらの経緯、経過についてもご説明を申し上げたいと思います。

次に、町全体の借地料の件につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

次の 2 番目のイノシシの害につきましてもありますが、山間部の農家については、非常に悩みの種といえますが、稲ばかりではなくてソバも食べられるとか、そういうことで非常に深刻な状況になっております。それらについての電さくの補助等については、飯村議員からもあとご質問があるようですが、そういうものを踏まえながら、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

〔保険課長加倉井一史君登壇〕

○保険課長（加倉井一史君） 8 番南條議員さんの質問にお答えいたします。

桂診療所の跡地利用についてというご質問でございますが、沢山診療所につきましては、平成 19 年 6 月をもって閉院いたしました。閉院したことによりまして、医科診療所と医師住宅が未使用状態で、現在残っております。ご指摘の跡地利用につきましては、白紙状態です。

なお、建物の取り壊しなどは、国の補助事業により建築したものでありますので、耐用

年数などの関係で補助金返還の問題もありまして、現在、関係機関と協議中でございます。
以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

○都市建設課長（栗林俊一君） 8番南條議員のご質問についてお答えいたします。

舟渡団地内の集会所についてでございますが、本年度より舟渡団地の住宅の解体を開始しており、団地の集会所としての役割は一応終えておりますが、地元下坪区より、区の集会所として使用したいとの要望があることから、当面の住宅全棟の解体が完了するまでの期間については区で使えるよう、現在調整を進めております。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

○総務課長（田上 勤君） 南條議員さんのご質問にお答えいたします。

町内の借地料の合計金額は幾らかというご質問かと思えますけれども、現在合計、件数で450件、金額にしまして3,439万1,936円、面積にしまして42万2,625.40平米でございます。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

○産業振興課長（田口喜一君） それでは、南條議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の有害駆除の成果についてでございます。

有害鳥獣捕獲事業による頭数でございますが、平成17年度24頭、平成18年度44頭、平成19年度33頭、平成20年度現在でございますが、約40頭捕獲して、150頭弱となっております。

2番の電さく設置に対しての補助ということでございますが、これだけ被害も出ております。町としても、電さく補助については検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉渕秀雄君） 8番南條 治君。

○8番（南條 治君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま町長のほうから答弁がありました出張所、支所でございますが、七会の状況についてどのような状況なのかもお伺いをいたしたいと思います。

それとまた、診療所等については、現在補助関係に対しての協議中であるということなことでありますけれども、国・県でも今、民間に落としていくようなそういう状況で進んでいるようなことが新聞報道等によっても周知されております。そういうことを考えまして、町のほうでももう少し町に合ったような経済状況の中で進めていっていただきたいと

思うわけであります。

そしてまた、もう１点は町全体の借地料であります、3,400万何がしの借地料を払っているというようなことであります。これもきちんと精査していくことによって、必要でないもの、また、必要なものということを再認識をしていく必要があるのではないかと思いますので、その辺についてもう一度お伺いをいたします。

それとまた、イノシシ被害についてであります、減反政策の中で、国の政策ではありますがけれども、山間部についてはそういうものに対して協力をしてきた、それに対してまだ補助等もいただいているというような状況でありますので、電さく等について前向きで検討するということでもありますけれども、具体的にどの辺まで考えているのか、もう一度お伺いをいたします。

２回目の質問とします。

○議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

○総務課長（田上 勤君） ８番南條議員さんの第２回目のご質問でございます。

七会支所の利用状況でございますけれども、１階につきましては、現在事務室として庶務グループ、住民グループが配置をされてございます。

２階につきましては、大会議室、小会議室等でございますけれども、いずれも会議室ということで、それぞれの各種団体等の会議等に利活用をしている状況でございます。

さらに、一部旧議場等につきましては、合併関係の書類保管というようなことで利活用しているところでございます。

さらに、借地料の詳細でございますけれども、旧町村別に見ますと、旧常北町で件数で200件でございます。金額で1,851万8,675円ということでございます、面積的には21万9,818.74平米でございます。桂地区におきましては194件、金額にいたしまして949万5,650円でございます。面積は14万6,369.28平米でございます。七会地区につきましては56件、637万7,611円でございます。面積は5万6,437.38平米でございます。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

○産業振興課長（田口喜一君） 南條議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

どのくらいの補助ということだと思いますので、回答したいと思います。

一応、要綱等を設置しなければなりません、事業費の３分の１程度を予定しております。

○８番（南條 治君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、８番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第７号、９番杉山 清君の発言を許可いたします。

９番杉山 清君。

〔９番杉山 清君登壇〕

○ 9 番（杉山 清君） 9 番杉山 清であります。

きのうから見ていますと、答弁のほうがどうも時間がかかるような形でありますので、町長並び関係課長には、明快かつ迅速なる答弁を求めます。

今回は、3 項目、4 点を通告順に質問させていただきます。

まず初めに、廃棄ごみに関してであります。その昔、ごみはすべて廃棄を余儀なくされたわけであります。そのため、多くの問題を現在に残しております。現在においては、資源と廃棄物は切っても切り離せないものがあります。資源に乏しい日本にとって、また、地球の資源に限りあることを踏まえ、環境保全の重要性を自覚し、相互理解と協力のもとで資源リサイクルに取り組まなければなりません。今日においては、町民の協力で分別収集が行き届き、燃えるごみ、粗大ごみ、缶、瓶、ペットボトル、紙類と分けられ、指定の場所にきれいに整頓され、出されております。

ところが、資源ごみの価格高騰もあり、最近町民の方から、資源ごみを持ち去る者がいると連絡をいただきました。調査したところ、資源リサイクルのごみを車に積み込んでいるところを見たという方が複数から確認されました。担当窓口である町民課としては、町民の方から資源ごみの持ち去り等について連絡をいただいたことはあるのかどうか、また、今後持ち去りについて、財源確保も含めどのような対応、対策をとっていくのか、お伺いをいたします。

続いて、2 番目であります。

町道改良についてお伺いします。

町道改良については、合併前から継続してきた改良事業を除きますと、合併当初の町道改良申請は、常北地区18件、桂地区54件、七会地区 9 件、計81件の申請であります。新町城里になって事業を実施した町道改良事業は、常北地区 4 件、桂地区 4 件、七会地区 4 件、計12件ありますが、新しい城里町になってから町道改良事業が現在までに完了、完成した町道は 1 路線もありません。また、事業実施中の町道改良事業については、着手順番なのか、また、どのようにして決めているのか疑問であります。そして考えさせられるところもあります。この件はきのうの玉川議員の質問の中にも含まれておりました。

申し込み順なのか、費用対効果なのか、どちらにも当てはまらない事業も見受けられるわけであります。第三の選択があるのでしょうか。以前の首長のもと、道路改良に対し費用対効果が目に見えてわかる事業がありました。例えば町道のバイパス道もその一つであります。費用対効果と次世代をどう見据えていくかで、10年、20年後の答えが出てくると思います。町道改良は拡幅工事が主体であります。今後もすべて拡幅工事のみで事業計画をしていくのか、お伺いをいたします。

町道改良の 2 番目ではありますが、住宅密集地や孤立集落での道路改良についてお伺いをいたします。

財政が厳しいのは多くの方がわかっていることでもあります。だからこそ知恵を絞り、で

きることを考えていかなければなりません。次世代を見据えての計画が大事ではないでしょうか。10年先、15年先に家が減少するような地域に、全拡幅の道路は必要不可欠でしょうか。多くのお金をかけては、そこに生活している人も、他の町民や住宅密集地の人に対して申しわけない気持ちでいっぱいではないでしょうか。

住宅密集地には人家が20軒、30軒とあっても道路改良ができないところがあります。このような道路に隣接する住宅の方々にとっては、災害、緊急時の対応が危惧されます。国や県は財政難から、国道、県道の道路改良で待避所や1.5車線という通称がありますが、全線拡幅ではなく部分拡幅を実施していますが、町としても住宅密集地の同意書がいただけないような地域、また、災害、緊急時の退避が必要な地域、孤立集落において、部分拡幅工事が可能かどうかお伺いをいたします。

3番目であります。

水道事業についてお伺いします。

この件に関しては、水道設備ということで通告をしております。今回は石綿管に関して質問をするところではありますが、1つお伺いをし、また、多くの方に協力をしていただかなければならない点が私はあると思います。それは七会地区の水道事業であります。

聞くとところによりますと、現在85%の加入率と聞いております。地域の方の要望も強かったところでありましょう。ただ、85%で道路改良でもお話ししましたが、この先10年、15年、20年を考えたときに、果たしてこの85%が維持されるのでしょうか。これは85%加入していただくことにしても、水道課としては相当な努力をしていると思います。今後職員、そして多くの方の協力を得て、よいスタートを切ってもらいたいものだと思います。

それでは、石綿管について質問させていただきます。特に平成2年度から入れかえ補助がついている石綿管についてお伺いいたします。

合併当初、石綿管を調査したときに、残存延長は11キロありました。当時の阿久津水道課長と石綿管入れかえについて話し合いをし、課長は計画的に速やかに入れかえをしていきたいとのことでありました。この時期はちょうど平成17年の今ごろ、ちょっと前であります。

それで、平成17年の9月議会において、石綿管に関しての質問者が多かったわけでありま。私も通告をしましたが、当時寺門博志議員がこの石綿管について質問をしました。質問に対してはよい質問であったと私は記憶しております。そして、私もこの石綿管を調査した中で、当時質問を辞退したわけでありま。なぜかという、計画的な形で課長が入れかえをしていく、そういうこともあったのと、当時アスベストというものは有害であるという形の中で、町民の方に大きな心配を抱かせるのではないかということがあったわけで、計画を見据えようという気持ちで辞退したわけでありま。

そういった中で、入れかえ工事については、平成19年に2.4キロ済んでおります。今現在約8.6キロが残存距離だと思います。この残存距離の地域、距離数、そして、今後の入

れかえ計画等をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 9番杉山議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1点目は、資源ごみの持ち去りについてということであります。

議員ご指摘のように、ごみは廃棄するものというものから資源ごみに使えるものは使っていくと、そういう方向に変わってきておると。そういう中でもごみの持ち去りの対策、そういうものについてのご質問でございますが、これにつきましては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

次に2番目の町道改良についての（1）の拡幅工事のみで対応していくのか、また、（2）の住宅密集地や孤立集落での道路改良についての方策、そういうものについてもご提案がございましたが、これについては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

また、水道事業についてであります。水道設備について、石綿管の問題もありますが、七会地区の水道の加入率の問題もございましたが、七会の加入申込率が85%ということですが、これらについては、この加入申し込みをした方に対しては、できるだけ早く水が供給できるように、そして、本管がいったらば早くつないでもらうように、そういう努力をしまいたいと考えております。

石綿管については、担当課長よりご答弁を申し上げます。

○議長（鯉淵秀雄君） 町民課長横田栄子君。

〔町民課長横田栄子君登壇〕

○町民課長（横田栄子君） 9番杉山議員さんの質問にお答えいたします。

資源ごみの持ち去りの件でございますが、過日、鉄くずやアルミ缶の価額高騰に伴いまして、資源ごみの抜き取りを行っている者があるとの通報を何回も受けております。この通報の重大さを受けまして、町では、収集箱に資源ごみの抜き取り禁止の看板を設置するとともに、常北交番、または笠間警察署のほうにパトロールの強化を依頼しました。現在では、町内の駐在所において重点的に監視をいただいております。

抜き取りは犯罪行為でありますので、町民の善意を思えば許されないことでありますので、引き続き看板の設置やパトロールを行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 都市建設課長栗林俊一君。

〔都市建設課長栗林俊一君登壇〕

○都市建設課長（栗林俊一君） 杉山議員にお答えいたします。

町道改正でございます。

町道につきましては、住宅等への出入りなど生活道路としての機能を主目的とするもの

が大半を占めており、まずは従前の道路機能の維持拡充を図ることが重要と考えております。また、新たな道路を整備する場合には、管理すべき道路の延長がふえることとなりますので、財政状況が厳しい折から、現道拡幅を原則として町道整備を図っていくことが効率的であると思われます。

ただし、議員ご懸念のとおり、住宅密集地における道路拡幅や孤立集落への連絡道への整備などの場合には、必ずしも現道拡幅が適切でない場合もございますので、路線ごとに現地の状況を勘案の上、適切な手法を検討し町道の改良を進めてまいります。

また、待避所や1.5車線道路の整備手法についてでございますが、現地の状況や地権者の意向を勘案しながら、手法の一つとして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 水道課長松崎 榮君。

〔水道課長松崎 榮君登壇〕

○水道課長（松崎 榮君） それでは、9番杉山議員さんのご質問にご答弁いたしたいと思います。

各地区の石綿管の残存というご質問かと思えます。まず、各地区ごとですけれども、上泉地区が約300メートル、石塚地区で2,700メートル、小松で約1,700メートル、古内地区で400メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 傍聴人1名を許可いたしました。

9番杉山 清君。

○9番（杉山 清君） 2回目の質問をさせていただきます。

実はもう2カ月ぐらいになりますが、広域地方事務組合のほうに行っていました。それで、今回の質問は窓口業務、町民課という形の中ではありますが、内容がわからない点もありましたので、資源ごみの平成17年度から平成19年度までの分別のごみに対しての数量、それと金額を調べさせていただきました。

この中で、まず一番金額が大きいのが粗大ごみであります。粗大ごみは2年間で約28%ふえております。それで、売却金額も1,000万円強という形であります。そういった中で減っているものは何かといいますと、割と金額が大きいんですが、アルミ缶、これが15%強減っております。722万8,000円であります。そして、さらにスチール缶、これが約28%減っております。252万円。こういったものを古紙とか、ペットボトルとかいろいろありますけれども、合計すると、平成19年度は2,152万3,534円の金額となっております。では平成17年度はどの辺あったのかなと、私は見たんですが、全体で1,204万5,089円あります。この差約950万円弱あるわけです。量的には減っていて、金額は上がっているわけです。そうすると、本来ならば平成17年度の量、これは全部それが町民の方から出してもらえという形ではないにしても、やはりその差が大きいわけであります。

こういったことを踏まえますと、資源ごみというのは町のほうから分別をしてくださいよという形の中で、町民の方をお願いをしているわけです。例えばペットボトルなどは栓をとり、水道の話ではありませんが、水道の水を使い、そして、洗ってきれいにし、そして袋に詰めて出しているわけです。それを目の前で持ち去りをされるということは、やはり町のほうの管理が不十分であると私は思います。

そういったことで、例えば全国でこういった措置をとっているかということも調べさせていただきました。まず、一番初めに、この持ち去りに関して条例をつくったりとか、裁判問題等になったところが東京の世田谷区であります。ここは資源ごみ持ち去りに対しての罰則を科す条例をつくってあります。これはもう5年前です。2003年につくられているわけであります。そういったことも踏まえて、この町としてこういった条例をつくる考えがあるのかどうか、お伺いをします。

それと、町道改良についてであります。大枠答弁をいただきました。ただ、現場を対応しながらやっていくという形で言われましたが、相当期間がかかってできないところがあるわけであります。私も議会に入って一番初めの質問が、災害時と緊急時に対する町道の改良でありました。もちろん地元の質問は一切しませんでした。なぜなら、有権者の方から地元地元で質問するのはやめると、そういう形を言われたからであります。そういったことで質問したところが、計画にのっているところもありますけれども、いまだに全然進んでいないというのが現状であります。これは住宅があつたりとか、宅地が多いとか、塀がかかっているとか、いろいろな問題があると思うんです。ただ、図面を見ると、迂回してもいいのではないかと、また、何年か前の道路が近くにあるのにそれを利用できないのか、そういうことも考えたから今回はこのような質問をさせていただいたわけであります。

また、火災とか、地震とか、そういうときにおいても、やはり消防車は入っていくけれども、避難する車はどこを通ったらいいんだ、そういうところが見受けられます。これははっきり言いますと、一番初めに質問したのは、私は緑ヶ丘団地、桂地区です、あそこは袋小路です。20軒とか30世帯の問題ではないです。でも、いまだに解決できておりません。入り口はちょっと広いんですが、中にいくとしばまれていて、もう車は出しようがないような状態になるでしょう。そういったことで、よい結果を出していただきたいなと思います。この件に関しては、今後とも引き続き注目していきたいと思います。

それと水道事業、石綿管であります。石綿管の入れかえに関する補助というものは、平成2年に創設されているわけであります。これは課長もご存じだと思います。このときには、各水道事業団体の全延長の1割、これが石綿管が入っていないと補助は受けられなかったわけです、そうですね。そういった対象の枠がありました。そして、これだけではなかなか工事が進まないということで、その後、1割枠が撤廃されて、そして、平成19年までの期限として進んだわけです。それで、阿久津課長、これは今の松崎課長も努力した

と思いますが、2.4キロ工事が平成19年度へ、これは一括ですから、その前はないですから、終わったわけです。

それで、なぜこのような質問を私がするかというと、この事業は今後平成19年度からさらに延長されて平成23年度までの時限事業になっているんです。時間が決まっているわけだから、さっき計画が出ていなかったですよ、言いましたけれども。計画を出してくださいということと言ったわけであります。

それで、道路の件でも災害を言いましたが、この石綿管というのは、地震にすごく弱いわけであります。それと、先ほど距離数を言われましたが、どう見ても、私はこれは入っているところの地域が全部網羅しているわけではありません。ただ、この数字と地域を見ると、どうも単独で入っているところが多いのではないかと。それは、今まで工事をしてきた2.4キロというものは、下水道と並行して工事をやってきたと思います。ところが、4地区、今言われましたが、ここは並行して工事ができるという形ではないところが多いと思います。

それで、これは課長にお伺いしますが、県からは先ほども質問の中に入れましたが、入れかえの計画というものを提出するようにという指導は受けていないんですか。そういったことを入れて、2回目の質問を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 町民課長横田栄子君。

○町民課長（横田栄子君） 杉山議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

資源ごみ抜き取りに罰金を科する条例でございますけれども、本町を含め県内30市町村では、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中で、集積所に排出された資源ごみの所有権は町に既存し、町はこれを占有する。事務組合が指定する業者以外の収集運搬禁止という条文が明記されております。当面は、この条例を適用いたしまして、抜き取り防止に努めてまいりたいと思います。

また、罰金を科する条例の制定につきましては、今後の状況を見ながら対応してまいります。

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 水道課長松崎 榮君。

○水道課長（松崎 榮君） それでは、9番杉山議員さんの第2回目のご質問にご答弁いたします。

まず、入れかえの計画でございますけれども、旧常北地区につきましては、議員さんおっしゃるとおり、下水道等の工事と一緒に入れかえ工事を行ってまいりました。現在公共下水道とか、農業集落排水事業、これは平成23年度までの認可でございますけれども、認可区域内で約3.7キロが更新できる予定でございます。これも下水道等の変更があればまた数値的にも変わってくるかと思われます。平成23年度以降につきましては、下水道等の認可の決定がしておりませんので、今のところは未定であります。

それと、県等の会議等でも布設がえを県等から指導はございますけれども、実際県としても、事業を実施するのは市町村でありますので、市町村の意見でやるようにということでございます。県内の各市町村で実際67の水道事業体がございますけれども、平成18年度末現在、石綿管の残っている事業体が42事業体、約63%ぐらいの事業体が残っているような状態でございます。これにつきましては、財政等の問題等もあり余り進んでいないのかなと思われます。

○ 9 番（杉山 清君） 県の事業は県へ出してあるんですか。

○ 水道課長（松崎 榮君） 今のところ、当町といたしましては、石綿管の更新事業だけの事業採択を要望しておりませんので、計画は提出しておりません。

以上です。

○ 議長（鯉淵秀雄君） 9 番杉山 清君。

○ 9 番（杉山 清君） 3 回目の質問に入らせていただきます。

まず、条例に関してであります。なぜこういうことを言いますかというのと、この町には、城里町空き缶等の回収に関する条例ができております。要するに、課長、これは空き缶だけなんです。やはり時代にのっとった町の法というものは必要ではないかと私は思うわけであります。

資源に限りあるという形の中で、先ほども言いましたが、昨年、もったいない運動で世界的に反響を巻き起こした、これは先日の新聞にも社説の中に書いてありましたけれども、ケニアの環境保護活動家のワンガリ・マータイさんの言葉であります。日本人はもともとは物を大事にする、そういったものが美德としたものを心に原点として持っていた。それがもったいない運動のさらなる運動に結びついたという言葉が載っておりましたが、町で町民の方に分別をこうしてください、こういうふうに洗って出してください、袋に入れてください、新聞は縛ってくださいという形の中で出しているのにもかかわらず、もうごみ箱の前に持っていけば、これは町の管理ですよ。ごみ箱を設置しているのは町ですから。

そういう中で、世田谷区とか、ほかの条例も私持っているんですが、それと、2003年から相当な数、この条例をつくっております。もちろん町としてつくっているところは少ないんですが、それにしても広がりがすごいんです。こういったことを町民の方が聞いた場合に、町は何をやっているんだと言うのは当たり前だと思います。だって、実際的に2,000万円からの資源ごみの売り上げがあって、本来ならばもう少し確保していれば、さらにこれは900万円とは言いませんけれども、500万円、600万円上乗せができたわけあります。削減することはいいです、だけれども、お金が入ることにも目を向けていただきたいという気持ちで、私は質問しているわけあります。

この空き缶等の回収に関する条例においても、ちょっと時代が古い。それと、この条例というのは、常北の条例と桂の条例を合わせてつくったわけですよ。この辺を課長が決

めるのはちょっと酷だと思いますけれども、町長どういうふうに思っていますか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、水道事業であります。県は毎年春、新年度に、指導のために説明会を開いておりますよね。これは課長は行っておりますか。ことしと来年は国としても平成23年までに入れかえを進めたいということで、キャンペーンもやるわけですよね。そういったことも恐らく連絡が来ていると思います。セメント管という正式名称であります。やはり名前がアスベストという形は出ていないですから、それはあれでしょうけれども、今県内、また日本全国において地震の問題も、災害も出ております。そういった中で、これは地区で1カ所でも管が割れれば大きな断水となるわけですよね。その地区以外にも広がるわけです。そういうことも踏まえた中で、私は並行的に下水道と一緒に入れるのはわかります。それは予算の問題もいろいろあるでしょう。ただ、単独管で入っているところが、1年で10メートルもできないということはどういうことなのかなということなんです。もちろんこれは一般会計から水道会計のほうに繰り入れている面もあるでしょう、大変なのを。だけれども、やはりこれだけおくらせているということは、平成23年までだったら、初めの補助から20年以上になってしまいます。もう少しお考えをいただきたいなと思います。

以上で、3回目の質問を終わりにします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 空き缶回収条例の件であります。冒頭議員からもありましたように、やはりごみに対する価値観と申しますか、そういうものが大きく変わってきていると。空き缶回収条例をつくったときは、恐らくそう金にならないでそこら辺に転がして、このごみを処理しなければならない、そういう時代でもあったのではないかと考えております。これがまた世の中が逆転して、価値を生まなくなったら、今度は公共がそれを全体的にまた集めて処理しなければならないと、そういう時代が来ないとも限らないと、私はそういうふうに思っておりますが、そういう中での空き缶回収条例については、よく見直しをして、改正すべきところは改正しながら、やはり時代に合わせてやっていくというような考えであります。

以上です。

○9番（杉山 清君） ありがとうございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、9番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第8号、5番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

○5番（飯村吉伊君） それでは、通告によります5番飯村吉伊の一般質問に入ります。

まず最初に、1番といたしまして、鳥獣被害対策についてを伺います。

そのうち、鳥獣による被害状況についてをまず1番としてお伺いいたします。

現在、野生鳥獣の生息分布が全国的に拡大しております。野生鳥獣による農作物の被害金額は、全国では200億円を上回るといわれております。当城里町においても、収穫時期に入っておりますが、農作物の被害は膨大ではないかと思われます。これらについては、カラス、スズメ、ハクビシン、イノシシ等による被害があるかと思いますが、これらの状況についてお伺いいたします。

2 番目といたしまして、有害駆除対策についてをお伺いいたします。

有害駆除対策については、主にカラス、ハクビシンもあろうかと思いますが、主体的にはイノシシ等の被害による駆除対策が考えられます。作物の被害があった場合、有害駆除申請要望について、実際に有害駆除の許認可についてお伺いしたいと思います。

有害駆除許認可については、県の条例に従って町長が委任事項でなっているのかと思われますが、これらについて確認いたします。

3 番目といたしまして、農業作物被害防止対策補助事業についてをお伺いいたします。

先ほど南條議員さんのほうからご質問がありまして、電気さくについては前向きで検討しようという答えが出ております。それらの内容について、細部にわたってご質問していきたいと思います。

鳥類等による被害を未然に防止するために、隣接の町村で笠間市、茂木町では補助事業を実施しております。笠間市は、笠間市農業被害防止事業補助金交付要綱を定め、それに基づいて反当たり3万円を支給しております。さらに笠間地区では、県央南農業共済組合が同じような補助事業を実施しておりまして、やはり3万円を補助するようになっております。それで、農家ではその二重補助をもらっておりまして、大体3割からそこらで自己負担が済んでおります。

さらに、茂木町ですが、これらについても補助事業を実施しており、その内容としましては、国が2分の1、県が10分の2と、その内容というか、これは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱に従いまして、補助事業を実施しているようでございます。

そのような状況から、前向きに電気さくについては補助しますということですが、一般的な防護さくとか、それらもありますので、当城里町においても、補助事業を考えてはいるかなものですか、お伺いいたします。

第1回目の質問についてお願いいたします。

○議長（鯉淵秀雄君） 傍聴人2名を許可いたしました。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 飯村吉伊議員からの一般質問に対してご答弁を申し上げます。

第1点目の鳥獣被害対策についてであります。これらにつきましては、先ほど南條議員からもご質問がありました。やはり山間部、また、特に水戸市周辺の上入野あたりですが、あの辺も大分イノシシが出るということでありまして、これらにつきましては、茨城

栃木鳥獣害の対策協議会、そういうものもっております。鳥獣については、県境も市町村境ありませんので、そういうことで、お互い連絡を取り合いながら対策を立てていくということで、そういう協議会もっておりますが、いずれにいたしましても、それらの駆除対策、それから補助の内容、こういうものにつきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

○産業振興課長（田口喜一君） それでは、飯村議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます鳥獣による被害の状況ということでございますが、面積等は把握しておりませんが、一番多いのは鳥類による被害が最も多いと思っております。続きまして、イノシシによる被害が、ここは特定地区でございますが、上下赤沢、塩子、上入野、上下古内、錫高野、岩船地区等から相当なる要望等が出ております。

続きまして、2番の有害駆除対策についてでございますが、区長からの要望により、イノシシによる農作物の被害が発生した場合は、町長が猟友会の城里支部へ捕獲の依頼をし、春、秋の年2回実施して、先ほど南條議員さんのときにお答えしましたが、平成17年から平成20年までで150頭ほど捕獲してございます。

3番目の農作物被害防止の対策の補助事業ということにつきましては、先ほど南條議員さんのところでお答えしましたが、前向きに検討していくということでございます。

それと、国の補助事業等を実施してはどうかということでございますが、地域住民等から要望があればその辺も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 5番飯村吉伊君。

○5番（飯村吉伊君） それでは、第2回目の質問に入ります。

ただいまの1番の鳥獣による被害の状況については、面積は発表されておりますませんが、鳥獣類の被害が大であると申されましたが、これは果樹園、それから、これらについては、あと野菜とか、そういうものが鳥獣については多いのかと思います。さらに、イノシシについては、農作物の被害については、対策としては有害駆除とあとは防護さくでは電気さく、さらにはトタン、それから鳥獣類については網とかありますが、これらについての補助事業については考えられないのか、お伺いいたします。

それから、2番のほうの有害駆除対策については、有害駆除捕獲隊員について伺いたいと思います。

現在、有害駆除が8月1日から9月末まで実施されているようですが、そのうちで平成20年は40頭の捕獲を見ているということで、ことしはイノシシのふえているのが多いのかなと思われます。その中で、上赤沢地区も被害が大きく、稲、ソバ、さらにはリンゴ、サツマイモ等が被害を受けております。そのために区長さんから有害駆除の要望箇所が、上

赤沢地区からは大きく出ていると思われます。しかしながら、現在上赤沢地区では1頭も捕獲されてございません。そのような状況から、上赤沢の水田に被害等が増大しております。そのために私らも地域の農作物の被害のために、自分らと3名、上赤沢地区では前年度狩猟許可免許を取得いたしました。しかしながら、有害駆除隊には入れません。これらについて地元から、免許をとったのになぜ捕獲できないんだと言って、そういうふうに聞かれておりまして、わなをかけてくれと私らのところにも何回か来られるんです。そういうことで、その有害駆除隊員になるにはどういうことを申請すればいいのか、それらについてお伺いしたいと思います。

さらに、捕獲器というか、補助事業で防護さく、それらについての補助事業について、茂木町では総合鳥獣被害防止施策事業を実施しております。それと申しますのは、時限立法で、農山漁村の活性化のための定住等及び地域交流の促進に関する法律に基づいて、この制定につきましては、平成19年の法律48号で定められております。これらの茂木町の総合鳥獣被害防止施策事業については限定がございまして、山村振興法に基づいた、さらには過疎地域自立促進特別措置法に指定されている地域と定められております。このようなことで、旧七会地区についてはこれらに該当いたしますので、旧七会地区については、これらの事業の運用といたしますかね。それで、当七会地区につきましては、笠間地区でも茂木地区でも補助事業を実施しているようなことで、イノシシが自然的に七会地区に追いやられてしまう状況になっております。そのような状況から、ぜひともお願いしたいと思います。

そういう考えで、電気さくについては前向きで検討するということですが、果樹園とか、そういうさく、それらについても考えられないのか、お伺いいたします。

2回目を終わります。

○議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

○産業振興課長（田口喜一君） 飯村議員さんの質問にお答えをいたします。

鳥類による被害が先ほど最も多いと言いましたが、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリによる小松菜、ハウレンソウ等の食害及び稲の食害でございます。ハクビシンによるトウモロコシ、リンゴ、カキ等の食害、イノシシによる麦、ソバ、クリ等の食害が当町では相当発生しております。

それと、有害駆除隊員になるのにはどのようなあれがあるのかということでございますが、要件が5つほどありまして、従事者になるには、目的とする鳥獣の捕獲技術にすぐれ、有害捕獲のための出勤が可能であり、安全かつ適切に捕獲することができる者とするというのが第1の条件でございます。それに附属しまして、下にある5件のすべての要件を備えていなければだめだということでございます。

原則として被害等の発生している地域と同一の市町村に居住している者であること、原則として、申請日前5年以上の狩猟歴を持ち、かつ3年以上継続して狩猟者登録を受けて

いる者であること、過去において狩猟事故や違反がなく、人格円満な者であること、捕獲依頼に応じて随時捕獲活動に従事することができ、かつ狩猟保険等に参加しており、狩猟事故による損害賠償能力を備えている者であること、最後に、市町村または法人が実施する捕獲隊による共同捕獲の場合は、県猟友会支部長が推薦する者であること、以上、すべての要件を備えていなければだめだということでございます。

それと、リング等の網等についても補助はないのかということでございますが、当町としては、その辺まで考えていきたいなとは思っておりますが、金額的なこともありますので、検討していきたいと思っております。

あと、山村振興地域の補助事業ということでございますが、山村振興地域に指定されているのは、旧七会村だけでございます。先ほども申しましたように、地域住民等の要望があれば実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 5 番飯村吉伊君。

○5 番（飯村吉伊君） それでは、最後の質問に入ります。

ただいま答弁がありましたように、城里全地区では、笠間市、県央南共済組合が実施しているように、3 分の 1 の市単独事業、それと、城里町については町単独事業になろうかと思いますが、そういう一般の城里地域全体については町単独事業、さらに七会地区につきましては、集落全体を含みまして、先ほど言いました国の補助で、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づいた総合鳥獣被害防止事業の補助事業に取り組んだほうが、国が 5 割の県が 2 割ですので、こういう得策があるんですから、このような事業に取り組んでほしいと思います。それらについての答弁は、もう一回、町長に今度はお伺いいたします。お願いします。

○議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

○町長（金長義郎君） 補助制度につきましては、それぞれいろいろな方面の補助制度、また、共済組合なども含めた考え方もありますので、十分条例といいますか、補助要綱、そういうものも整備をしながら、これらの対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、5 番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 45 分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（鯉渕秀雄君） 本日の一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の会議は９月19日午後２時に本議場において開会し、議案質疑から入りますので、会議10分前までにはご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 4 7 分散会

平成 20 年第 3 回
城里町議会定例会会議録 第 4 号

平成 20 年 9 月 19 日 午後 2 時 07 分開議

1. 応招議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	寺 田 和 郎 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	三 村 由利子 君
3 番	阿久津 則 男 君	12 番	松 崎 信 一 君
4 番	桐 原 健 一 君	13 番	小松崎 三 夫 君
5 番	飯 村 吉 伊 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	小 林 祥 宏 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	玉 川 台 俊 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	南 條 治 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	杉 山 清 君	18 番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	河原井 大 介 君	10 番	寺 田 和 郎 君
2 番	関 誠一郎 君	11 番	三 村 由利子 君
3 番	阿久津 則 男 君	12 番	松 崎 信 一 君
4 番	桐 原 健 一 君	13 番	小松崎 三 夫 君
5 番	飯 村 吉 伊 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
6 番	小 林 祥 宏 君	15 番	根 本 正 典 君
7 番	玉 川 台 俊 君	16 番	阿久津 尚 一 君
8 番	南 條 治 君	17 番	小 坏 孝 君
9 番	杉 山 清 君	18 番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副	町	長	赤	津	康	明
教	育	長	三	村	亮	一
代	表	監	一	木	邦	彦
総	務	課	田	上		勤
企	画	財	阿	久	津	保
税	務	課	山	口	充	彦
町	民	課	横	田	栄	子
保	険	課	加	倉	井	一
健	康	福	松	本	秀	利
産	業	振	田	口	喜	一
都	市	建	栗	林	俊	一
下	水	道	高	橋	洋	造
会	計	課	川	又	重	光
水	道	課	松	崎		榮
農	業	委	阿	久	津	道
教	育	委	海	野	勝	美

1．職務のため出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	三	村	主
局	長	補	佐			小	林	恵
書			記			桑	野	智

1．議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成20年9月19日（金曜日）

午後 2時00分開議

- 日程第3 議案第48号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第50号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例について
- 日程第6 議案第51号 城北地方広域事務組合理約の変更について
- 日程第7 議案第52号 城里町ふるさと応援寄附金条例の制定について

日程第 8	議案第53号	城里町公の施設の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第54号	平成20年度城里町一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第10	議案第55号	平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第11	議案第56号	平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第12	議案第57号	平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第13	議案第58号	平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第14	議案第59号	平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第15	議案第60号	平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第16	議案第61号	平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第17	議案第62号	平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第19	議案第64号	平成19年度城里町一般会計決算認定について
日程第20	議案第65号	平成19年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第21	議案第66号	平成19年度城里町老人保健特別会計決算認定について
日程第22	議案第67号	平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定について
日程第23	議案第68号	平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第24	議案第69号	平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第25	議案第70号	平成19年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第26	議案第71号	平成19年度城里町水道事業会計決算認定について
日程第27	請願第 2 号	教育予算の拡充を求める請願
日程第28	請願第 3 号	過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書
日程第29	陳情第 4 号	燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情
日程第30	陳情第 5 号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情
日程第31	報告第20号	議会広報委員会視察研修報告書
日程第32	報告第21号	議会運営委員会視察研修報告書
日程第33	報告第22号	城里町住生活基本計画に係わる基礎調査報告書

日程第34 報告第23号 城里町ふるさと応援寄附金条例施行規則

日程第35 報告第24号 地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率

日程第36 報告第25号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

追加日程

発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書

発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書

発議第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書

発議第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

議案第48号

議案第49号

議案第50号

議案第51号

議案第52号

議案第53号

議案第54号

議案第55号

議案第56号

議案第57号

議案第58号

議案第59号

議案第60号

議案第61号

議案第62号

議案第64号

議案第65号

議案第66号

議案第67号

議案第68号

議案第69号

議案第70号

議案第71号

請願第 2 号

請願第 3 号

陳情第 4 号

陳情第 5 号

報告第20号

報告第21号

報告第22号

報告第23号

報告第24号

報告第25号

追加日程

発議第 3 号

発議第 4 号

発議第 5 号

発議第 6 号

午後 2 時 0 7 分開議

議員の出欠

○議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

○議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人はございません。

議案第 4 8 号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鯉淵秀雄君） それでは、本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第48号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 9 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 0 号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 1 号 城北地方広域事務組合理約の変更について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 2 号 城里町ふるさと応援寄附金条例の制定について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 3 号 城里町公の施設の指定管理者の指定について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第53号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 4 号 平成 2 0 年度城里町一般会計補正予算（第 2 号）について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号 平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第56号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第57号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第57号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第58号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第58号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第59号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第59号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第60号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第60号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第61号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第61号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第62号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第62号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定について

議案第65号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第66号 平成19年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第67号 平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第68号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第69号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第70号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定について

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、決算特別委員会に付託されていた議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定についてから議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定についての審議の結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

11番決算特別委員長三村由利子君。

〔決算特別委員長三村由利子君登壇〕

○決算特別委員長（三村由利子君） 今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定についてから議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定についてまでの計8件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により、各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。

総務常任委員会は、9月10日午後2時から委員会室において開催し、執行部より関係課、局長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、決算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定について（所管分）は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、教育民生常任委員会は、9月11日午前10時から委員会室において開催し、執行部より関係課、局長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、決算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定について（所管分）から議案第67号 平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定についてまでの4件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会は、9月12日午前10時から委員会室において開催し、執行部より関係課、局長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、決算書の歳入歳出事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定について（所管分）、議案第68号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてから議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定についてまでの5件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

審査の過程において、各委員から出されました主な質疑については、別紙報告書のとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、委員長の報告とさせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 以上で、決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成20年度城里町議会決算特別委員会報告書が、決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

- 議長（鯉渚秀雄君） これより討論に入ります。

議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。
-

- 議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第58号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第59号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第60号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第61号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第64号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第67号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第68号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第69号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第70号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第71号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

○議長（鯉渚秀雄君） これより採決に入ります。

議案第48号 城里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う城里町条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第50号 公益法人制度改革に伴う城里町条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第51号 城北地方広域事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第52号 城里町ふるさと応援寄附金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第53号 城里町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第54号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第55号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第56号 平成20年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第57号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第58号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第59号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉渚秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉渚秀雄君） 次に、議案第60号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第61号 平成20年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第62号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第64号 平成19年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第65号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第66号 平成19年度城里町老人保健特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第67号 平成19年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第68号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第69号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第70号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第71号 平成19年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（鯉淵秀雄君） これより、請願及び陳情の審査に入ります。
お諮りいたします。

請願、陳情の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願、陳情の議案朗読は省略することに決定いたしました。

次に、日程第27、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案は、9月9日に教育民生常任委員会に付託されていたものであります。教育民生常任委員長の報告を求めます。

8番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

○教育民生常任委員長（南條 治君） 教育民生常任委員会を代表し、9月9日に付託されました請願第2号 教育予算の拡充を求める請願の審査結果について、ご報告をいたします。

去る9月11日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。その結果、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況、また、低所得者層の拡大、固定化などにより、子どもたちが受ける教育の水準に格差が広がりつつあります。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって子どもたちが受ける教育の水準に格差がないよう、当町においても教育予算をしっかりと確保、充実させる必要があることから、請願第2号は採択とすることにいたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉渕秀雄君） お諮りいたします。

請願第2号については、ただいまの教育民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は、議員控室でお待ちください。

午後 2時32分休憩

午後 2時50分開議

○議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（鯉渕秀雄君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま8番南條 治君ほか6名から、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書が

提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第３号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第３号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（鯉渕秀雄君） 追加日程第１、発議第３号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

○議会事務局長（三村 主君）

発議第３号

平成20年 9月19日

城里町議会議長 鯉 渕 秀 雄 様

提出者	南 條 治
賛成者	小松崎 三 夫
賛成者	寺 田 和 郎
賛成者	根 本 正 典
賛成者	玉 川 台 俊
賛成者	小 林 祥 宏
賛成者	飯 村 吉 伊

教育予算の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年 9月19日

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、厳しい地方財政の状況や地方交付税削減の影響などから、自治体独自の少人数教育を推進することや学校施設整備などには限界がある。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられるようにする必要がある。

よって、政府においては、教育予算を国全体として、しっかり確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

1 きめ細かい教育の実現のために、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定すること。

2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3 学校施設整備費（校舎の耐震化等）、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4 教職員の人材確保のため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのための財源確保に努めること。

5 学校統廃合問題については、子どもたちを中心に据え、保護者や地域住民の意見等を聞きながら慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年9月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります8番南條 治君より、発議第3号の趣旨説明を求めます。

8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

○8番（南條 治君） 発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであります。現在、多くの都道府県で児童・生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されております。しかし、厳しい地方財政の状況や地方交付税削減の影響などから、自治体独自の少人数教育を推進することや学校施設整備などに限界があります。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育を受けられることが必要であります。そのため教育予算を国全体とし、しっかりと確保・充実させる必要があると思います。

以上、教育予算の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） これより、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に衆議院議長ほか関係各大臣あて提出させます。

請願第3号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第28、請願第3号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書を議題といたします。

本案は、9月9日に総務常任委員会に付託されていたものであります。総務常任委員長の報告を求めます。

6番総務常任委員長小林祥宏君。

〔総務常任委員長小林祥宏君登壇〕

○総務常任委員長（小林祥宏君） 総務常任委員会を代表し、9月9日に付託されました請願第3号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての請願書の審査結果についてご報告いたします。

9月10日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。その結果、本法制定により、本町では過疎債充当事業の恩恵に浴し、生活環境の整備や産業の振興に一定の成果を上げてきたところですが、引き続き過疎地域の振興を図り、住民の生活を支えていく必要があると考えます。

このようなことから、本法失効後は、新たな過疎対策法の立法化が必要であると思いますので、採択することに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

請願第3号は、ただいまの総務常任委員長のご報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

午後 3時00分休憩

午後 3時01分開議

- 議長（鯉渕秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

- 議長（鯉渕秀雄君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま6番小林祥宏君ほか6名から、発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鯉渕秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書

- 議長（鯉渕秀雄君） 追加日程第2、発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

- 議会事務局長（三村 主君）

発議第4号

平成20年9月19日

城里町議会議長 鯉 渕 秀 雄 様

提出者 小 林 祥 宏

賛成者 小松崎 三 夫

賛成者 寺 田 和 郎

賛成者 根 本 正 典

賛成者 南 條 治

賛成者 玉 川 台 俊

賛成者 飯 村 吉 伊

過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の
立法化についての意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年 9 月19日

過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな
過疎対策法の立法化についての意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果をあげてきたところであります。

しかしながら、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからない状態は依然として続き、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の脆弱化が進むなかで、一部の集落においては、共同作業や冠婚葬祭等の面において共同体機能の維持が困難になるなど、極めて深刻な状況に直面しております。

また、近年の市町村合併の進展により、過疎地域を包含した新たな市町が誕生するなど、過疎地域を取り巻く状況は大きく変化しており、制度面を含め新たな問題にも直面しております。

一方、過疎地域は、都市に対して食料・水資源の供給、国土の保全などの多面的・公共的機能を担っているのも事実です。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であることは言うまでもありません。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化することが必要であります。

よって、平成22年度を初年度とする新たな過疎対策法の立法化に向け、必要な措置を講じられますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 9 月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります6番小林祥宏君より、発議第4号の趣旨説明を求めます。

6番小林祥宏君。

〔6番小林祥宏君登壇〕

○6番（小林祥宏君） 発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書の趣旨説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年の過疎対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、本町では、過疎債充当事業の恩恵に浴し、生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところです。しかし、人口減少、少子高齢化に歯どめがかからない状態は依然として続き、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など深刻な状況に直面しています。過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが必要であります。

よって、過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣に提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） これより、発議第4号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に關係各大臣あて提出させます。

陳情第4号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情

陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第29、陳情第4号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情及び日程第30、陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情を議題といたします。

本案は、9月9日に産業建設常任委員会に付託されていたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

5番産業建設常任委員長飯村吉伊君。

〔産業建設常任委員長飯村吉伊君登壇〕

○産業建設常任委員長（飯村吉伊君） 産業建設常任委員会を代表し、9月9日に付託されました陳情第4号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求め

る陳情及び陳情第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情の審査結果についてご報告いたします。

9月12日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。その結果、陳情第4号については、燃料、肥料、飼料、農業資材の価格が高騰し、農家経営を圧迫しております。このような中、国内産の増産による食料自給率の向上が待ったなしとなっており、農家の苦境を緩和するための対策を講じることが急務であると思いますので、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号については、現在、国民の需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されており、ことしの4月には、価格高騰の影響で不落札の事態になっています。これ以上日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を奪うことにならざるを得ないので、採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

陳情第4号及び陳情第5号については、ただいまの産業建設常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号及び陳情第5号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

午後 3時08分休憩

午後 3時09分開議

○議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（鯉淵秀雄君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま5番飯村吉伊君ほか6名から、発議第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書及び発議第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鯉渚秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号及び発議第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書

○議長（鯉渚秀雄君） 初めに、追加日程第3、発議第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

○議会事務局長（三村 主君）

発議第5号

平成20年9月19日

城里町議会議長 鯉 渚 秀 雄 様

提出者 飯 村 吉 伊
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 寺 田 和 郎
賛成者 根 本 正 典
賛成者 南 條 治
賛成者 玉 川 台 俊
賛成者 小 林 祥 宏

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書
上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年9月19日

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書

燃料、肥料、飼料、ビニール類、ダンボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は、農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとで、国内産の増産による食料自給率の向上が待ったなしとなっているいま、このような事態を放置するなら、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務とな

っています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を緩和するための対策が急がれています。

よって、次の事項の実現を求めます。

１．政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。

２．原油や穀物への投機を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年 9 月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上でございます。

○議長（鯉淵秀雄君） 議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

○議会事務局長（三村 主君） 議事日程第2号の追加日程第3、発議第5号の中に誤字ございました訂正をお願いいたします。

「燃料、肥料、資料」の「資料」の関係を食へんの「飼料」にご訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、発議第5号の意見書の欄、こちらの「資料」につきましても、ご訂正をお願いしたいと思います。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります5番飯村吉伊君より、発議第5号の趣旨説明を求めます。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

○5番（飯村吉伊君） 発議第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

燃料、肥料、飼料、ビニール類などあらゆる農業資材の価格が高騰し、こうした生産コストの上昇分は出荷価格に反映されていないため、ストレートにのしかかり、農家経営を圧迫しております。国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれている中、国内産の増産による食料自給率の向上が待たないとなっております。このような事態を放置することは、国民生活に重大な影響をもたらします。このようなことから、農家の苦境を緩和するための対策を講じることが急務であると考えられます。

よって、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） これより、発議第5号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に衆議院議長ほか関係各大臣あて提出させます。

発議第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、追加日程第4、発議第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

○議会事務局長（三村 主君）

発議第6号

平成20年9月19日

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄 様

提出者 飯 村 吉 伊

賛成者 小松崎 三 夫

賛成者 寺 田 和 郎

賛成者 根 本 正 典

賛成者 南 條 治

賛成者 玉 川 台 俊

賛成者 小 林 祥 宏

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年9月19日

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして、国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の「食糧サミット」が開催され、7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要

なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうしたなかで、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されていますが、今年4月には、価格高騰の影響で初めて不落札になるという事態になっています。これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国内では、「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されていることからしても、ミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようになっていますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会提供」にすぎません。国際的に米や穀物の需給が逼迫し、先般、決裂したWTO交渉は、今後数年間交渉が宙に浮くことや、ラウンドそのものの崩壊すら取り沙汰されています。今、求められているのは、従来の枠組みにとらわれることのない危機的事態への対応です。

よって、次の事項の実現を求めます。

1. ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年9月 日

茨城県東茨城郡城里町議会

以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります5番飯村吉伊君より、発議第6号の趣旨説明を求めます。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

○5番（飯村吉伊君） 発議第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

現在、トウモロコシ、大豆、小麦、米など国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして、国民生活に重大な影響をもたらしています。こうした中で、国民に需要のないミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入され、ことしの4月には、価格高騰の影響で不落札になるという事態になっています。これ以上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは国際的な価格の高騰に加担し、途上国の食糧を奪うことにならざるを得ません。

国内では生産過剰が米価下落の原因であることとし、生産調整が拡大・強化されていることからしても、ミニマムアクセス米の輸入は許されるものではありません。

よって、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書を内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出すべきと思います。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（鯉淵秀雄君） これより、発議第6号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に衆議院議長ほか関係各大臣あて提出させます。

議会広報委員会視察研修報告書

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第31、報告第20号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員長より報告を求めます。

11番議会広報委員長三村由利子君。

〔議会広報委員長三村由利子君登壇〕

○議会広報委員長（三村由利子君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る7月3日に実施いたしました先進地視察調査につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、親しみやすい読みやすい紙面づくりと編集技術の向上を目的とし、新潟県、聖籠町議会広報対策特別委員会の発行状況や編集方法について調査し、意見を交換してまいりました。

聖籠町では、町民に議会の活動状況や行政の動きを広く知っていただくため、読まれる広報紙を目指しており、このため「公平・中立を厳守すること」、「紙面のスタイルは表紙を含めてこだわらず、個性ある議会だよりを編集する」を基調に、「文章は短く、議会での雰囲気言葉を表現」、「見出しは読みやすく、なるべく多く」、「写真は大きく、人の写っているものを優先」、「余白はうまく利用する」の4点に留意しながら編集し、また、紙面には町民の声を掲載するなど、町民と一体となった広報紙の発行に努めておりました。

今後、城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる事例であり、常に読者の立場に立った議会だよりの編集が大事であるということを感じた調査研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。

今後とも町民に愛され、親しまれる広報紙の発刊にご尽力をお願いいたします。

議会運営委員会視察研修報告書

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第32、報告第21号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

○議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、去る7月31日に実施いたしました先進地視察研修につきまして、ご報告いたします。

本委員会は、本町の議会運営の参考とするため、議会活性化の取り組みがすぐれている宮城県本吉郡本吉町議会を視察研修してまいりました。

本吉町議会は議会活性化のため、一般質問における一問一答式及び対面式の採用、議会報告会の開催、夜間議会の開催、議会の議決にすべき事件に関する条例の制定のもと、議会運営を行っております。

また、明るく住みよい町・住んでよかったと思える町にしていくため、町民が強い関心を持ち、町民の意思が町政に反映される行政が行われるようにと、常に町民の立場に立って議案等の審議に当たっており、今後の城里町議会運営に大いに参考となる研修となった次第であります。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の視察研修報告といたします。
以上です。

○議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。

今後とも城里町議会の活性化と議会の円滑な運営にご尽力をお願いいたします。

報告第22号 城里町住生活基本計画に係わる基礎調査報告書

報告第23号 城里町ふるさと応援寄附金条例施行規則

報告第24号 地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率

報告第25号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第33、報告第22号 城里町住生活基本計画に係わる基礎調査報告書から日程第36、報告第25号 例月出納検査報告については、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で、本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君）　ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君）　平成20年第3回定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る9月9日より開催をされました第3回定例議会におきまして、執行部よりご提案を申しあげました全議案につきまして可決をいただき、まことにありがとうございました。本定例議会の中で一般質問8名の方、また、議案審議や決算特別委員会等におきましても、議員各位からいろいろなご意見やご質問等が出ましたが、執行部といたしましては、それらを十分に踏まえながら、今後の町政運営に当たってまいりたいと思います。

議員各位には、時節柄どうか十分なご自愛をなされまして、ますますご健勝でご活躍あられんことを心からご祈念申し上げまして、御礼にかえたいと思います。

ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（鯉淵秀雄君）　閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝申し上げまして、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

○議長（鯉淵秀雄君）　以上をもちまして、平成20年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後　3時36分閉会